

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2014.5 No.134

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



雇用の流動化 労働組合運動強化の課題

消費税増税
社会保障制度改革

20年ぶりに研究大会を東京で開催!! 分科会報告者募集中、7月25日まで!

基礎経済科学研究所研究大会

会場 駒澤大学

2014年9月14日(日), 15日(祝)

第1日目「現代の政治状況と市民運動

—都知事選と脱原発運動を読み解く—

コーディネーター：大西 広

報告：柳沢遊(慶應義塾大学教授)

「近年の東京都民の政治意識と新自由主義受容層の形成」
瀬戸岡紘(駒澤大学教授)

「最近の日本の右傾化の動向について

—諸外国の事例とともに考える—

その他、地域の脱原発運動からも予定

第2日目「現代日本の貧困とその打開に向けて」

コーディネーター：原田 收

報告：姉齒暁(駒澤大学教授)「消費の中の貧困問題」

布川日佐史(法政大学教授)「生活困窮者政策の検討」

コメンテーター：北島健一(立教大学教授)+高野剛(立命館大学准教授)

この両日、午前には2時間半の5会場で分科会を開催しますので、多数の報告者を募集中です。基礎研の会員でなくとも報告できます。

現在すでに届いている報告者の報告テーマは、「消防職員の人事評価制度と団結権についての動向」、「『資本論』における貨幣取扱資本・信用業と再生産—『資本論』成立史の観点から—」、「『生活文化空間』の経済学」、「キャリア教育と人間発達の経済学」、「蟠川虎三の思想」、「成長段階による要素投入型成長の有効性の違い」、「コモディティーチェーンと農業生産の地域性の形成について」など多様です。読者の皆様のアプライをお待ちしております。

経済科学通信

Letters of Economic Science

第134号 (2014年5月)

「半農半X」と働きつつ学ぶ 小沢 修司 2

NEWSを読み解く

消費税の増税とアベノミクスのゆくえ 梅原 英治 3
社会保障制度改革 佐藤 卓利 10

SPECIAL EDITION
特集

雇用の流動化

特集「雇用の流動化」にあたって 高田 好章 16
安倍政権の「雇用流動化型労働改革」は何をもたらすか 伍賀 一道 18
派遣制度改革と雇用システムの行方 横山 政敏 24
派遣上限撤廃・恒久化を目論む労働者派遣法「改正」の動きをたどる 増田 尚 34
マルチジョブホルダーの労働政策と就業実態 中野 裕史 39
内職・家内労働と在宅ワークの現状 高野 剛 46
貧困化する貯金大国と幸福の条件 和田 幸子 51
雇用の流動化ではなく雇用の定着化を 山西 万三 52

SPECIAL EDITION
小特集

労働組合運動強化の課題

労働組合運動強化の課題 宮下 武美 53
今日の政治社会情勢の激変と労働組合運動の課題 五十嵐 仁 54
労働組合の組織強化に向けた課題 斎藤 寛生 59
報告に対するコメント・討論 宮下 武美 64

投稿論文

人間的労働論の地平 佐中 忠司 66

古典を読み解く

山田盛太郎『日本資本主義分析』の誕生過程と全体構成 中根 康裕 73

書評

小貫雅男・伊藤恵子著『グローバル市場原理に抗する静かなるレボリューション—自然環境型共生社会への道—』／松井暁著『自由主義と社会主義の規範理論—価値理念のマルクスの分析—』／姉齒暁著『豊かさという幻想—「消費社会」批判—』／佐中忠司著『伝統産業 筆づくり』／北村洋基著『改訂新版 現代社会経済学』 80

勤労・実践を捉えかえす学び (22)

グローバルな視点に立ったまちづくり—まちなか商店街の現状と苦悩— 青山 富真 93

誌面批評

特集「ベーシックインカムとマルクス経済学」が検討すべき課題は何であったか—二重に自由な労働者の視点からのベーシックインカムの検討のために— 青柳 和身 96

「半農半X」と働きつつ学ぶ

OZAWA Shuji
小沢 修司

先ごろ、私が所属している京都府立大学の京都政策研究センターが開催した連続自治体特別企画セミナーで、綾部市在住の塩見直紀さんをお呼びしてお話を聞く機会を持った。「半農半X」で全国に名を馳せている塩見さんの話は実に刺激的で、話を聞き進めるにつれて基礎研が設立以来主張し続けている「働きつつ学ぶ」のことが頭の中を占めてくることに驚き、高揚してくる自分に気付くことになった。

塩見さんの「半農半X」は、都会暮らしをやめて自然の恵みを満喫しながら農のある生活をしていこうという主張でもあるが、ミソは半Xにある。Xとは使命であると言われる。人にとっての使命はまさにひとそれぞれであり、自分のやりたいことの社会的意味付けを行うことができれば、稼ぐことに精を出している人生から農のある自然に囲まれた生活で最低限の食い扶持を得ながら社会に開かれた意味のある人生を送ることができるというメッセージである。使命多様性とも言われている。

さらに、やりたいことと使命との違いにもXが関わってくる。人それぞれにはやりたいことがあるだろうが、それを社会とリンクしてクロスさせることで、やりたいことの社会的意味付けが行われ、社会に開かれた人生を送ることに繋がっていく。それが使命というものであろう。個人と社会をリンクさせクロスさせるXでもある。

この話を聴きながら、私の思いは「働きつつ学ぶ」に飛んでいた。半農は食い扶持を得るための仕事、労働であり、半Xは（誰のものでもない）自分自身の時間を使っての自己実現である。塩見さんの半農は農のある生活がミソではあるが、「持続可能な健康的な生活であり、消費欲望を楽しく抑えられる小さな暮らしである」と書かれていて都会生活を念頭に主張されている。「半農半X」は「半労半学」でもあり「働きつつ学ぶ」なのである。ここには単なる語呂合わせを超える繋がりがあがる。

私が基礎研を知ったのは今から40年以上も前のことである。基礎研の人間発達論的『資本論』読みに魅了され、働きつつ学ぶ権利を担う経済科

学の創造運動へと導かれていくことになった。なかでも、「(半労半学の制度は未来の教育の萌芽であり)この教育は、一定の年齢から上のすべての子供たちのために生産的労働を学業および体育と結びつけようとするもので、それは単に社会的生産を増大するための一方法であるだけではなく、全面的に発達した人間を生みだすための唯一の方法でもある」という「全面的発達」論のくだり(『資本論』第1巻第13章「機械と大工業」)はお気に入りの箇所となった。もちろん、労働と教育を結びつけるとはいつても、「その労働は、激しすぎてはいけないうし、不快なものとか不健康なものではない」(同上、『児童労働調査委員会報告書』からの引用)ことはいうまでもない。このような「半労半学の制度は、この二つの仕事のそれぞれ一方を他方にとっての休養および気晴らしとする」(同上、『工場監督官報告書』からの引用)のである。

マルクスは、労働時間を短縮することによって全ての労働者に「働きつつ学ぶ」ことによる人間発達への道を実現することを説いた。資本家に売り渡した時間がいつ終わり、労働者自身の時間がいつ始まるかを知るにより、労働者は(誰のものでもない)彼ら自身の時間の主人公として資本を乗り越える「精神的エネルギー」を手にすることとなる(『資本論』第1巻第8章「労働日」)。

塩見さんの「半農半X」という生き方の提唱は、多くの人々の関心呼び、人々の生き方、暮らし方を変えることに繋がっている。日本だけでなく中国や台湾にも主張は浸透しているという。ただ、それは個人の側からの生き方を変える戦略の提供にとどまっているともいえる。もちろん、個々人の生き方を変える力をもつというのは素晴らしいことであり、凄いいことである。とはいえ、「半農半X」という生き方を保障する社会的制度や社会の仕組みが提供されない限り、十分とはいえないであろう。労働時間の短縮がそれにあたる。加えて、私の中にはもうひとつの社会的制度、仕組みの構想がある。ベーシック・インカムである。「半農半X」と労働時間の短縮、そしてベーシック・インカム。是非実現したい。

消費税の増税と アベノミクスのゆくえ

UMEHARA Eiji
梅原 英治

I アベノミクスの大関門

本年1月24日、2014年度予算政府案が国会に提出された。一般会計の総額は前年度比3.5%増の95兆8823億円で、当初予算としては過去最大となる(表)。

予算案は「デフレ不況からの脱却・経済再生と財政健全化をあわせて目指す予算」であり、「社会保障・税一体改革を実現する最初の予算」と位置づけられている。「最初の予算」というのは、2014年4月の5%から8%への引き上げが今回の消費税増税の「最初」で、2015年10月には10%

へ引き上げる第2弾が予定されていることを意味する。

もともと、再増税については、施行前に「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」ことになっており、最終的に決定しているわけではない。状況次第では施行停止もありうるわけで、その鍵を握るのが「最初」の増税のインパクトである。

「デフレ不況からの脱却・経済再生」、「財政健全化」、「社会保障・税一体改革の実現」——これらの接点をなすのが消費税の増税である。以下、消費税増税問題に焦点をおいて、2014年度予算案と経済財政運営の現局面を整理・検討する。

表 2013年度予算と2014年度予算案(2013年12月24日閣議決定) (単位:億円, %)

項目	2013年度予算				2014年度予算案			
	当初 ①	構成比	補正	補正後	当初 ②	構成比	増減額 ②-①	増減率 ②/①
税収及び印紙収入	430,960	46.5	22,580	453,540	500,010	52.1	69,050	16.0
うち所得税	138,980	15.0	8,870	147,850	147,900	15.4	8,920	6.4
うち法人税	87,140	9.4	13,510	100,650	100,180	10.4	13,040	15.0
うち消費税	106,490	11.5		106,490	153,390	16.0	46,900	44.0
官業益金及び官業収入	448	0.0		448	454	0.0	6	1.2
政府資産整理収入	1,903	0.2	72	1,976	3,328	0.3	1,425	74.9
雑収入	35,981	3.9	3,621	39,602	42,477	4.4	6,496	18.1
公債金	428,510	46.3		428,510	412,500	43.0	▲16,010	▲3.7
建設公債	57,750	6.2	12,390	70,140	60,020	6.3	2,270	3.9
赤字公債	370,760	40.0	▲12,390	358,370	352,480	36.8	▲18,280	▲4.9
年金特例公債金	26,110	2.8		26,110			▲26,110	▲100.0
前年度剰余金受入	2,202	0.2	28,381	30,583	54	0.0	▲2,149	▲97.6
社会保障関係費	291,224	31.4	2,488	293,712	305,175	31.8	13,951	4.8
文教及び科学振興費	53,687	5.8	4,030	57,717	54,421	5.7	734	1.4
国債費	222,415	24.0	▲4,308	218,107	232,702	24.3	10,287	4.6
恩給関係費	5,045	0.5	▲8	5,037	4,443	0.5	▲602	▲11.9
地方交付税交付金等	162,672	17.6	11,608	174,279	160,232	16.7	▲2,439	▲1.5
地方特例交付金	1,255	0.1		1,255	1,192	0.1	▲63	▲5.0
防衛関係費	47,538	5.1	1,122	48,660	48,848	5.1	1,310	2.8
公共事業関係費	52,853	5.7	10,392	63,245	59,685	6.2	6,832	12.9
経済協力費	5,150	0.6	1,395	6,545	5,098	0.5	▲52	▲1.0
中小企業対策費	1,811	0.2	3,279	5,090	1,853	0.2	42	2.3
エネルギー対策費	8,496	0.9	996	9,492	9,642	1.0	1,146	13.5
食料安定供給関係費	10,539	1.1	1,253	11,792	10,507	1.1	▲32	▲0.3
その他の事項経費	59,931	6.5	22,907	82,838	61,526	6.4	1,595	2.7
予備費	3,500	0.4	▲500	3,000	3,500	0.4	0	0.0
歳入・歳出とも合計	926,115	100.0	54,654	980,769	958,823	100.0	32,708	3.5

II 消費税増税の経済的インパクト

◆消費税増税の大きさ

予算案では、消費税は前年度比4.7兆円増の15.3兆円で、所得税や法人税を上回り最大の税目となる。租税及び印紙収入は50兆円にのぼり、歳入全体に占める割合は4年ぶりに50%台を回復する。

ところで、消費税5%というのが、正しくは国の消費税4%と地方消費税1%で構成され、予算案には国分しか計上されない。また、増税初年度は税務の関係で一部が翌年度に回るから、増税の規模をみるには国・地方を合わせた平年度分で見なければならない。2013年度予算では、国の消費税10.6兆円、地方消費税収2.7兆円、計13.3兆円である。これをベースに計算すると、国・地方合わせた増税規模は8.6兆円(13.3兆円/5%×[1+2014年度民間最終消費支出増加率政府見通し2.8%]×8% - 13.3兆円)程度と見込まれる。これは名目GDP(国内総生産)の1.7%に相当し、経済には大きな衝撃となる。

◆大不況まねいた1997年増税

実際、1997年4月の2%増税は大きなインパクトとなり、実質成長率は1996年度2.7%から1997年度0.1%、1998年度マイナス1.5%へ低下した。日本経済は、リーマンショック前では最大規模の不況に陥り、これを契機に長く苦しいデフレに突入したのである。

もっとも、1997～98年不況には、消費税以外の負担増や公共事業の削減、アジア通貨危機、大手金融機関の破綻やコール市場の機能マヒなど金融システム危機に伴う信用収縮なども絡み合っており、消費税増税だけが影響しているわけではない。そのため、消費税増税は主因でないとする見解もある。

しかし、1996年6月の増税決定によって、上昇していた株価が反転・大幅下落を開始したと、乗用車など耐久財購入や住宅投資では駆け込

み購入の反動減が大きく、かつ長期化したこと、非耐久財でも前年度の0-157や冷夏などによる消費減を考慮すれば回復は緩やかだったことなど、消費税増税が1997～98年不況の引き金を引き、その重要な要素となったことは否めない。

◆増税対策の3つの柱

今回は1997年当時とは増税方法(3%+2%の2段階方式)も内外経済情勢も異なるので、1997年の再現となるかは不明である。

安倍内閣は発足後すぐ、デフレからの脱却と日本経済再生に向けて、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」とする経済政策(アベノミクス)を打ち出し、推進してきた。それは、経済的には①②が中短期のデフレ脱却・景気回復、③が長期の成長を目指し、政治的には①③で大都市圏、②で地方圏での支持を拡大して、それらを基盤に「戦争する国」づくりを進めていこうとするものである。2014年4月の増税はアベノミクスと改憲・軍事大国化路線にとっての最初の大関門であり、景気回復の動きが止まれば増税ばかりか、改憲の企てにも影響する。

そこで、2013年10月1日、消費税率引き上げ実施の決断に際し、増税対策として、①成長力底上げのための政策、②「政労使」の連携による経済の好循環の実現、③新たな経済対策の策定、④簡素な給付措置、⑤住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し、⑥転嫁対策、⑦復興の加速等の7項目を「経済政策パッケージ」として取り組むことを決定した。整理すれば、成長戦略の実行促進(①)、財界への賃上げ要請(②)、そして当面する「反動減」対策(③～⑦)という3つの柱になる。以下、3つの柱を検討しよう。

III 成長戦略と法人減税、労働規制緩和

◆大胆・迅速・進化

増税対策の第1の柱は、日本を「世界で一番企

業が活動しやすい国」にすることを目指した成長戦略の推進である。

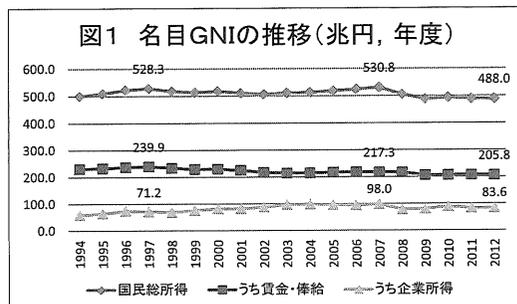
消費税増税を決めたその日、安倍内閣は成長戦略『日本再興戦略——JAPAN is BACK——』（2013年6月）の実行を加速・強化することを決めた。そして開かれた2013年秋の臨時国会は「成長戦略実行国会」と位置づけられ、①成長戦略の計画的実行体制をつくる「産業競争力強化法」、②国家戦略特区で規制改革を総合的・集中的に推進する「国家戦略特別区域法」、③電力市場を自由化する「電気事業法改正法」、④農地中間管理機構（農地バンク）による農地の集積・集約化を進める「農業構造改革推進法」等々、成長戦略関連の重要法案が目白押しに提出され、成立した。

安倍内閣の成長戦略の特徴は、国民生活に甚大な影響を与える基幹的な経済的・社会的規制（いわゆる岩盤規制）に大胆に踏み込み、異次元のスピードで、市場化・自由化を一層進化したものへと押し進めるところにある。

◆企業収益優先のGNI拡大

『日本再興戦略』は10年後に1人当たり名目国民総所得（GNI）を150万円以上拡大することを謳っている。GNIには賃金・俸給以外に企業所得なども含むので、GNIの拡大は必ずしも国民の所得の増加になるわけではない。実際、デフレ経済の中で名目GNIは減少し、賃金・俸給も1998年度239.9兆円から2012年度216.6兆円へ1割近く減ったが、企業所得はリーマンショックで減少したとはいえ71.2兆円から83.6兆円へ2割近く増えている（図1）。

『日本再興戦略』は経済の好循環について、「止まっていた経済が再び動き出す中で、新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を加速することができれば、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で国民に還元されることとなる。そうすれば、消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環が実現し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及して



(出所) 内閣府経済社会総合研究所『2012年度国民経済計算(2005年基準・93SNA)』より作成。

(注) 各グラフ上の数字は、1997、2007、2012年度。

いくこととなる」と描いて、＜投資・人材移動→企業収益の改善→給与アップ、雇用増大→消費拡大→投資誘発→……＞という企業収益拡大優先を掲げており、賃上げは拡大した企業収益のおこぼれでしかない。それは税制改革では猛烈な法人減税路線として表れている。

◆すでにアジア水準以下の法人税負担

法人減税は成長戦略の中心柱の1つである。2014年度税制改正大綱でも、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止をはじめ、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充、事業再編促進税制の創設、所得拡大促進税制の拡充、飲食関係交際費の損金算入、国家戦略特区における設備投資促進税制の創設などなど、「異次元の税制措置」が講じられた。2013年度と合わせると2兆円規模の法人減税である。

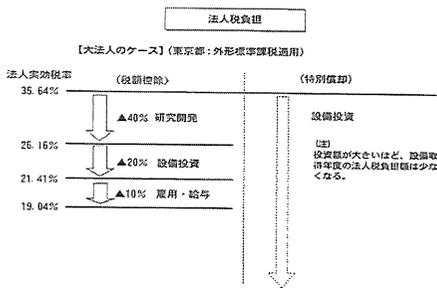
さらに安倍首相は、2014年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の冒頭演説で、「本年、さらなる法人税改革に着手いたします」と宣言し、法人税率の大幅引き下げに強い意欲を示した。経済財政諮問会議では、「法人実効税率（35%程度）をアジア近隣諸国並み（25%程度）に引き下げること」が提案されている。10%の法人税率引き下げは5兆円程度の減税となる。

しかし、法人税負担は税率だけで決まるわけではない。税負担は＜課税ベース×税率－税額控除＞で表せるが、様々な租税措置を使えば、いまで

NEWSを読み解く

もアジア水準以下にできる。たとえば、法人実効税率 35.64% は、研究開発減税（40%の税額控除）によって 26.16% に、設備投資減税（20%の税額控除）によって 21.41% に、そして雇用促進税制・所得拡大促進税制（10%の税額控除）によって 19.04% になる（図 2）。過大な法人減税は国際的に「有害な租税競争」を引き起こす。しかも課税前に企業はすでにタックス・ヘイブンを利用して大規模な租税回避を行っている。

図 2 税額控除利用で低下する法人実効税率



（出所）2013年11月8日の自民党税制調査会に提出された財務省資料（「森信茂樹の目覚めよ！納税者」第68回、2014年1月31日、ダイヤモンド・オンライン<<http://diamond.jp/articles/-/47991?page=2>>より）。

法人減税論では、法人税率を引き下げても経済成長によって税収が増えるという「法人税パラドックス」や、法人減税をすれば賃金上昇につながるという「法人税転嫁論」が語られる。日本では1990年代以降法人税率40%から25.5%へ大幅に引き下げたが、企業の内部留保を増やただけで、税収も賃金も増えなかった。すでに投資に事欠かないほど潤沢な内部留保が存在し、法人減税に正当な根拠は見いだせない。法人減税を行わず、デフレ脱却に伴う法人税収の増加によって公債への依存を低め、財政の安定につながる方が国民への利益は大きい。

◆デフレ脱却と矛盾する労働規制の緩和

法人減税と並ぶ成長戦略のもう1つの中心柱は、労働規制の緩和である。安倍内閣は、「世界

トップレベルの雇用環境・働き方」（もちろん企業から見て）を実現しようと、解雇規制や労働時間規制、派遣労働規制などの見直しを、とりわけ国家戦略特区を突破口に行おうとしてきた。しかし、世論の反対を考慮して、2013年秋の段階では解雇ルールの緩和や労働時間法制の見直しは事実上見送られ、有期雇用の緩和も限定された。

ところが、安倍首相が前述のダボス会議の冒頭演説で、「既得権益の岩盤を打ち破る、ドリルの刃になる」、「向こう2年間、そこでは、いかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から、無傷ではられません」と宣言したことから、ふたたび解雇規制の見直しなど「岩盤規制」改革に向けた動きが始まった。1月29日には、労働政策審議会が、派遣労働期間の上限突破を可能にする制度改正を建議し、通常国会中に法案を提出するという。成立すれば、派遣労働が固定化され、正社員から派遣への置き換えが進むであろう。

1997年度以降のデフレの進行は、正規雇用から非正規雇用への転換が進み、平均賃金が低下したことが一因である。労働規制の緩和と労働市場流動化の促進は、雇用の劣化を進め、賃金の二極化と総体としての賃金ダウンをもたらし、「デフレからの脱却・経済再生」につながらない。

IV 企業まかせの賃上げ要請

増税対策の第2の柱は、財界への賃上げ要請である。2013年12月20日、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において、政府、経済界（日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国中小企業団体中央会）、労働界（日本労働組合総連合会）の5者は「経済の好循環の実現に向けて、一致協力して取り組む」ことで合意した。

経団連は2014年1月15日、2014年春闘で経営側の交渉指針となる『経営労働政策委員会報告』を発表し、「業績が好調な企業は、拡大した収益を雇用拡大、賃金引き上げに振り向けることを検討する」、「賞与・一時金への反映のみならず、特定層の賃金水準引き上げや諸手当改定な

ど、多様な対応が考えられる」と記した。

もっとも、合意は会議の場でのこと。「賃金は個別労使間の交渉を通じて決定するものである」ので、賃上げがどう実現するかは不明である。経労委報告書もベースアップ容認を明記しているわけではない。とくに雇用者の大部分を占める中小企業・小規模事業の労働者や非正規労働者では、賃上げ実現はさらに不透明である。しかし、賃上げが実現しようとしまいと、政府は法人減税を行う。

1982年、オランダで政労使による「ワッセナー合意」が締結され、労働組合は賃金抑制、企業は雇用確保や労働時間の短縮、政府は財政支出の抑制や減税に努力して、「オランダ病」からの脱出を図ろうとした。今回の政労使合意は、ワッセナー合意とは逆に賃上げを行おうというもので、世界に前例がない。しかし、賃上げが実現しなければ、増税・円安による物価上昇により、国民の実質所得は減少し、実質消費が下落して実質成長率は低下する。そして法人減税のツケだけが残る。

V 個人消費押し上げない 「反動減」対策

◆負担軽減は予算の1割程度

増税対策の第3の柱は「反動減」対策である。昨年12月に「好循環実現のための経済対策」と2013年度補正予算案、それと一体のものとして2014年度予算案と税制改正大綱が決められた。アベノミクスの第2の矢「機動的な財政政策」の展開である（補正予算は2014年2月6日成立）。

経済対策は国費だけで5.5兆円、地方交付税交付金の増加1.2兆円などを加えると7兆円になる。内訳は、①女性・若者・高齢者・障害者向け施策に0.3兆円、②その倍（0.6兆円）を低所得者等への影響緩和（市町村民税非課税者へ1万円支給など）や反動減の緩和に、③その倍以上（1.4兆円）を競争力強化策に、④その倍以上（3.1兆円）を復興、防災・安全対策に振り向ける。財源は税

収で2.3兆円、税外収入で0.4兆円、前年度剰余金2.8兆円、既定経費の減額1.5兆円で賄い、公債は追加発行しない。

これにより実質1%程度の押し上げ効果を見込んでいるが、増税負担の一時的軽減になるのは1割程度で、ほとんどは総需要の落ち込みをならし、成長戦略に基づく投資喚起のためのものである。

◆社会保障制度改革の実行予算

2014年度予算案では、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は前年度より3.2%増加され、72.6兆円となった。

最大費目の社会保障関係費は初めて30兆円台に乗ったが、内容は社会保障制度改革プログラム法（2013年12月5日成立）に基づく改革実行予算である。社会保障制度改革とは、「中長期的に受益と負担の均衡」を図るため、『自助』を基本としながら（つまり受益者負担増）、社会連帯の精神に基づき『共助』が自助を支え（つまり社会保険料引き上げ・給付削減）、自助・共助で対応できない状況に公的扶助等の『公助』が補完する仕組み（つまり制度縮小・水準引き下げ）へと社会保障制度全般を改変するものである。

待機児童解消のための保育の受け皿拡大（株式会社の参入などによる水準低下を伴う）や難病対象疾患の拡充（負担増を伴う）などの予算増額もあるが、社会保障関係費の自然増分は3500億円削減され、年金支給額の引き下げ、後期高齢者医療保険料や国民健康保険料・税の引き上げ、70～74歳の患者負担の引き上げ、生活扶助基準の引き下げ（増税対策分との差引で実質減）など、高齢者や低所得者に冷たい予算となっている。

「税・社会保障一体改革」では、増税分を社会保障財源にし「社会保障の充実・強化」を図ると謳ったが、そのほとんどは公債の削減に消え、「社会保障の充実・強化」に充当されたのは1割以下、国分では2000億円程度しかない。

公共事業関係費は、社会資本整備特別会計の一般会計統合の影響を除いても1.9%増で、2年連

続増額された。急を要するインフラ老朽化対策や防災・減災対策よりも、2020年東京オリンピック開催を口実にした羽田空港24時間化や3大都市圏環状道路の整備など、新規大型開発事業が推進されている。

◆「戦争する国」づくりの教育・防衛予算

文教及び科学振興費は、教育再生実行会議を舞台にした安倍路線の凝縮物である。たとえば大学をみると、「スーパーグローバル大学」の創設や日本人学生の海外留学促進奨学金の創設など、グローバル企業のための人材育成の場とされ、学長権限を強化する「大学改革」も目論まれている。科学技術関係では、産業競争力強化のために総合科学技術会議の司令塔機能の強化や「日本医療研究開発機構」（日本版NIH）の創設などが行われる。応用・臨床研究優先は「基礎研究の自殺行為」の声もある。また、新「心のノート」の作成など道徳の教科化、教育委員会制度の解体、教科書検定基準の改悪、教育指導要領の変更など、偏狭なナショナリズム教育体制づくりが進められる。そして義務教育教職員定数は、道徳教員を増員しても、史上初めて少子化に伴う自然減を超えて削減された。

防衛関係費は2年連続増額された。「積極的平和主義」を掲げ集団的自衛権行使容認を先取りしたような国家安全保障戦略・防衛計画大綱・中期防衛力整備計画の決定（2013年12月17日）を受け、自衛隊の海兵隊化を進めるなど防衛態勢の強化が図られている。

その他を含め、2014年度予算案を総じてみれば、再増税の決定待ちという財務省の弱みについて、「反動減」対策を口実に大型公共事業や成長戦略の実行加速や防衛態勢・治安対策の強化などを大きく盛り込んだ予算となった。それは総需要の落ち込みをいくぶん緩和するかもしれないが、家計負担の軽減や個人消費の押し上げにつながるものは少なく、消費税増税対策の効果は限定されよう。

VI 国債と異次元の金融緩和

◆企業のカネ余りが国債消化の資金源

消費税を中心とした租税及び印紙収入の増加により、公債金は前年度より1.6兆円減って41.3兆円とされた。年金特例公債金は全額削減され、公債依存度（年金特例公債金を含む）は49.1%から43.0%へ低下する。国債残高は2014年度末見込み780.4兆円で、対GDP比156.0%になる。前年度より改善するとはいえ、依然として国債に大きく依存する状態に変わりはない。

それにもかかわらず、日本国債の利回りは0.61%と低く、世界で最も優良とされるスイス国債0.95%より低い（ちなみにドイツ1.66%、アメリカ2.65%、ギリシャ8.42%、10年物、2014年2月3日）。

国債利回りの低さは国債が順調に消化されていることを表す。2013年3月末における国債（満期1年以下の割引短期国債、国庫短期証券を除く）残高807.1兆円の保有者は、日本銀行11.6%、銀行等43.2%、生損保等23.6%、公的年金7.8%、年金基金4.4%、海外4.4%、家計3.0%、一般政府0.3%、財政融資資金0.1%、その他2.2%と、金融機関の保有割合が高く、海外は5%もない。

このような国内金融機関中心の国債消化の資金源は、企業のカネ余りである。資金循環構造をみると、1997～98年不況を契機に家計の資金余剰規模が縮小する一方、非金融法人企業が資金不足から資金余剰に転じ、一般政府の資金不足を支えている。金融機関の資産構成をみれば、貸出残高は1997年度末1618.3兆円から2012年度末1211.1兆円へ407.2兆円減少する一方、国債・財投債保有残高は255.3兆円から664.2兆円へ408.9兆円増加している。要するに、企業や金融機関が総人件費を抑制してきたため、家計は所得と貯蓄を減らす一方、法人企業は所得を増やして借入金を減らし内部留保を蓄積してきたため、金融機関は貸出から国債へ資金を振り向け、膨大な国債を消化できたのである。

◆異次元の金融緩和と国債バブル

アベノミクスの第1の矢である「大胆な金融緩和」は、このような国債消化・保有構造に大きな影響を及ぼしつつある。

黒田総裁に代わった日銀は2013年4月4日、2%のインフレ目標を2年程度で実現するとして、マネタリーベースを2年間で2倍になるよう年間約60～70兆円増加し、長期国債の保有額を2年間で2倍になるよう買い入れを年間50兆円程度増やすことなど、「量・質ともに次元の違う金融緩和」を決定した。

その後、マネタリーベース（平均残高）は2012年12月132.0兆円から2013年12月193.4兆円へ61.4兆円、46.5%も増加し、日銀の長期国債保有額は89兆円から142兆円へ53兆円、59.6%増えるなど、当初の目標を達成している。日銀の国債保有額の増額規模は新規発行国債（復興債・財投債を含む）の発行額に近く、国債市場では民間金融機関による金利決定がゆがみ、バブル状態になった。

しかし、マネタリーベースの増加が物価を上昇させるには、信用乗数プロセスを通じてマネーストック（マネーサプライ）が増えることが必要である。その肝心のマネーストックは、M1（現金通貨＋全預金取扱機関に預けられた預金通貨）で2012年12月残高545.7兆円から2013年12月残高566.4兆円へ5.6%増、M2（現金通貨＋国内銀行等に預けられた預金）で827.8兆円から855.2兆円へ4.2%増、M3（現金通貨＋全預金取扱機関に預けられた預金）で1135.9兆円から1165.7兆円へ3.4%増にすぎず、異次元緩和は実物経済に影響を与えることに成功していない。増加分も住宅の駆け込み需要によるものだ。

安倍内閣下の景気回復は、円安に伴う企業収益の拡大、増税前の駆け込み需要、復興事業を含む公共事業の増大によるところが大きく、自律的なものではない。2013年末頃からアメリカFRB（連邦準備制度理事会）による量的緩和政策（QE3）からの転換などにより、世界の資金の流れが

変わり、新興国経済が不安定になっている。景気回復を支えてきた円安は円高の方向へ、株価も下落方向へ振れつつある。

このように、アベノミクスをめぐる経済情勢は変化しつつある。そこに消費税増税の衝撃が加わる。増税対策の効き目次第では、「デフレ脱却・経済再生」は停止しよう。アベノミクスへの期待の収縮は、国債市場のバブル崩壊を招き、金融危機に陥る可能性を高める。そうなる前に国民の所得を増やして内需主導の経済構造へ転じることが必要である。

VII 消費税と福祉国家

◆さらなる増税へ

消費税の増税は2015年10月の10%で終わらないであろう。政府は国・地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の赤字を対GDP比で2015年度までに3.3%、2020年度までに黒字化することを財政目標としているが、政府試算ではアベノミクスが成功しても2020年度は1.9%の赤字で目標を達成できない。そのためには消費税率を3.6%程度引き上げねばならない。経団連は2020年代半ばまでに10%台後半にすることを要望している。

それは、ヨーロッパ並みの消費税負担とアメリカ並みの自助・自己責任が求められる「世界で一番企業が活動しやすい国」への道であり、社会統合が崩壊する道でもある。

◆消費税増税は日本を福祉国家にするか

北欧諸国では付加価値税（日本の消費税に相当）が重いことに着目して、しばしば「福祉国家の税制は逆進的」というパラドックスが唱えられ、消費税増税を容認する見解が表明される。消費税を増税してもユニバーサル型の一括給付（いわゆるベーシックインカム、BI）を行えば、最終所得の格差は縮まるという主張もある。

こうした議論はスウェーデンをモデルにして言われることが多いが、注意が必要だ。なにより福

社国家建設の歴史が違う。スウェーデンの政治をリードしてきた社会民主労働党（社会民主党）は、1889年結党以来大きな力を持ち、1928年に「国民の家」構想を発表し、1932～76年の40年以上も政権を担ってきた。1976年に下野した後も、1982～91、94～2006年に復帰している。

福祉国家を目指して社会保障を充実するなかで、付加価値税が選択されてきたのであり、その逆ではない。所得税も付加価値税と同じくらい大きく、付加価値税は複数税率である。

それに対し日本ではほとんどの政権を保守政党、とりわけ自民党が担ってきた。国家はアメリカに従属し、「企業社会」といわれるほど企業支配が強く構築されている。消費税は高齢化社会の財源となるはずだったが、今日までの消費税収の総額は法人減税の総額とほぼ等しく、消費税は法

人減税の財源と化してきた。今回の増税の多くも実質的に法人減税に使われる。消費税増税を容認すれば、日本も福祉国家になるというのは幻想である。

ユニバーサル型一律給付（BI）に関していえば、確かに「社会的排除」は減少するであろう。ただし、生活保護も基礎年金も失業給付も所得控除も不要になるから、全階層について所得がプラスになるわけではない。1795～1834年のイギリスにおけるスピーナムランド法の経験に照らせば、労働者の賃金もその分引き下げられる。こうした反作用を考えれば、一律給付が貧困をなくし格差を縮小することにつながるかは疑問なしとしない。

（うめはら えいじ 所員 大阪経済大学）

社会保障制度改革

SATO Takatoshi
佐藤 卓利

I はじめに

消費税率の引き上げに伴う社会保障制度改革の手順を定める「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）が、2013年12月5日参議院本会議で、自民・公明両党の賛成で可決・成立した。同日には、特定秘密保護法も参議院国家安全保障特別委員会で自民・公明両党により「強行採決」され、翌6日の臨時国会閉会日に、国民の強い反対を押し切って参議院本会議で可決・成立した。安倍晋三内閣の強権的な政治姿勢が際立った国会であった。

プログラム法に基づき、政府は2014年1月から開催される通常国会で、医療・介護・年金などの個別の改革に必要な法改正を進めることになる（表1 プログラム法に基づく個別法案提出スケ

ジュール」参照）。その内容を検討する前に、民主党野田佳彦政権下、民主・自民・公明3党合意に基づいて、消費税率引き上げを内容とした消費税増税法とともに成立した社会保障制度改革推進法（2012年8月10日、参議院で可決・成立）に遡って、これまでの社会保障改革の流れを整理しておく。

II 社会保障制度改革推進法の基本的考え方

社会保障制度改革推進法（以下、改革推進法）は、第1条で「安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目

表1 プログラム法に基づく個別法案提出スケジュール

医療保険	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保の都道府県化 ・国保保険料賦課限度額、被用者保険保険料標準報酬月額の上限額引上げ ・所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し ・70歳～74歳の窓口負担2割引上げ ・負担能力に応じた高額療養費の見直し ・外来・入院の給付見直し <p style="text-align: right;">…他</p>	<p>必要な措置を2014年度～17年度までを目途に順次講ずる</p> <p>△法改正が必要な措置は2015年通常国会に法律案提出を目指す</p>
難病対策・小児慢性特定疾患対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 <p style="text-align: right;">…他</p>	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業見直し（在宅医療・介護連携強化、認知症、生活支援、介護予防の基盤整備） ・要支援者への給付（予防給付）の地域支援事業化 ・一定所得以上の人の利用料負担の引き上げ ・補足給付の支援要件に資産を勘案 ・特別養護老人ホーム入所者の重点化 <p style="text-align: right;">…他</p>	<p>必要な措置を2015年度を目途に講ずる</p> <p>△法律案の2014年度通常国会への提出を目指す</p>
医療サービス等の提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化に向けた都道府県病床機能報告制度 ・都道府地域医療ビジョンの策定 ・医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し <p style="text-align: right;">…他</p>	<p>必要な措置を2017年度までを目途に順次講ずる</p> <p>△一環として法律案の2014年通常国会への提出を目指す</p>

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表から抜粋・作成（「京都保険医新聞」2013年12月5日付より引用）

的とする」と謳っている。

同法は、「公的年金制度」「医療保険制度」「介護保険制度」「少子化対策」を社会保障制度改革の基本方針とし、同法施行1年以内に社会保障制度改革国民会議（以下、国民会議）の審議の結果等を踏まえて、法制上必要な措置を講ずるとしている。国民会議は1年間の期限内に20回開催され、2013年8月6日に最終報告書（以下、報告書）を提出し、その役割を終えた。社会保障制度改革の基本方針は、この報告書に基づいている。

この報告書が示した基本方針を具体化するため、その実施時期と実施のために必要な法案の提出時期を、あらかじめ政府に義務づけたのがプログラム法である。この法は、政府が決めた社会保障制度改革のスケジュールを国会であらためて可決し、法的に「正当化」した「自作自演」のシナリオといえる。この法により社会保障審議会介護

保険部会や医療部会などでの審議は、法の枠内でしか行えず、制約されざるを得ない。

さて改革推進法に規定された基本的考え方に基づき、報告書は（1）自助・共助・公助の最適な組み合わせ、（2）社会保障制度の機能の充実と重点化・効率化、負担増大の抑制、（3）社会保険方式の意義、税と社会保険料の役割分担、（4）給付と負担の両面にわたる世代間の公平、の4項目について論じている。まず、個別の改革項目の検討に先立って、「自助・共助・公助の最適な組み合わせ」について検討する。

Ⅲ 「自助・共助・公助の最適な組み合わせ」について

報告書は、「日本の社会保障制度においては、国民皆保険・皆年金に代表される『自助の共同

化]としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の『公助』は、自助・共助を補完するという位置づけとなる。なお、これは、日本の社会保障の出発点となった1950(昭和25)年の社会保障制度審議会の勧告にも示されている」という。はたして本当だろうか。筆者は、本稿を執筆するに当たってあらためて、その「社会保障制度に関する勧告」を読んでみた。

「勧告」は、冒頭に日本国憲法第25条全文を掲げ、それに続けて「これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これはわが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ」と述べている。

さらに続けて「社会保障制度審議会は、この憲法の理念と、この社会的事実(敗戦による「窮乏と病苦」それに「家族制度の崩壊」—引用者)の要請に答えるためには、一日も早く統一ある社会保障制度を確立しなくてはならぬと考える」と決意を表明したうえで、社会保障制度の定義を以下のように行っている。「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである」。

この定義の後に「このような生活保障の責任は国家にある」と、あらためて強調している。「勧告」を素直に読めば、「困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講」ずる責任は、国家にあると理解するのが当然である。そのうえで、「勧告」は、国民に対しても注文を付けている。「一方国家がこういう責任をとる以上は、他方国民もまたこれに応じ、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じて

この制度の維持と運用に必要な社会的義務を果さなければならない」。このように国家責任を追究する一方で、国民に社会連帯を求めていることに留意する必要がある。

上記の前文に続く総説では、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない」、「社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的制度としての機能を持たしむべきである」との記述もあり、この部分が報告書の「日本の社会保障制度」の理解に援用されている。当時の社会保障制度審議会の内部でも、せめぎ合いがあったことが想像される。

ともあれ、この「勧告」には国家の責任を「公助」に矮小化する報告書にくらべ、敗戦後わずか5年という時期に、「民主主義の理念」に立って、当時の吉田茂首相に対し勧告をなした大内兵衛会長はじめ「わが審議会40幾人」の「この道のエキスパート」(大内兵衛会長執筆の「勧告」序節より)たちの志と矜持の高さが読みとれる。なお本稿では、「自助・共助・公助」についての立ち入った批判は、紙幅の制約のため難しいので、拙稿「地域包括システムの検討」(『立命館経済学』第62巻5・6号、2014年3月)を参照していただければ幸いである。

IV 介護保険制度の見直し

2014年1月30日、自民党は介護保険法と医療法の改正を一本化した「地域医療・介護総合確保推進法案」を、厚生労働部会と社会保障制度特命委員会の合同会議で了承した。本来なら、それぞれの法案ごとに審議すべきものを、早期の成立を意図して一本化したものと思われる。法案は、プログラム法を受けたもので、同法に規定された個別の法改正の第1弾となる(法案のポイントは、「表2 地域医療・介護総合確保推進法案のポイント」を参照)。政府は、2月上旬に国会に提出する方針である。

まず介護保険制度の改革について検討し、次に

医療制度の改革について検討する。

改革推進法の第7条は、「政府は、介護保険の給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする」と定めている。

眼目は、給付範囲の見直しと保険料負担の抑制にある。厚労省は、当初、要支援者向けの介護サービス（予防給付）をすべて廃止し、市町村の事業に丸投げする方針であった。しかし介護保険の利用者や事業者から強い反対の声が上がったため、2013年12月20日に社会保障審議会介護保険部会で了承された意見書では、訪問看護、リハビリ、訪問入浴などは、介護保険からの予防給付として残し、訪問介護（ホームヘルプ・サービス）と通所介護（デイ・サービス）を、市町村事業に移すことになった。この意見書の方針で、法案が提出されることになる。

介護保険部会に、利用者代表の委員として参加した「認知症の人と家族の会」副代表理事の勝田登志子委員の意見を紹介したい。

「残念ながら今回の介護保険制度の見直しに関する意見、素案には当事者の声はほとんど反映されていなく、今後の介護保険制度や認知症施策に不安を隠せない。そういう現状です。／今回のまとめについては、私たちは全体として受け入れることは難しいと思います。／例えば要支援1、2

の9割を占める訪問介護と通所介護を介護給付から市町村事業へ丸投げすることや、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定などというのは、社会保障の向上や増進とは真逆の方向にあると考えます。／次に、地域支援事業の見直しにあわせた予防給付の見直しですが、これについては全ての市町村が要支援認定者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標として努力することという目標の設定がされていますが、まず削減ありきの見直しについて、逆に症状の悪化が懸念され、費用が増大すると思います。」（2013年11月27日「第53回社会保障審議会介護保険部会 議事録」より）

しかし、このような利用者・当事者の声は、介護保険部会では少数意見であり、12月20日の意見書では、部会での意見を「予防給付の見直し全般については、概ね意見の一致を見た。ただし、市町村支援や効率化に関する留意事項を挙げる意見、事業費・財源構成・サービスの質・労働者の処遇・地域差などに関する意見があった。見直しについて異論もあった」とまとめられている（「介護保険制度の見直しに関する意見 概要」同年12月20日）。

事業者からの意見も紹介しておこう。業界紙である「シルバー産業新聞」の「現場のケアマネジャーへのアンケート（全国で182人が回答）」によると、「予防給付の地域支援事業移行について」は、「評価できない」55.4%、「評価できる」40.1%、と意見が割れている。「評価できない」理由として圧倒的に多

かったのは、市町村格差を懸念する意見であった。「東京都や愛知県など、財政が豊かな地域と、過疎で貧しい町村との格差が生まれる。同じ国民であるのに、受けられるサービスの不平等は許せな

表2 地域医療・介護総合確保推進法案のポイント

<p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none">・提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設（2014年度）・医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入（14年10月）・都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整（15年4月）・医療事故を第三者機関に届け出て、調査する仕組みを新設（15年10月） <p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none">・「要支援」の人への通所・訪問介護サービスを市町村に移管（15年4月から段階的に）・一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ（15年8月）・所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小（15年8月）・所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充（15年4月）・特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定（15年4月）
--

（朝日新聞2014年1月31日付より引用）

い。(北海道 女性)。「評価できる」との意見が多かったのは、「財政的側面からやむを得ないとする意見」であった(「シルバー産業新聞」2014年1月10日付)。

今回の介護保険制度の見直し案には、この他にも特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定すること、一定の所得以上の利用者は利用料を2割に引き上げること、一定の預貯金があれば特別養護老人ホームの食費・居住費軽減(補足給付)の対象から外すなどの問題があるが、詳しい検討は別の機会に譲る。

V 医療制度の見直し

医療制度の改革内容は、「医療保障サービス等の提供」、「医療保険」、「難病対策・小児慢性特定疾患対策」から成る。医療提供体制と難病対策の改革法案は、2014年度通常国会への提出が目指されている。医療提供体制については、先に紹介した「地域医療・介護総合確保推進法案」として、2月上旬に政府から提出される予定である。また医療保険の改革法案については、2015年の提出を予定している。

医療提供体制については、「病床の機能分化・連携強化及び在宅医療・在宅介護の推進」が主要な柱である。この方針は、報告書の以下の考え方がベースにある。

「急性期から亜急性期、回復期等まで、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受けることができるよう、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・在宅介護を充実させていく必要がある。この時、機能分化した病床機能にふさわしい設備人員体制を確保することが大切であり、病院のみならず地域の診療所をもネットワークに組み込み、医療資源として有効に活用していくことが必要となる」(「報告書」25ページ)。

医療資源の集中投入・効率化による医療費用の

抑制がねらいである。そのためには、短期間で退院を余儀なくされる患者の受け皿を用意しなくてはならない。在宅医療や地域包括ケアシステムの構築が急がれる所以である。報告書では、「病院完結型」の医療から「地域完結型」の医療への転換が唱えられているが、その方策がプログラム法に示されている。第1に、病院等が有する病床の機能に関する情報を、都道府県知事に報告する制度の創設である。第2に、都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化である。第3に、新たな財政支援制度の創設である。第4に医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しである。

このように医療提供体制については、都道府県の役割と権限が強化されることになるが、今後この方向は、医療保険改革における国民健康保険の運営の都道府県への移管と結びつくことで、ナショナル・ミニマムとして全国民に平等に保障されるべき医療に、都道府県格差が持ち込まれる危険をはらんでいる。報告書の以下の叙述に注目しなければならない。

「効率的な医療提供体制への改革を実効あらしめる観点からは、国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県とし、更に地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制を実現すべきである。ただし、国民健康保険の運営に関する業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収・保健事業など引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、市町村の保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目指すべきである」(「報告書」27ページ)。

プログラム法にそって、政府は2014年1月31

日、市町村が運営する国民健康保険（国保，1717 団体）の都道府県への移管に向け，地方自治体との協議を開始し7月中に中間案をまとめる方針を確認した。国保の赤字に苦しむ市町村と，財政負担増を警戒する都道府県では，この政府方針に対する姿勢は異なる。おおむね賛意を示す市町村に対し，都道府県は慎重な姿勢を崩していない。財源の手当てとして現役世代の高齢者医療費負担を給与の高い企業ほど重くする「総報酬割

り」に変更することで，2000 億円の国費負担を浮かし，これを国保の赤字を埋める構想が，報告書の提起に基づいて具体化されようとしている。国保の都道府県への移管については，拙稿「『社会保障と税の一体改革』と国民皆保険」（『立命館経済学』第62巻第4号，2013年11月）を参照されたい。

（さとう たかとし 所員 立命館大学）

解題

雇用の流動化が進んでいる。日本における働き方・働かせ方が大きく変わってきた。労働分野における規制緩和が叫ばれ、「多様な働き方」という言葉が喧伝される。様々なところでこれまでも雇用の流動化が行われてきたが、働く人達が抱く雇用不安を積み残したまま、財界やその意を受けた政府はさらなる雇用の流動化を進めようとしている。企業の競争力を掲げた成長戦略は、そこで働く人達の雇用と生活を脅かしているが、企業の競争力は企業そのものが持っているのではなく、そこで働く人達によって造りだされるものである。

今、ハローワークの窓口では奇妙な光景が繰り返し広げられている。職を求めにきた失業者がハローワークで窓口職員に相談をしている。実は、対応する窓口職員は非正規で働く労働者なのだ。もしかすると、その職員も一カ月後には同じ失業者になり、今度はハローワークの反対側の椅子に座っているかもしれない。「公務員はいいよね」という声を打ち消すのは、雇用の流動化がもたらすひとつの光景といえる。奇妙な光景をもうひとつ。生活保護世帯を訪問するケースワーカー、彼の報告によって担当する保護世帯への支給が打ち切られるかもしれない。だが、実は彼自身が非正規で、契約期間満了後その職を失うかもしれない不安を抱えている。セーフティネットが破けたこの社会では、目の前の人か明日の自分かもしれない、ということになる。

このような公企業をめぐる姿だけではなく、もっと前から民間企業において正規雇用から非正規雇用への転換がどんどん進んできている。工場の製造ラインでは正規雇用の労働者に交じって、期間労働者、パートタイマー、アルバイト労働者が同じ作業をして働いている。それぞれの労働者が受け取る賃金は当然違う。ベースアップ・昇給があっても関係なく、賞与も支給されない人達だ。おまけに雇い主の違う派遣労働者もその作業に加わっていることがある。事務所で自分の隣に座り書類を整理しているのは派遣の人ということも、普通の姿となってしまった。それが今の日本の企業で働く人達が置かれている状況である。これが一緒に働いてはいるが、働く同じ仲間と言えるだろうか。彼らの受け取る賃金の単価に大きな影響を与える最低賃金では、生活できる金額への引き上げもなかなか進まない。均等待遇ははるか遠くにかすんでしまっている。いま働いている正規雇用の労働者も、いつ自分が横で働く非正規と同じ境遇になるかも知れない。雇用の流動化は彼らに一番大きな影響を与えている。同じ作業が非正規でも代わってできるのであれば、なおさらである。だから正規の人も身を粉にして働かなくてはならない。いまや非正規率は4割に迫り、女性にいたっては6割に近づいている。若者ではすでに5割を超えている。10

年後、20年後に働く人達の中核となるべき彼らが非正規でスタートし、その多数の人達が将来に不安なまま非正規として働き続けることが現実のものとなっている。

雇用の流動化を進める労働改革の重要な柱のひとつとして、労働者派遣法の改正（改悪）が正にいま行われている。これまでの改正により制定当初よりも相当に規制が緩和されてきたが、今回の改正では、さらなる規制緩和により派遣労働を臨時的・一時的なものではなく恒常的なものにしようとしている。我々基礎研ではその改正の進行過程と問題点を探るべく研究会を、昨年（2013年）10月19日の現代資本主義研究会で行った。この研究会では、改正論議の進行状況をネットで逐次詳しく伝えておられる弁護士の増田尚さんから、この度の改正にかかる政府の審議会や厚労省の研究会の議論の内容、財界や政府の方針との関わりについて詳しく話していただき、さらに立命館大学教授の横山政敏さんから、この改正提案の意味と狙い、さらに正規雇用を含む今後の雇用システムの展望まで語っていただいた。

この研究会での議論をうけ、本号では弊誌編集局により「雇用の流動化」の特集を組んでいただくこととなった。上記お二人の報告者にはこの研究会の報告と議論をうけて書いていただき、さらに基礎研に集う労働問題を専門とする方々にも加わっていただいた。伍賀一道さんにはこの度の労働改革の内容とその行方、中野裕史さんには女性労働を中心にダブルワーク問題、高野剛さんにはなかなか表に出てこない在宅ワークの現状を書いていただき、最後にコラムとして和田幸子さんにはデンマーク、山西万三さんには様々な雇用定着の実例を綴っていただいた。

我々は、この度のさらなる雇用の流動化を目的とする労働改革の行方に注視するとともに、より良き働き方・雇用のあり方によって働く人達の努力が報われる社会となるための、ひとつ議論の場として読んでいただきたい、と願っている。

（高田好章 所員）

安倍政権の 「雇用流動化型労働改革」 は何をもたらすか

安倍政権の「雇用流動化型」労働改革は、人材ビジネス活用のリストラ支援、派遣労働の終身化、正社員の二分割、ホワイトカラーエグゼンプションを提起している。予想されるのは職を求める人々の漂流と無限定な働き方の拡大だ。

GOKA Kazumichi
伍賀 一道

安倍政権は「世界で一番、企業が活動しやすい国」にすること、「我が国の規制環境を世界最先端にする」ことを産業競争力強化の基本原則に掲げている。そのための具体策を検討する組織として、政権発足早々に内閣府のもとに経済財政諮問会議、産業競争力会議および規制改革会議を設置し、2013年6月初旬から半ばにかけて、「規制改革に関する答申—経済再生への突破口」（規制改革会議、6月5日）、「成長戦略」（産業競争力会議、6月12日）をあいついでとりまとめた。これを受けて、6月14日に「経済財政運営と改革の基本方針—脱デフレ・経済再生」、「日本再興戦略」および「規制改革実施計画」を一斉に閣議決定した。これらの方針の柱に位置しているのが労働分野の規制改革（規制緩和）である。その基調は「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める」（「経済財政運営と改革の基本方針」）ことにある。低生産性産業から高生産性産業への円滑な労働移動の実現こそ成長のカギであり、そのためには雇用保護の諸制度を緩和し、日本型長期雇用システムを転換しなければならないとの主張である。

I 日本の雇用保護法制は厳格か

安倍政権の労働改革推進論に共通するのが、日本では正社員に対する雇用保護が厳しいため企業に正規雇用の採用をためらわせ、非正規雇用に依存する傾向を促進している、あるいは産業構造の変化に即応した雇用調整を遅らせているという批判である¹⁾。その根拠とされるのがOECDの対日経済審査報告書などである。たとえば同報告書（2013年版）は、企業が非正規雇用の導入に積極的になる要因を減らすための包括的戦略が求められているとし、具体的措置として非正規労働者に対する訓練プログラムのレベルアップ、社会保険の適用範囲の拡大とともに、正規労働者の実効的雇用保護を縮小することを求めている（OECD 2013a, p.48）。またOECDが2010年以降、毎年公表している文書「成長に向けて」（Going for Growth）も同様の提起をしている。

しかし、OECDの雇用保護指標を見る限り、日本はむしろ雇用保護法制が緩やかな部類に属する。この指標は、常用労働者（regular workers）の個別的解雇・集団的解雇および一時的労働（temporary contracts / 派遣労働 temporary

表1 OECD主要国の雇用保護指標（常用雇用、2013年）

順位		個別的解雇	集団的解雇	計
1	ニュージーランド	1.01	0.00	1.01
2	アメリカ	0.35	0.82	1.17
3	カナダ	0.66	0.85	1.51
4	イギリス	0.80	0.82	1.62
6	オーストラリア	1.12	0.82	1.94
8	アイルランド	1.07	1.00	2.07
10	日本	1.16	0.93	2.09
12	フィンランド	1.70	0.46	2.16
13	韓国	1.63	0.54	2.17
17	ノルウェー	1.60	0.71	2.31
18	デンマーク	1.50	0.82	2.32
20	ギリシア	1.48	0.93	2.41
24	スウェーデン	1.80	0.71	2.51
30	イタリア	1.72	1.07	2.79
31	フランス	1.86	0.96	2.82
32	オランダ	2.03	0.91	2.94
33	ベルギー	1.48	1.46	2.94
34	ドイツ	1.94	1.04	2.98
	OECD平均	1.45	0.83	2.29

(注1) 紙数の都合上、主要国のみ表示した。

(注2) 順位は雇用保護指標の弱い順である。個別的解雇と集団的解雇の指標の合計値で各国の雇用保護指標を求めると自体に問題があるが、ここではその指摘のみにとどめる。

(出所) OECD(2013c)より作成。

work agency employment および有期契約労働 fixed-term contracts の計) に対する雇用保護のレベルについて算出しているが、日本の規制レベルは一時的労働者のもとより²⁾、常用労働者についても低い。表1のとおり、後者に対する保護の水準は34カ国のなかで低い順に見て第10位である。しばしば解雇の容易な国として引き合いに出されるデンマークの方が日本より雇用保護指標が大きい。

なお、2013年7月に改訂された常用労働者の個別的解雇に関する指標は次の9点である(OECD 2013b)³⁾。①解雇通知の(口頭、書面、第三者機関への通知、同機関の承認)、②解雇通知に至る期間、③解雇の予告期間、④解雇手当の支給、⑤解雇の正当性または不当解雇の定義、⑥雇用保護規制が適用されない試用期間、⑦不当解雇の場合の補償、⑧同じく復職の可能性、⑨解雇通告を受けてから不当解雇を申立てできる期間。

今日の日本では「追い出し部屋」(リストラ促進部署)に象徴されるように、使用者による事実

上の退職強要が広く行われているが、OECDの上記の雇用保護指標には含まれていない。OECDは、日本の非正規雇用の賃金水準が低いこと、社会保障の適用範囲が限られていること、訓練機会が乏しいことなどを指摘し、労働市場の二極化を問題視している。そうであれば、非正規雇用が直面しているこれらの問題点を改善することで正規雇用の水準への接近を図るべきであるが、OECDは現状でも決して厳しくない正規雇用の雇用保障水準の切り下げを提案している。このような見解は日本の現状を正確に踏まえたものとは言えず、OECDの評価を根拠に雇用の流動化を促進する議論に与するわけにはいかない。

II 雇用形態の変容と雇用の流動化

では、日本の雇用の流動化の現状はどうであろうか。表2は総務省が5年おきに実施している「就業構造基本調査」をもとに、1990年代から今日まで20年間の雇用形態の変容を示している。92年から97年までの5年間はおもに女性の非正規雇用の増加が顕著であった。当時は、余暇を活用した自由な働き方あるいは働き方の選択肢の拡

表2 正規雇用、非正規雇用、非正規比率の推移

(単位:千人、%)

	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年	
男女計	役員を除く雇用者	48,605	51,147	50,838	53,263	53,537
	正規雇用	38,062	38,542	34,557	34,324	33,110
	非正規雇用	10,532	12,590	16,206	18,899	20,427
	非正規雇用率	21.7	24.6	31.9	35.5	38.2
男	役員を除く雇用者	28,971	30,157	29,245	29,735	29,292
	正規雇用	26,100	26,787	24,412	23,799	22,809
	非正規雇用	2,862	3,358	4,780	5,911	6,483
	非正規雇用率	9.9	11.1	16.3	19.9	22.1
女	役員を除く雇用者	19,634	20,990	21,593	23,528	24,246
	正規雇用	11,962	11,755	10,145	10,526	10,301
	非正規雇用	7,670	9,231	11,426	12,988	13,945
	非正規雇用率	39.1	44.0	52.9	55.2	57.5

(注1) 「正規雇用」と「非正規雇用」を合計しても「役員を除く雇用者」に一致しない場合がある。雇用形態を回答していないケースが含まれているためと考えられる。

(注2) 在学者を含む。

(出所) 「就業構造基本調査」(2012年)の「結果の概要」参考表2より作成。

大として非正規雇用を積極的に評価する見解が主流であった。

橋本政権（1996～98年）の構造改革政策、消費税率の5%への引き上げ、不良債権をかかえた金融機関の破綻などによる不況の深刻化を背景に、90年代末から今世紀初頭にかけて大企業において大規模なリストラが本格化した。2001年に誕生した小泉政権の不良債権処理の強行も加わって、97年から2002年までの5年間に正規雇用はおよそ400万人減少、とくに男性正社員の減少が顕著で（男性238万人、女性161万人減少）、日本型長期雇用の変容が本格化した。正社員の解雇は困難という現状認識はこのデータからも覆される。他方、非正規化の波は女性のみならず男性にも波及、この5年間に非正規比率は男性5.2ポイント（11.1%→16.3%）、女性8.9ポイント（44.0%→52.9%）上昇した。

小泉および第一次安倍政権の構造改革（規制緩和）政策が本格化した2002年から07年にかけての5年間は「戦後最長の好況期」にもかかわらず、正規雇用は減少を続け、他方、非正規雇用は269万人増加した。非正規雇用増加率は男性（23.7%）が女性（13.7%）を10ポイント上回っている。この要因としては、第1に製造業務への派遣を解禁した労働者派遣法改正（2003年）を指摘しなければならない。さらに労働基準法改正（2003年）によって、有期労働契約期間の上限をそれまでの1年から3年に、特定の専門職については3年から5年に延ばし、使用者にとって有期契約労働者を使いやすいように変更したことも挙げられる。これらに加えて、雇用保険制度のあいづつ改変によって、失業時の生活保障の切り下げ措置（失業給付期間の短縮および給付額の引き下げ）が取られたことも離職者の非正規雇用への誘導を促進した。これら一連の法政策によって好況期にもかかわらずワーキングプアが増加し、偽装請負、日雇い派遣、ネットカフェ難民などともに大きな社会問題となった。

2008年秋のリーマンショックを契機とする世界不況による「派遣切り」、「非正規切り」は08

年末から2010年にかけて特に男性の派遣労働者、非正規雇用の減少をもたらした。その後、派遣労働者は増加傾向に転じたが、07年時点のレベルにまでは回復していない。安倍政権の労働改革の主要項目として、人材ビジネス業者に利益をもたらす労働移動支援助成金の拡充（後述）や労働者派遣制度の改変策が盛り込まれたのは、人材ビジネス業界の意向を強く反映したものであろう。

2007年から12年までの5年間の「役員を除く雇用者」間の転職就業状況を見ると、正規雇用から非正規への移動割合が上昇し、逆に非正規から正規への移動が減少したため、転職就業者の非正規比率は52.3%から58.9%に増加した。「1997年から02年」と「02年から07年」の比較でも同様のことが判明している（「就業構造基本調査」2007年、2012年）。このように雇用流動化は正規雇用から非正規への転換を加速している。安倍労働改革が雇用流動化の推進を基本目標としている今日、この事実には特に注目しておきたい。

Ⅲ 人材ビジネス業を活用した労働移動の促進

日本型雇用慣行の転換を図る財界の方針の嚆矢は、1995年の日経連の「新時代の『日本型経営』」で、日本経団連「成果主義時代の賃金システムのあり方—多立型賃金体系に向けて」（2002年）、同『多様化する雇用・就労形態における人材活性化と人事・賃金管理』（2004年）においてより明示的になる。今回の労働改革は、日経連の上記文書で基幹社員グループに位置づけられていた「長期蓄積能力活用型」労働者についてもメスを入れようとするもので、これまで日本型長期雇用の中核にいた人々がその対象となっている。

労働移動の促進（労働力流動化）の具体的措置が雇用保険制度の「雇用調整助成金」にかわる「労働移動支援助成金」（再就職支援奨励金）の抜本的拡充である。ここで中心的役割を担うものと位置づけられているのが「人材ビジネス業」である。労働移動支援助成金は、「事業規模の縮小等

に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う中小企業事業主に対して助成するもの」(厚生労働省 HP)である。リストラする労働者の再就職支援を人材ビジネス業者に委託することが助成金支給の条件で、支給額は委託費用の2分の1(対象の労働者が45歳未満の場合)、または3分の2(45歳以上の場合)、対象者一人当たり40万円が上限である。

2012年度実績では雇用調整助成金(約1,134億円)が労働移動支援助成金(24億円)を大幅に上回っているが、「日本再興戦略」は15年度までに両者の予算規模を逆転するとしている。現行の労働移動支援助成金の支給対象は中小企業に限定し、リストラした労働者が再就職できた場合にのみ支給しているが、この対象を大企業にまで広げ、しかも支給時期を人材ビジネス業者に再就職支援を委託した時点と、再就職実現時の2段階とし、リストラ対象労働者の訓練に人材ビジネスを活用した場合の助成措置を新たに設けるとしている。

このように雇用流動化の内実は人材ビジネス業者の市場を拡大することである。これらの業者にとってはリストラが拡大すればするほど営利領域が広がり、利益もあがる仕組みである。公的資金を活用した労働移動支援策が拡大すれば、人材ビジネス業の営業担当者が企業をまわって競うようにリストラ案を売り込む事態が予想される。

もちろん、人材ビジネス業者にとって離職者を増やすだけではビジネスは完結しない。再就職実現にまで至らなければ労働移動支援助成金の一部しか取得できない。この点についても労働改革は周到に配慮している。すなわち、ハローワークが保有している求人情報を2014年度中に民間人材ビジネス業者や地方自治体へ開放する、また求職情報の開放についても検討が予定されている。これらの情報が人材ビジネス業者の営業にとって貴重な「資源」であることは言うまでもない。産業競争力会議の雇用・人材分科会には竹中平蔵氏が委員として加わり、雇用流動化を主張している

が、彼は大手人材ビジネス業者パソナの取締役会長である。「お手盛り」そのものではないか。

小泉政権の構造改革政策の際にも、競争力を失った産業を退場させ、これらの部門の労働者にたいしてはそこでの雇用維持を支援するのではなく、新規産業への移動を促すべきとの主張が行われていたが、安倍労働改革は、民間人材ビジネス業をフルに活用し、市場の力を用いてこの移動を推進しようとしているところに特徴がある。

安倍労働改革が構想する雇用流動化・弾力化の第2の柱が派遣労働の拡大であるが、これについては本号掲載の横山政敏論文および増田尚論文を参照されたい。

IV 「正社員改革」—— 正社員の二分割、解雇規制の緩和

安倍労働改革による雇用流動化、日本型長期雇用慣行の解体は、正社員の二分割による解雇規制緩和からも促進されることになる。

規制改革会議は答申のなかで「正社員改革」⁴⁾を提起した。具体的には、正社員を「無限定正社員」と「限定正社員」に二分割し、前者に該当する労働者について無期雇用を前提とするが、それとひきかえに企業が要求する職務転換、転勤、長時間労働のいずれについても受け入れることとし、後者は職務や勤務地、労働時間を限定するかわりに、これらの職務や勤務地で仕事なくなる場合には雇用契約の終了を容認するという新たな雇用システムを構築しようとするものである。

(1) 無限定正社員

まず「無限定正社員」なる新造語のもつ問題を指摘しなければならない。規制改革会議雇用ワーキング・グループ報告によれば、日本の正社員は、①無期雇用、②フルタイム、③直接雇用という特徴に加えて「職務、勤務地、労働時間(残業)が特定されていない無限定正社員という傾向が欧米に比べても顕著である」という。

この規定は日本の正社員の現状を反映してはい

るが、正社員本来の特徴ではない。こうした状況にいたったのは、1960年代にすすんだ民間労働組合における労使協調路線の確立（総評から同盟への主導権移行）、官公部門の労働組合弱体化、80年代の国鉄分割民営化による国鉄労働組合の弱体化（職場の労働条件を規制していた現場協議制の否定）、さらには「無限定な働き方」を拒否する労働者に対する差別的処遇など、労使の力関係の変容の結果として生み出されたものである。こうした歴史的経緯を無視し、あたかも日本の正社員が本来的に有していた特徴であるかのごとく描くのは恣意的歪曲である。

これに加えて、無限定正社員は「労働時間（残業）が特定されていない」とする現状認識も労働基準法違反のサービス残業の横行、過労死・過労自死、精神障がいが多発の現状を追認するもので看過できない。この認識は、事務職・研究技術職・営業職などを労働時間規制の適用対象から外すホワイトカラー・エグゼンプションの導入を誘導する役割を果たしている。

(2) 限定正社員

正社員の二分割のうち、もう一方の限定正社員に対しては、職務・勤務地・労働時間のみならず、雇用の安定度についても「限定」しようとする。これは無期雇用の正社員であっても職務や勤務地の事業所の縮小・削減を理由に解雇可能にすることを制度上明確化することを意図したものである。

よく知られているとおり、現在の一般職の多くは勤務地限定で、総合職に比べ職務の展開の範囲も限られており、賃金水準は総合職に比べ数段低い。勤続年数を重ねても昇給は抑えられている。今回の労働改革で、勤務地での業務縮小などを理由とする雇用契約の終了が可能となるように法制化がされるならば、一般職社員がともかくも保持していた長期雇用は著しく不安

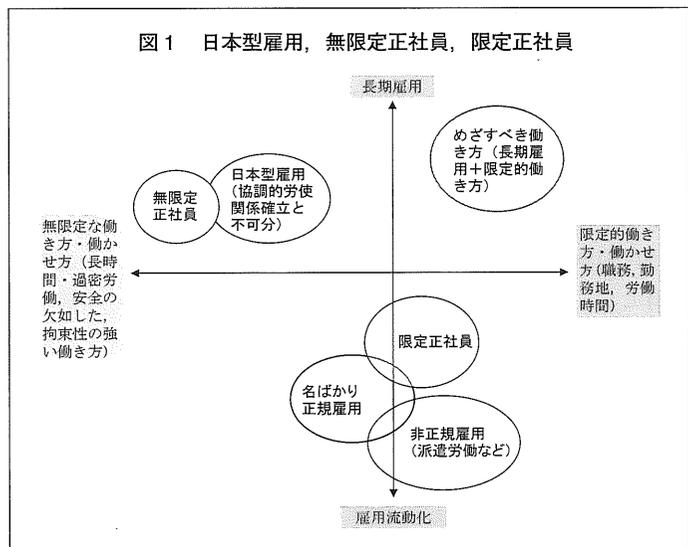
定となり、限定正社員は事実上、非正規雇用に接近することになるだろう。

(3) 「正社員の二分割」の意図は何か

「正社員改革」の意図するところは、正社員を「無限定型」と「限定型」に二分割することで、解雇規制緩和の突破口を切り開くことである。上述のとおり、限定正社員については、雇用契約終了の形態を無限定正社員と区別している。採用時に指定された職務や勤務地の事業所が縮小・削減される場合は雇用契約を終了することもありうることを就業規則に記載しておけば、合理的な解雇に相当するという条項を労働契約法あるいは関連法規に盛り込むことで、整理解雇の4要件を掘崩すことになるだろう。

使用者から見て精鋭でない正規労働者は限定正社員への転換を強いられる事態も予測される。こうした処遇を回避するため、たとえ過労死のリスクをはらんでいるにせよ、無限定正社員のポストをめぐる労働者間競争が激化するのではないか。「正社員の二分割」構想は、労働者が自ら精鋭ぶりを示すように誘導する装置を内包している。

図1は、「働き方・働かせ方が限定されているか、それとも無限定か」を横軸に、「長期雇用か、



それとも流動的・不安定か」を縦軸にとって、従来の日本型雇用、今回提起されている「無限定正社員」、「限定正社員」の関係を示したものである。限定正社員を新たに設けることで、非正規雇用が限定正社員に転換できるチャンスが広がり、雇用安定につながるという見方があるが、実際には、現在の正規雇用の相当部分の非正規雇用への接近ではなからうか。いまでも、正規雇用にもかかわらず雇用契約期間に定めがあったり、契約期間の定めの有無がわからないという労働者が少なからず存在している⁵⁾。限定正社員化により、正規雇用と非正規雇用の区分为さらにあいまいになるおそれが強い。

V むすび

安倍労働改革を推進する陣営では、一連の改革によって「正規・非正規雇用の二極化構造を是正」というが、人材ビジネスを活用した労働移動の促進、派遣労働の拡大、解雇容易な限定正社員の創設が同時に提起されていることを考えれば、予測されるのは、非正規化の促進であり、職を求める人々の漂流である。無限定正社員に区分された人々は、労働時間の無限定を余儀なくされる。こうした状況はディーセント・ワークからはほど遠い。

ディーセント・ワークに接近するには、雇用を保障したうえで、「職務、勤務地、労働時間」限定の「まともな正社員」をめざすべきで、これは規制改革会議の言う「限定正社員」とはまったく別物である（図1参照）。本人の意思に関係なく、使用者の意のままに職務や勤務地変更を行える企業に対する拘束性の強い働き方は改めなければならない。まともな雇用機会を増やすにはサービス残業の根絶はもとより、労働時間の抜本的短縮も不可欠である。

〔付記〕小論のⅢ、Ⅳは「経済統計学会労働統計研究部会報」（20号）掲載の拙稿「安倍政権の『労働改革』で雇用と働き方はどうなるか」の一部に加筆した。

注

- 1) 産業競争力会議のテーマ別会合（「人材力強化・雇用制度改革」、2013年3月15日開催）で長谷川閑史主査（武田薬品工業社長）は「現状では大企業が人材を抱え込み、『人材の過剰在庫』が顕在化している。……現行規制の下で企業は、雇用調整に関して『数量調整』よりも『価格調整』（賃金の抑制・低下と非正規雇用の活用）に頼らざるを得なかった。より雇用しやすく、かつ能力はあり自らの意志で積極的に動く人を後押しする政策を進めるべきである。」と述べている。
- 2) OECD加盟国全体の一時的労働者に対する雇用保護指標の平均値は2.08に対し、日本は1.26（有期契約労働者0.13、派遣労働者1.13）、加盟34カ国の中で保護指標の低い順に見て9位である（OECD 2013c）なお、派遣労働者のなかには登録型派遣のように有期契約労働者が含まれているので、この元データの算出方法には疑問点があるが、ここでは問わない。
- 3) 雇用保護指標（①～⑧）については、藤井（2007）を参照した。
- 4) 産業競争力会議は「雇用制度改革」と称している。
- 5) 「就業構造基本調査」（2012年）によれば、これらの労働者はあわせて257万人、「役員を除く雇用者」のうち4.8%を占める。

参考文献

- [1] 藤井宏一（2007）「OECDにおける雇用保護法制に関する議論について」『ビジネス・レイバー・トレンド』2007年7月号
 - [2] OECD（2013a）Economic Survey Japan, OECD
 - [3] —（2013b）CALCULATION OF SUMMARY INDICATORS OF EPL STRICTNESS（<http://www.oecd.org/employment/emp/38940931.pdf>）（アクセス日時：2013年12月13日）
 - [4] —（2013c）OECD Indicators of Employment Protection（<http://www.oecd.org/employment/emp/oecdindicatorsofemploymentprotection.htm>）（アクセス日時：2014年1月12日）
- （ごか かずみち 所員 金沢大学名誉教授）

派遣制度改革と 雇用システムの行方

YOKOYAMA Masatoshi
横山 政敏

安倍政権は、労働とりわけ雇用システムに関して、大幅な規制緩和を実施し、将来におけるわが国の雇用システムの大転換に向けて本格的な布石を打とうとしている。そのための二つの戦略が、正社員制度改革（「正社員の多様化」）と派遣制度改革（期間制限の実質的な撤廃、常用代替防止原則の否定）であり、両者はトータルとしての雇用制度改革の両輪として深く関連しあっている。

I 今次の労働システム改革の 方向性

政権の構想する雇用システム改革の全体像は以下である。一言で言えば、労働市場と管理の最大限のフレキシビリティの確保を目指すものである。その特徴の一つは、雇用システム改革と労働時間制度改革を一体のものとしてすすめる点である。現在、企画業務型裁量労働制度の見直し（対象の拡大、決定方式の変更等）やフレックスタイム制度の見直し、また割増賃金規定の変更など労働時間制度改革の再編が画策されているが、これは成果主義の導入・徹底などの賃金・処遇システム改革と一体となって、正社員の雇用システム改革（正社員の階層化や下方流動化）に連動する。

このような一連の制度改革は労働市場の機能的な柔軟性の確保と管理の専制の強化を企図している¹⁾。

その特徴の第二は、非正規雇用の労働規制を一段と緩和し、企業の雇用調整力を強化しようとしていることである。その結果は、非正規雇用活用の無制限の拡大と個々の非正規雇用の不安定化との同時進行である。そのことは、非正規雇用の活用理由を限定しないこと、あるいは非正規雇用の業務内容を限定しないことなどによって可能となる。それは非正規雇用の「臨時的・一時的な」活用の原則や常用代替の禁止というルールが公然と廃止されることを意味する。つまり非正規雇用の恒常的・永続的活用を可能にし企業の利便性を高めるのと同時に、個々の非正規雇用については企業の都合によって、不断に雇用不安の状態が余儀なくされるのである。こうして労働市場の数量的および機能的な伸縮性が確保されることになる。

三つは、いままでの多様な非正規雇用の展開の方向に対する軌道修正が図られようとしていることである。それは、雇用の非正規化の主軸を派遣労働に設定することである。とはいえ、非正規雇用活用の第一タイプ（景気変動等に対応する「雇用調整型」）に関しては、従来からの、このタ

タイプの典型としての臨時労働者や短期パートタイマーと並び存する形で派遣労働者の活用が位置づけられる。さらに非正規雇用活用の第二のタイプである「専門知識活用型」においても、契約労働者と並んで派遣労働は活用されるであろう。ただし非正規活用の第三のタイプ（「低賃金利用型」）に関しては、今後、長期パートタイマーやアルバイトに替って、派遣労働が主力に位置付くことになる。しかもパートは従来、非正規雇用の量的中心であると同時に、非正規常用化の流れの中心にあったのだから、派遣がその地位にとって替わるということは今後、派遣が非正規雇用の主軸になるということにほかならない。

一方、これまで主に女性によって担われていたパートは「多様な正社員」という新しい概観のもと、雇用の不安定性や賃金・労働条件の劣悪さにおいて、従来と変わらない状態のもとにおかれることとなる。従来の常用型・非正規雇用の形だけの正社員化（パートの「限定正社員化」）である。

なお、この「限定正社員化」の展開は、主に三つの供給ルートを経由する。a) 常用型・非正規雇用の無期転換による「限定正社員化」のルート、つまり内部における有期雇用から無期雇用への転換のルート、b) 外部労働市場からの入職ルートとしての「限定正社員」の採用、これは新規学卒市場や中途採用市場における大きな構造変化を伴いつつ進展する。c) 内部労働市場における正規社員の「限定正社員」への下方異動である。その際、「限定正社員」の中身が、正社員と呼ぶに相応しいものであるかどうか問われる。これら「限定正社員」の三つの供給ルートの内、量的に最大のものはa)であろうが、その賃金・労働条件の決定システムは、労働契約法第18条に規定されていて、有期雇用の無期転換の際の労働条件は有期契約時の内容を引継いでも良いことになっている²⁾。とすれば、非正規有期雇用の長期契約化、それに基づく「限定正社員化」は文字通りの「正社員化」ではなく、一つは、実質的には非正規雇用の、期間限定なしの活用の容認、二つにはその格下げされた劣位の労働としての活

用の固定化にはかならない。こうして無期転換した元有期雇用者、現在「限定正社員」は、まさに「周縁的正社員」、より端的に言えば「擬似正社員」となる。しかもこのa) ルートでの賃金・労働条件の決定が、b) およびc) ルートによって供給される「限定正社員」をも含め、一般的な「限定正社員」の賃金・労働条件の決定システムの基軸となる。

II 派遣労働制度改革

(1) 派遣労働システムの転換

「あり方研」報告書（2013年8月）に示されている派遣制度改革の基本方向と問題点は以下の5点に集約される³⁾。

1) 政令指定26業務の区分を撤廃し、期間制限の有無という区別を業務ベースで設定する方式を廃止する。それに替って期間制限の有無という区別を人ベースで設定する方式を採用する。その際、その派遣労働者の派遣元との雇用関係のあり方がポイントとなる。派遣元と無期雇用の契約を結ぶ無期派遣であれば、派遣先はその労働者を継続的に活用しうる。派遣労働者が派遣元と有期契約を結ぶ有期派遣であれば、特約的派遣先への派遣期間は3年までであり、それを超えるとその派遣先は同じ労働者を同じ業務で派遣として使い続けることはできない。しかし、人を替えて、また派遣先企業の労働組合のチェックさえあれば、派遣先は当該業務に関して派遣を利用し続けることができるのである。これでは常用代替を防止できないどころかそれを促進することにさえなる。そもそも派遣に関して期間制限が設定される本来の理由は、労働力の臨時的・一時的なニーズに対して期間を限定して対応するためである。だからそもそも専門業務だからという理由で期間を無制限にする現在の仕組み自体が問題である。専門業務であれば高い交渉力をもつから労働者に不利はないという考えのようであるが、たとえそうであったとしても、これら業務で常用代替がすすめば、正社員という雇用の規範が緩み、当該の業務に関

して総体としての雇用の不安定性が増すことになる⁴⁾。

2)「あり方研」の報告は、常用代替の禁止と派遣労働者の保護とは利害相反関係にあり、従来は常用代替禁止という正規雇用の保護のために、派遣労働が「臨時的・一時的」存在として不安定な雇用関係のもとにおかれてきたと主張する。この関係を改め派遣労働者の雇用安定をはかることが重要であるとし、前述のような実質的な派遣活用期間の制限の撤廃と常用代替の禁止原則の廃棄を唱える。しかし、両者は矛盾の関係ではなく、常用雇用が原則であり、派遣は雇用の一タイプというより、臨時・一時の業務ニーズにのみ対応する労働力需給調整制度の一つとして位置づけられるのである。その関係は原則と例外であり、対立ではなく相補の関係にあるといえる。派遣労働の保護政策としての均等待遇や使用者責任の強化、また派遣労働者のキャリアアップ措置や派遣労働者をめぐる集团的労使関係の確立などの実効性を担保するためにはその大前提として雇用の基本原則としての無期契約・直接雇用・フルタイム雇用が思想としても、実際の雇用構造の核心としても堅持されていなければならない。

3)「あり方研」報告における二つの派遣タイプ(派遣元との無期雇用と有期雇用)と従来からの二つの派遣形態(常用型派遣と登録型派遣)との関係が整理される必要がある。常用型は本来、派遣元との無期雇用関係が想定されていたが、実態としては有期雇用も多く、雇用の不安定さにおいて登録型とさして変わらないものも少なくない。今回の「あり方研」報告の無期派遣は本来、想定されていた常用型派遣であり、今回の有期派遣は従来、常用型派遣に擬制されていた有期派遣と従来、登録型派遣とされてきた有期派遣を統合したものである。しかし、有期派遣という点で両者を統合したとしても、今回のように派遣元との雇用関係が当初から成立するものと、従来のように派遣先との派遣契約が成立してはじめて派遣元との雇用関係が成立するものとの間には大きな違いがある。今回この点に関してどう扱うのか明確

ではない。

4) 派遣労働と労働契約法第18条との関係の問題もある。ここでは二つの内容が指定される。一つは派遣元との有期契約が5年を超えた時、当然派遣労働者は派遣元に対して、無期派遣への転換の申し込みができるということであり、もう一つは、派遣先との使用関係が5年を超える時(業務の変更を伴いつつ同一の派遣先に5年以上使用されるケース)、派遣先との間に無期雇用の申し込みを行う権利が発生するか否かということである。前者であれば、有期派遣が5年経過で無期派遣に転換することであり、後者の場合は、派遣元との有期派遣関係が派遣先の限定正社員に転換することになる。

5) 派遣元と無期派遣の関係にある派遣労働者は期間制限なしに派遣先企業に永続的に派遣され続けることが可能となる。その際、「あり方研」報告では、無期派遣については派遣先の特定目的行為を認めているので、採用時の特定はもとより採用後のプロセスにおけるいついかなる時期での特定も可能となる。つまり派遣先の判断で特定の派遣労働者との使用関係の成立または中断を決定することは可能なのである。特定目的行為の禁止は派遣関係が成立するための不可欠のものである。採用は人を特定すること、つまり選抜は不可欠である。そのため、試験、面接、履歴の確認など様々な方法を使用者は講じる。ここに初めて雇用関係が成立することになる。特定目的行為はこの意味でまさに採用行為そのもの、雇用関係を成立させる行為そのものである。従って、派遣関係における派遣先と派遣労働者との関係は使用関係でしかないのだから、そこでは一切の特定目的行為は認められない。もし派遣先による特定の目的行為が認められるなら、そこには二重の雇用関係が成立することになり、実質的には禁止されている労働者供給事業となる⁵⁾。

Ⅲ 「多様な正社員」制度

ここでは、「多様な正社員制度」改革・戦略の

意図と問題点を明らかにしたい。この戦略では「正社員の多様化」をすすめる、「本来の正社員」（「無限定正社員」）のほかに、職種と地域と時間の三つの限定を有した「限定正社員」を普及し、またそのための法的整備をすすめることが目指されている。この限定の形はたとえば職種限定のみであれば、職種と地域のダブル限定などもありうる。

「本来の正社員」あるいは「日本型正社員」と限定正社員とは正社員という同じ概念で括られているとはいえ、雇用の安定性や賃金・労働条件の内容において明白な差異がある。その中身をいくつかの論点に関して吟味してみよう。

1) とくに職種限定社員は絶え間ない技術革新の進展や事業の再編のなかで、職種構造が大きく変化し、職種の浮沈や統合また職種境界の不明瞭化がすすみ、それを口実に解雇の可能性が強くなりうる。

2) その際、就業規則や労働契約の中に、職種が消滅すれば解雇するというような条項を入れれば、解雇権濫用の法理が適用されないというような内容の法的整備を日本経済団体連合会は求めている。しかも、職種概念等が企業によって恣意的に解釈されうるのであれば、解雇がより容易に強行されかねないことになる⁶⁾。このようなことでは「正社員」とは名ばかりで、その賃金、労働条件の劣位とともに、雇用の不安定性において、その「周辺性」は明らかであり、むしろ周辺の正社員と呼ぶのがより相応しい。

3) この限定正社員の供給源としては次の二つのルートが想定される。一つは、新規学卒市場や中途採用市場など外部市場から職種限定社員やエリア社員、また短時間正社員などの名称で調達される経路である。「一般職」や「新一般職」というような会社内の呼称もこれに対応する。二つは、改正労働契約法第18条との関連で、5年超の有期雇用から無期雇用へ転じた限定正社員の内部調達ルートである。とくに後者が戦略的重点であり、主要経路として想定される。

労働契約法第18条は有期労働者の雇用安定に

資するという肯定的な見方もある。それは間違っていないが、それより重要なことがある。それは、有期雇用の活用事由に関する規制がない中で、この転換規定は「恒常的」業務を担う本来の正社員の職務領域を不断に有期雇用に代替させ、その無期化を通じて周辺の正社員を無限定に増大させることになり、その分本来の正社員を減らすことに繋がる。もし有期雇用が「臨時的・一時的」なニーズへの対応のみに限定されるというような入口規制が厳格であれば、常用代替は防止できることになる⁷⁾。労働政策審議会の議論の中では、有期雇用の活用理由に関する規制を検討すべきではないかという正論が一部の委員から提示されたにもかかわらず、それが無視された背景にはこのような隠された意図があったと推測される⁸⁾ 9)。

このいわゆる入口規制こそ、有期雇用規制の本筋であることは良く知られている。たとえばドイツのパート・有期雇用法では有期雇用の活用が認められるケースとして労働力の一時的需要、労働の特性、産休・病休の代替などと明示されている。わが国では、このような本筋の規制が欠如している中で、有期を含む非正規雇用の常用化が現実に行進してきたのである。

4) 正規雇用と非正規雇用という二分法ではなく、正規と常用・非正規そして臨時・非正規という三分法で見ると、1990年以降今日までのわが国における約25年間の雇用構造の変化の内容は、この間の約15%ポイントの正規社員比率の低下はほぼすべて常用・非正規比率の上昇に拠っていて、この間臨時・非正規比率はほとんど変化していない。常用代替の禁止を担保するためには、上の入口規制とあわせて、より根本的に、雇用の原則は無期雇用であり、有期雇用は例外であることの明文化も求められる。

5) 前述したことだが、あわせて労働契約法第18条の転換規定の問題点として、第二項の規定があり、転換後の賃金・労働条件については、有期雇用のそれをそのまま引き継ぐことができる。わが国では業務内容が同じか、類似した正社員と

有期雇用の間に、かなりの賃金・労働条件の格差があることは周知のことであり、均等待遇の実現にはほど遠い現実がある。これでは転換したとしても「周辺の正社員」でしかない。このような賃金・労働条件の継承規定は解除すべきである。

しかも、前述のように雇用の安定に関しても疑わしい。この転換は実質的に常用型・有期雇用の「限定正社員」への誘導を狙ったものだが、その「限定」は、「職種寿命の短命化」や「地域立地の不確実性」がその理由となっており、雇用の不安定性と一体となる。あわせて転換後は「雇い止めの法理」が適用されず、転換によってむしろ不安定さが増すことさえありうる。また、改正労働契約法は5年経過前の雇い止め防止措置を講じていないが、これでは「雇い止め誘導」となりかねない。5年を境に、無期転換された「周辺の正社員」と「雇い止めされる有期雇用」に二分されることになる。

この無期転換制度の導入は2007年施行の韓国の有期雇用法を参考にしたともいわれている。韓国では、民間部門での無期雇用転換が必ずしもうまくいかず、2年経過前に雇い止めするケースが横行している。あるいは無期転換した人の多くが待遇は正規職には及ばず、雇用に関しても、些細なミスでも解雇できるような条項が新しい契約書に入るケースなどもあるという。これらは「中期職」といわれる。韓国の制度は転換に要する有期雇用期間は2年であり、わが国の5年より短い、また韓国では2年経過すると自動的に転換したとみなす仕組みであり、わが国のように有期雇用者が「申し込める」という規定ではない。いずれの点でも韓国の制度のほうが労働者に有利になっている。それにも関わらず韓国でも様々な問題が生じている。

IV 「正規の非正規化」の新展開

現在の財界の雇用改革の基本戦略は次の諸点にある。正規と非正規の二極化構造を是正するために「非正規の正規化」を含む労働力の全面的な流

動化が必要であるとする。しかし、「非正規の正規化」は単なる口実にすぎず、真の狙いは逆方向の推進、つまり「正規の非正規化」の促進にある。この「正規の非正規化」は次の二つの形態で進展する。一つは「非正規の派遣化」と「派遣拡大による正規雇用領域の浸食」である。つまり派遣の規制緩和を徹底し、派遣を非正規化の先兵として飛躍的に拡大し、その常用代替効果をフルに活用して正規雇用を最大限に削減することである。二つは現在の正社員を限定正社員化する、あるいは新規・中途の採用枠を従来の正社員中心の採用ではなく、限定正社員をも含む採用に切り替えることである。これら限定正社員は主に契約形式が無期雇用であることを根拠に正社員のタイプとして位置づけられているが、それらは次のような理由で「本来の正社員」とは明らかに異なる。同じ無期雇用とはいえ、前述したように限定正社員は、事業所の工場の整理・統合、事業の再編や技術革新の進展による業務・職種の消滅あるいは縮小によって、雇用も簡単に消滅しうる。このような雇用の不安定性のみならず、賃金や労働条件また昇進・昇格、あるいは厚生基準においても格下げされた社員であり、正規社員との同質的より、非正規社員との共通性のほうがはるかに多く不安定雇用の一形態と呼ぶのが適切である。なお、この限定正社員の供給源ルートとしては、5年超えの有期契約労働者が無期転換して限定正社員化するルートも有力となる。

このように派遣が「良好な雇用機会」としての正社員雇用領域を外から浸食し、内から正社員の限界正社員化を通じて、正社員の実体を失った擬似正社員が培養され、トータルとしての雇用の劣化が急展開する。なお雇用の劣化は上述のような雇用関係・雇用形態の変化とともに、労働条件の悪化と並行して展開する雇用の質の低下を意味している。まさにILOの掲げるディセント・ワークの原理に反する事態の進展である。今次の雇用改革が派遣制度改革や限定正社員制度の導入等の直接の雇用システムの改革のみではなく、企画業務型裁量労働制の拡大など労働時間制度改革と一

体として進められていることはこの証左である。前述の「正社員の限定正社員化」をプッシュする起動力は正社員の労働条件、とくにサービス残業や過労死発生メカニズムとして機能する労働時間制度の劣悪さである。その制度をさらに悪化する方向での圧力が強まっている。このことこそ正社員の「限定化」の推進力の正体である。

限定正社員とは、正社員とはいうが解雇しやすい正社員ということであり、そもそも雇用の安定性を象徴する正社員という概念と矛盾するものである。それは、労働契約・就業規則で職務や勤務地を限定しさえすれば、これまで固められてきた整理解雇の四要件のルールを簡単に無力化してしまう。事業や職務を廃止、縮小したり、ある地域の事業所を閉鎖あるいは統合・縮小したりは決定は基本的に企業の経営権・人事権の範囲に属する事柄であり、企業は整理解雇法理などの外的制約に無関係に簡単に解雇することができるのである。だから、日本経団連は「特定の勤務地ないし職種が消滅すれば契約が終了する旨を労働協約、就業規則、個別契約で定めた場合には、当該勤務地ないし職種が消滅した事実をもって契約を終了しても解雇権濫用法理がそのまま当たらないことを法定すべきである」と提言するのである（日本経団連「労働者の活躍と企業の成長を促す労働法制」, 2013年4月16日）

「日本型正社員」と「本来の正社員」と「限定正社員」, この三者の概念について私なりに整理しておきたい。「本来の正社員」は直接雇用、無期雇用、フルタイム雇用の三要素を併せ持つ雇用タイプを概念化したものである。しかし「日本型正社員」概念はこれとは異なる。それは上記三要素に職種・職務の無規定性、勤務地の無限定性、労働時間規制の欠如という日本に特異な三特徴が合成されたものである。三要素は雇用タイプの構成要素に関連し、三特徴は人事管理の特徴に関わるものである。要するに普遍的な意味での雇用関係の規定要素は三要素だけであり、これに異動（仕事と勤務地）の無限定性や時間の無規定性などをも加味するのは特殊日本的でしかない。要す

るに労働条件に対する法的規制や組合規制が緩く、企業の人事権の専制が支配していることを意味するだけである。だからありうべき雇用システムは現在の「日本型正社員」ではなく、労働条件に対する規制が強化され、資本の人事の専制や強い裁量から保護されたもとでの正社員である。決して資本の専制によってサービス残業を強制され、過労死へ誘導される働き方とセットになった今日のような日本型の正社員ではない。

さらに、今日の非正規雇用政策のあり方を考える上で重要な特徴・視点として次の2点を付け加えておく。

1) ここ約20年の間に、非正規雇用の性格が二つの点で変化していることに注意する必要がある。一つは非正規雇用の自立家計支持者化であり、もう一つは「非正規雇用の常用化」である。非正規労働の特徴として、ミクロ的にみると、家計支持関係では家計補助ではなく、自立的な家計支持者の割合が近年、目立って増えている。2010年厚生労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」によると、非正規労働者の約半数（49.1%）が自立的家計支持者であるという。このように、今や非正規雇用の半数が「自立的家計支持者」であり、伝統的な家計補助労働としての非正規雇用という構図が崩れている。主婦パートに典型を見る世帯主収入を補充するものとしての追加労働、あるいは独身者であれば親に基本家計を支持されつつ、不足を補填するものとしての労働、この伝統的な非正規雇用像は徐々に少数派に転じ、非正規雇用からの収入のみによって生活を支持せざるを得ない非正規雇用者がその典型となりつつある。このことは非正規雇用問題がダイレクトに貧困問題とならざるをえないということである。実際、近年のワーキング・プア問題の根源として非正規雇用が注目されるのも、このような非正規雇用問題の変質が背景にある。

また、非正規社員が景気の波動性への対応や育児・産休代替などの臨時的対応としてではなく、恒常的な戦力として、しかも従来の正社員が担ってきた基幹的仕事に従事している点も注目され

る。つまり正社員の代替としての非正規雇用の活用であり、それとともに非正規雇用の担う業務内容の高度化・専門化と雇用の常用化が特徴となる。そこには恒常的にある高度・専門業務または基幹的業務を正社員に代わってこなす新しいタイプの非正規社員（専門常用型・非正規と基幹常用型・非正規）が登場する。そうして非正規雇用は、従来からのタイプとしての「一般常用型・非正規」と「臨時型・非正規」を含め、さらに多様化・多層化することになる。近年の非正規雇用の急速な上昇は、主として新しいタイプの常用型・非正規雇用の拡大に寄っている。臨時・非正規の割合はこの20年間ほとんど変わらないし、「一般常用型・非正規」もさして変化はない。この新しいタイプの常用型非正規雇用こそ1995年の「新時代の日本的経営」において、日経連が「高度専門能力活用型」として想定しているものの一つである。言うまでもなく日経連がこのタイプのもう一つの形態として想定していたのが、職種限定型正社員である¹⁰⁾。

2) 今日、正規雇用の縮小、非正規雇用への代替という構造問題はどのようなルートを経て、展開されているのであろうか。それが日本型雇用システムの根幹にどのような影響を与えるのであろうか。正規雇用の縮小は、近年、構造問題としての性格をより濃くしている。景気の如何に関わらず、非正規による正規の置換が進み、その変化は単なる量的なそれを超えて、トータルとしての日本の雇用の質を変え、いわゆる雇用の劣化を進めている。その最大のルートは新規学卒市場の変容にある。伝統的に新規学卒市場は、わが国の雇用システムを支える根幹として、正規社員を入职させるほとんど唯一のルートだった。正規雇用の構造的な縮小はまずこの市場の劇的な変化として展開した。かつては、大卒、高卒はもとより中卒でさえこの市場を通じて、正規社員として供給されてきたが、今日では、この市場は規模が激減した中卒市場はもとより高卒市場あるいは短大市場でさえ、正規社員の供給ルートとしての地位は著しく下がった。以前、高卒市場は、男子に関しては

製造業の現場の正社員の主たる供給源であり、女子では事務職の正規社員の主たる供給源であった。

文部科学省の「学校基本調査」によると、昨年度の大卒新卒者約57万人の内、進学者約10万人を除く就職希望者の内、正規雇用の職を得たのは、約35万人でしかなく、その20%強は、非正規雇用あるいは一時的就業の従事者、さらに無業者なのである。また、この正社員の職を得た新規大卒者の内、約35%が3年以内という早期に離職し、しかもその内、他企業の正社員に転職できるのは少数であり、多くは非正規社員になるということがデータによって裏づけられている。日本型雇用システムとは、一言でいえば、ほとんど唯一の入職口、入職ルートとしての新規学卒定期採用を前提にして、独自の企業内教育と異動管理を基軸にした人材配置と育成によって、定年まで雇用を保障するシステムであったと言える。従ってその要諦は新規学卒一括採用システムにある。

V おわりに

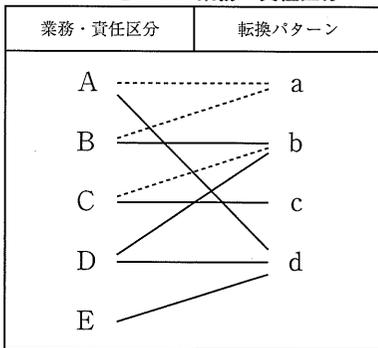
最後に「多様な正社員」制度を構想する上で、参考として次のことを指摘しておきたい。私は有期雇用の転換のパターンとして次の四つがありうると考える。(1)は労働契約法第18条型で、一律に処遇据え置きのまま、職務、勤務地限定の無期雇用に転換する。これはさらに限定正社員型(b型)と非正規無期契約社員(c型)に分けられる。(2)はいわゆる正社員に転換し、処遇改善もたんなる均衡待遇ではなく、抜本的な処遇改善に取り組まれる(a型)。(3)は非正規有期雇用のままであり続けるパターンである(d型)。これは転換ではないのだが、非正規雇用の動態パターンの一つとして、ここでは示しておく。

次にこの四つの転換パターンを、労働政策研究・研修機構が実施した「有期契約労働者の契約・雇用管理に関するヒヤリング調査」(2009.5～2012.4)の分析概念として使用された有期契約の五つの業務・責任区分と対応させる。ちなみに

その五つとは、「高度技能活用型」(A型、正社員と業務内容が異なり、責任も重い)、「同様職務型」(B型、正社員と業務内容、責任の程度も同じ)、「別業種型」(C型、正社員とは責任は同水準だが、別業務を担う)、「別責任型」(D型、正社員と同じ業務だが、責任の程度が低い)、「軽易職務型」(E型、業務内容も異なり、責任も軽い)である。

この四つの転換パターンと五つの業務・責任一区分を私なりに総合して、今後の雇用管理の展開方向を展望すると、およそ次のような推測が可能となる(第1図)。A型は主にd型、一部a型に、E型はd型のまま、B型は大半がb型に一部a型に、C型は大半がc型に一部b型に、D型はd型およびb型に転換する。別の表現をすれば、正社員と有期雇用とが明確に職務分離しているのが、A型とE型、次いでC型となる。B型とD型が、正規雇用と有期雇用が混合する領域となる。この図によると、最も集中する有期雇用の転換パターンとしては「限定正社員」と「非正規・有期雇用のまま」となる。このことは有期雇用の転換の先にはあまり新しい未来は切り開かれそうにはないということを示している。

第1図 有期雇用の四つの転換パターンと五つの業務・責任区分



注1) a～dは著者のパターン分類
 注2) A～Eは労働政策研究・研修機構
 注3) ----は一部の転換パターンを、—は主な転換パターンを表わす。

注

- 1) 労働市場の非正規化が急速に進展する中で、学生の正社員志向はますます強まっている。自殺対策センター「ライフリンク」が2013年10月に実施した「就職活動に関する意識調査」では7割の学生が「正社員に絶対になりたい」と回答している。この学生の強い正社員志向を逆手にとって、ブラック企業による労働力の酷使または虐死が進められ、また「新しい労働時間制」の導入(ホワイトカラー・エグゼンプション、「スマートワーク」、残業代ゼロの推進等の「時間と報酬の分離」策)の名目で、労働時間制度の改変を軸に労働基準の空洞化・解体を図ろうとしている。
- 2) 無期転換後の労働条件は、従前の有期契約時の労働条件と同一なのが原則だが、別段の定めがある時は、その労働条件を変更できるという規定もある。労働組合などがこれを労働条件の正社員化のための手段として活用することが望まれるが、逆に企業がこれを悪用し、賃金低下や労働条件の切り下げを図ることもありうる。無期労働契約への転換にあたり、職務内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後における労働条件を従前より低下させることは、施行通達第5の4(2)にあるように、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではない。
- 3) 厚生労働省の労働政策審議会・労働力需給制度部会は、2013年8月20日に「今後の派遣労働制度の在り方に関する研究会」報告書(東洋大学教授鎌田耕一委員長)を発表した。
- 4) 「あり方」研報告の最大のポイントは政令26業務の廃止にある。政令による業務指定は、派遣法制定時では派遣可能業務の限定のために、派遣業務がネガティブリスト化された1999年以降は、派遣期間制限の区分のために利用されてきたが、今回その廃止によって、派遣労働に関する縛りは、業務および期間ともに実質的になくなる。ただし、期間制限は形式的には残る。それは、有期派遣の期間制限の単位について、業務ベースから人ベースに変わり、派遣が3年を超えた場合、人を替えなければならない。ただし、人を替えさえすれば派遣先企業は同じ業務について派遣の利用を継続できる。こうして、派遣先企業は派遣労働者を臨時的業務について一時的に利用するという本来の枠組みが、恒常的な業務について永続的に利用できるといった枠組みに公然と変わる。これは、派遣労働が正規雇用の控え目な脇役から、安定雇用としての正規雇用を蚕食し、トータルの雇用の劣化の牽引車として機能することを意味する。
- 5) 派遣労働関係は、一般に派遣先と派遣元との商関係を媒介に、労働関係が派遣元と派遣労働者との間の「雇用関係」と、派遣先と派遣労働者との「使用関係」に分離した関係として説明される。しかし、このような分離が単なる形式であり、実体としては不可能ある

いは著しく困難であるとすれば、派遣関係という特殊な労働関係の実現性は一種の虚構でしかないことになる。それが存在するとすれば、それはヨーロッパのように労働関係、雇用関係の一つではなく、一過性の雇用調整の手法の一つとして、あるいは戦前日本の人夫供給業のような前近代的な搾取システムとしてか、そのいずれかでしかない。

その「分離」が形式か実体かの判断のポイントは、派遣元企業の「雇用者性」が単なる「形式」か「実在の根拠」を有しているのかという点にある。では、その基準として何が設定されるのか、多数のファクターが考えられるが、基本は採用・人選、賃金の決定、労働安全・衛生、社会保険の四つである。しかし、労働関係の根本が採用決定と賃金決定にあることは言うまでもない。採用に関しては、もし派遣先企業が事前面接・履歴書提示などの「特定目的行為」を行ってれば、それは明らかに雇用主の行為としての採用行為にあたる。派遣の長期的な利用も一般化しているわが国では、派遣法はこれを禁止しているにも拘らず、実質的に事前面接が派遣先の強力な要請によって、事前見学などの名目で横行していることは周知の事実である。

賃金に関しても、直接的な賃金支払関係は派遣元企業が規律しているとしても、派遣賃金水準の決定は、実質的には派遣先の力優位のもとに展開される派遣料金の決定メカニズムに規定されている。派遣賃金の水準は、派遣料金の水準に基本的に規定され、その大きな制約のなかで派遣元が一定の独自性を発揮しうにすぎない。この意味で派遣賃金の実質的決定権限は派遣元にはないのである（この点に関して横山政敏『派遣労働関係における賃金決定と賃金構造』、「立命館経済学」第54巻第4号）。従って、派遣賃金決定関係においては、その根本は派遣先企業が主導する派遣料金決定メカニズムにあるのだから、派遣元のマージン率の問題、あるいはその規制は副次的でしかないかもしれない。要諦は派遣料金の決定のあり方、その規制である。その水準は、一般的には「適正マージン率」（中間搾取を排除する水準）を前提に、それに正社員賃金との一般的な均衡を確保する水準を加算するものである。ここでいう「正社員賃金との一般的な均衡」水準とは、正社員の時間賃金水準との均衡というより、むしろ正社員の一人当たり人件費との均衡である。そのことによって、派遣先企業によるコスト視点からの常用代替を防止できるからである。

以上述べたことは派遣元の「雇用主性」の虚構および「雇用と使用の分離」の「非実在性」の有力な根拠となる。

- 6) 「限定正社員」の解雇に関して、厚生労働省は「無期労働契約に転換した後における解雇については、個々の事情により判断されるものであるが、一般的には勤

務地や職種が限定されているなど労働条件や雇用管理がいわゆる正社員と大きく異なるような労働者については、こうした限定などの事情がないいわゆる正社員と当然には同列に扱われることにならないと解される」という通達を出している。

- 7) 日本経団連は、常用代替防止の原則は欧米にはないと言うが、派遣労働を臨時的な業務ニーズに一時的に利用するものに限るのだから、敢えて常用代替防止を原則とする必要もない。
- 8) 有期労働契約の活用事由による規制として何が考えられるか。一つの参考として、2008年12月民主党が多数を占める参議院において労働契約法の改正を可決した（その後これは衆議院において否決され、不成立となった）が、その中で八つの事由が示されているが、その内の以下の五つが重要である。(1) 臨時的・一時的な業務 (2) 休業または欠勤する労働者の代替 (3) 一定の期間内に完了することが予定されている事業 (4) 専門的な知識、技術または経験がある労働者を雇い入れる場合 (5) 満60歳以上の労働者を雇い入れる場合。
- 9) わが国で定期雇用契約が多用される背景の一つとしては定期契約に対する活用理由による規制（入口規制）がないことがある。労働政策研究研修機構が実施した「有期契約労働者の契約・雇用管理に関するヒヤリング調査」結果によると（2009年5月～2012年4月、24社対象）、有期契約の活用が、「プロジェクト期間、新規事業開業時、システム導入やプログラム構築等不定期に発生した専門職務の必要期間のみ」や「季節循環・繁閑に伴う職務量調整への対応」、「出産・育児休暇者の代替要員」のような職務・勤務地等の臨時性に明確に裏打ちされた理由での活用であるケースはきわめて少ない。

また同調査は「そもそも臨時・短期にしか働けない人は採用しない」等「契約成立当初から有期労働契約にすることの必然性は見受けられないような使用者意見を内包しつつ、契約締結・更新手続など一連の形式は有期労働契約ながらも、特段の支障のない限りは、60歳定年、65歳再雇用可、あるいは65歳定年などを設定している」と指摘する。

以上のように、同調査から定期雇用の活用事由を見ると、臨時・一時的目的での活用は少数であり、比較的広い業務範囲で、しかも恒常的業務での継続的な活用がその特色となる。その目的も、早期選別機能を期待しての「試工的な活用」が多く、その意味で、これらに対応する新規学卒採用を削減する効果を伴って展開される。つまりこの間の非正規化、特に有期化の進展の労働市場論的な意味は、常用代替の進展による正規雇用の構造的縮減であった。その過程は既存の正規雇用のリストラ縮減はもとより新規学卒の構造的縮減としても展開された。特に後者が重要であり、この問

題の構造的な深さをよく表している。それは、今日の労働市場問題の焦点が若年雇用問題に設定される根拠である。しかし、そのことは単にエイジ問題が焦点化するという意味だけではなく、日本型雇用システムの要諦としての新規学卒定期採用が傷つけられるという本質的な意味を持つ。

- 10) 「多様な正社員」改革は三つの意味を持つ。一つは、それは非正規社員制度改革も含め、トータルな雇用構造改革の柱という位置づけである。そこで想定される階層は、通常いわれるような「日本の正社員」と「限定正社員」および非正規雇用の三層構成ではない。それは以下のような大きくは5層、細かく言えば6層構成となる。(1) 総合職という名の「日本型正社員」。(2) 一般職、短時間正社員、エリア職など多様な名で呼ばれる「限定正社員」。(3) 常用型・非正規雇用から無期転換した「限定正社員」。(4) 常用型・非正規雇用（無期契約型と有期契約型）。(5) 臨時型・非正

規雇用。

これら5層ないし6層の量的構成とその変化の特徴は、(1)が漸次、圧縮されるとともに、(2)と(4)が漸次増加していることにある。この(2)と(4)は実態的にも近似性が強く、併せて多数派を形成しつつある。(3)と(5)は一貫して量的には少数派に位置する。

「多様な正社員」改革の二つ目の意味は、これは5層ないし6層の階層間流動、つまりマイクロレベルでの異動の促進、マクロレベルでの移動の激化、両方の意味を総合しての流動化を組織し、下方圧力を軸にトータルな雇用の不安定化と雇用の劣化が進められる。

「多様な正社員」改革の第三の意味は、解雇権濫用法理のもと過度に雇用が「保護」されていると使用者が考える正社員の一部を、限定正社員化し解雇規制を実質的に緩和させる狙いである。

(よこやま まさとし 立命館大学)

派遣上限撤廃・ 恒久化を目論む 労働者派遣法「改正」の 動きをたどる

第2次安倍政権が発足し、規制緩和を推進する勢力の活動と労働者派遣法「改正」の動きを後追いした。

MASUDA Takashi
増田 尚

I 労働者派遣法改正の流れ

労働者派遣法は、1985年に制定され、翌86年に施行された。職業安定法44条で禁止された労働者供給事業の脱法として編み出された派遣労働を法で追認したという特殊な出自を有するが、ともあれ、その理念としては、派遣労働は一時的・臨時的なものに限られ、常用労働者からの置き換えを防ぐというところにあった。そのため、いわゆるポジティブリスト方式がとられ、特定の16業種についてのみ派遣を用いることができるとされた。

その後、財界から、安価な「雇用の調整弁」として派遣労働を活用することが提唱された（例えば、日経連「新時代の日本の経営」（1995年）。こうした動きを受けて、1996年に労働者派遣法が改正され、対象業種が26に拡大された。

さらに、規制緩和を加速化させたのが1999年の改正である。まず、ネガティブリスト方式へと転換され、特定の業種を除き派遣労働が原則として自由化された。従前の26業種については派遣期間の上限は3年とされ、それ以外の業種では1年とされた。紹介予定派遣が解禁され、製造業へ

の派遣も2004年3月から解禁されることとなった。また、2003年改正では、26業種の派遣期間の上限が撤廃され、その他の業種は3年に延長された。一方で、派遣先企業が期間制限を超えて派遣労働者を使用するなどの場合に、派遣労働者に対し直接雇用を申し込む義務が発生するとの規定も盛り込まれた。

派遣先企業では、直用申込義務などの責任を回避するために、実態としては派遣労働でありながら、請負の形式をとる脱法行為（いわゆる「偽装請負」）が横行するようになった。製造業の派遣が解禁された3年後の2007年4月ころに直用申込義務が生じることから、多くの製造業者（パナソニック、キヤノン、シャープ、東芝など）で偽装請負が用いられ、特に朝日新聞が2006年7月ころから紙面でキャンペーンを展開したことから、社会問題となった。

さらに、労働者派遣法の相次ぐ規制緩和により、派遣労働者の使い捨てが繰り返され、「ワーキング・プア」と称されるように、働きながら貧困にあえぐ若年労働者の存在が浮き彫りにされた。特に、2008年9月のリーマン・ショック以降、「派遣切り」が問題視され、同年年末から翌2009年1月には、職を失った派遣労働者が仕事と住ま

いを求めて日比谷公園を占拠し、厚生労働省に抗議をする「年越し派遣村」の行動を通じて、社会に「ワーキング・プア」を可視化させ、その背後にある労働者派遣法などの規制緩和の問題を浮き彫りにした。

同年7月の総選挙で政権交代を実現した民主党政権は、労働者派遣法の改正など雇用分野の規制強化を打ち出した。財界の巻き返しもあり、民主党は自民・公明両党との修正合意を余儀なくされ、2012年3月に成立した改正法は、「ワーキング・プア」の温床となっていた製造業への派遣や登録型派遣の原則禁止が削除され、日雇い派遣の原則禁止も緩和されてしまった。とはいえ、法律の名称に「派遣労働者の保護」が明記され、直接雇用申込みのみなし制度（派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約（直接雇用）の申し込みをしたものとみなす制度であり、派遣労働者が承諾すれば、派遣先との間に労働契約が成立することになる。2015年10月1日施行）など、派遣労働者の雇用の安定に資する内容も盛り込まれた。

II 新たな規制緩和の動き

2012年の改正法を審議した国会の付帯決議において、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方、あるいは26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方について、今後、検討・議論すべきとされたことから、これらの事項を検討するべく、同年10月、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」が設置された。

ところが、同年12月の総選挙で、自民党・公明党が大勝し、再び自公連立政権が誕生した。第2次安倍内閣は、いわゆる「アベノミクス」の「3本の矢」として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を経済政策の3つの大きな柱と打ち出し、成長戦略については、経済財政諮問会議、日本経済再生本部の下

に設置された産業競争力会議、規制改革会議に検討立案させることとした。この3つの会議体は、関係閣僚のほか、佐々木則夫・現日本経団連副会長（経済財政諮問会議民間議員）、長谷川閑史・経済同友会代表幹事（産業競争力会議テーマ別合「人材力強化・雇用制度改革」主査）などの財界人や、竹中平蔵・パソナ取締役会長（産業競争力会議議員）、大田弘子（規制改革会議議長代理）、鶴光太郎（規制改革会議雇用ワーキング・グループ座長）といった御用学者を加え、相互に連携を取りつつ、指令塔として、規制緩和を強力に推し進める母体となった。

経済財政諮問会議には、2013年2月5日付で、佐々木ら民間議員4名による「雇用と所得の増大に向けて」とのペーパーが提出され、「多元的な雇用システム」の名の下に、いっそうの雇用流動化を促進させることや、ハローワークの民間開放を求めるとともに、「追い出し部屋」批判に対して、「事業・産業構造転換に伴う労働移動等に対応するため、退職に関するマネジメントの在り方について総合的な観点から整理すべき」と居直った。経済財政諮問会議での検討を踏まえ、同年6月14日には、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が閣議決定され、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への大胆な政策転換、民間人材ビジネスの活用等により、成熟分野から成長分野に失業なき労働移動を進める」ことなどが政権の経済政策として打ち出された。

産業競争力会議には、同年3月15日に、長谷川がとりまとめた「人材力強化・雇用制度改革について」が提出された。「雇用維持型の解雇ルールを世界標準の労働移動型ルールに転換するため、再就職支援金、最終的な金銭解決を含め、解雇の手続きを労働契約法で明確に規定する」こと、「雇用維持を目的とした現行の雇用調整助成金を基本的に廃止し、その財源をもって、職業訓練パウチャー、民間アウトプレースメント会社等の活用助成など、人材移動を支援する制度に切り替える」ことなどが示された。また、具体策の中

で、労働時間規制の適用除外制度、裁量労働制の緩和などのほか、「過剰な派遣労働規制、有期雇用規制の見直し（30日以内派遣禁止、付随的業務の扱い、有期雇用の無期転換規定など）」が打ち出された。同年6月14日には、産業競争力会議の検討を踏まえ、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」が閣議決定され、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）」、「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」に加え、「多様な働き方の実現」の一つとして、「労働者派遣制度の見直し」が挙げられ、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等に関して有識者による検討を進め、本年8月末までを目途に取りまとめ……労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講ずる」こととされた。

規制改革会議では、雇用WGで雇用規制緩和が検討され、同WGが同年5月にとりまとめた報告書では、正社員改革（いわゆる「限定正社員」、労働時間規制の適用除外、解雇規制の緩和）、民間人材ビジネスの規制改革、セーフティネット・職業教育訓練の整備・強化が「雇用改革の3本柱」として取り上げられた。民間人材ビジネスの規制改革の中では、「労働者派遣制度については、派遣法の根幹にある『常用代替防止（常用雇用に影響を与えることの防止）』という考え方に代わり『派遣労働の濫用防止』の明確化や均衡処遇の推進といった考え方を重視するべきである」として、労働者派遣法の理念の放棄を迫った。規制改革会議は、これらの検討を踏まえて、同年6月5日、「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」をとりまとめ、その中で、労働者派遣制度の見直しについては、「平成25年度検討・結論、結論を得次第措置」をとることを求めた。これを受けて、同月14日の閣議決定「規制改革実施計画」でも、労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組むこととされた。

こうした政府内での規制改革の動きに呼応する

かのように、財界も派遣規制緩和を強く要求した。日本商工会議所は、同年5月16日、「中小企業の活力強化・地域活性化のための規制・制度改革の意見50」を公表し、その中で、「同一派遣先への派遣期間の制限や日雇派遣禁止等の見直し」を掲げ、「多様で柔軟な働き方を実現するため、労働者派遣法の同一派遣先への派遣期間の制限（原則1年、最長3年）や、日雇労働者派遣の原則禁止等について、国際先端テストなどを活用し、派遣期間の制限や日雇労働者の派遣禁止を見直すこと」を求めた。日本経団連は、同年7月24日、「今後の労働者派遣制度のあり方について」との見解を明らかにし、「具体的な制度のあり方」として、常用代替防止の観点を改めることを求めるとともに、2012年改正によって導入された労働契約申込みみなし制度を施行前に廃止することを求めるなど、派遣規制強化に対する敵意をむき出しにした。

Ⅲ 在り方研報告書の問題点

こうした政府・財界による攻撃を受け、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」は、同年8月20日、これまでの労働者派遣制度を大きく転換させる見直しを盛り込んだ報告書を提出した。

報告書は、労働者派遣法の基礎的な考え方である「常用代替の防止」を再検討し、派遣の期間制限を個人単位とするなどの制度設計を提唱した。しかし、このような考え方は、派遣労働を一時的・臨時的なものに限り、直接雇用を原則として労働者の雇用の安定を図ろうとする現行の労働者派遣法の基本理念を放棄するものであり、派遣先企業の都合で、不安定で劣悪な労働条件に甘んじることを余儀なくされる派遣労働者を恒常的に使うことができるように改悪するものでしかない。

報告書は、期間制限について業務単位から個人単位へ変更し、派遣元と無期雇用契約を結んでいる派遣労働者には派遣期間制限を設けないこととする。しかし、無期雇用派遣労働者だからといっ

て雇用が安定しているということではなく、期間制限を設けない理由にはならない。また、有期契約の労働者については3年を期限としつつ、派遣先企業としては期限が経過するごとに派遣労働者を入れ替えて、派遣労働を利用し続けることができるとするが、それは派遣労働を一時的・臨時的なものに限定しようとする派遣法の趣旨を根本から否定し、派遣先企業による永続的な派遣労働者の使い捨て・使い回しを許容するとんでもない改悪である。

報告書は、派遣期間の上限に達した派遣労働者への雇用安定措置として、派遣先への直接雇用の依頼などを提唱する。しかし、派遣先と派遣会社との力関係に鑑みれば、非現実的で何ら有効性のない措置というほかない。他方で、派遣先に関わる団体交渉応諾義務の整備を見送ったが、派遣労働者が労働組合を結成して団体交渉による解決を図ろうとすることを阻害するものである。派遣労働者の雇用の安定を図るには派遣先の責任を強化すること抜きには実現不可能なのであって、報告書のいう雇用安定が口先のものでしかないことを端なくも露呈したといえる。

その上、報告書は、登録型派遣や製造業への派遣の原則禁止を見送った。これは、派遣労働者の雇用の不安定の元凶ともいえるべき事態を放置するものであり、「年越し派遣村」は一体何であったのかと指摘せざるを得ない。

IV 労政審での審議と 雇用WGの監視・介入

「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」による報告書の提出を受けて、2013年8月30日から、労働政策審議会の職業安定分科会労働力需給制度部会において、労働者派遣制度の在り方の見直しが検討されることとなった。

ところが、奇妙なことに、需給制度部会が開催される数日前に、規制改革会議の雇用WGが開かれ、厚生労働省の担当官僚が呼び出されている。需給制度部会は、8月30日、9月17日、27日、

10月10日、25日、11月7日に開かれたが、雇用WGは、8月29日、9月13日、25日、10月11日、23日、31日、11月5日と開かれている。規制改革会議等が求めた労働者派遣法の規制緩和が検討されているかどうかを監視しているかのようである。

規制改革会議は、同年10月4日、労働者派遣制度に関する意見を表明した。そこでは、「基本的な考え方」として、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の「報告書の基本的な方向性、すなわち、(1)いわゆる26業務の廃止、(2)有期雇用派遣労働者に対する個人レベルの期間制限は、規制改革会議の主張に沿ったものであり、堅持されるべきである」と評価しつつ、「依然として、正社員の仕事を奪うべきではないとする『常用代替防止』が規制の根拠として維持されている。非正規雇用労働者が全体の4割近くになった現在、労働者派遣法だけが『常用代替防止』を通じて従来の日本的な雇用慣行の維持を法の基本原則とすることに固執するのは妥当ではない」と述べ、報告書のような内容ですら不十分と非難をする。さらに、「『派遣労働の濫用防止』は、派遣先の正規雇用労働者との均衡処遇の推進によって実効性を確保すべきである。その際、派遣労働者に不合理な格差が生じないように、我が国の実情に即し、処遇全般に目配りした幅広い『均衡』を図るべきである」と述べ、派遣労働者の雇用の安定を後回しし、低劣な労働条件で使用される派遣労働者の現状を放置することを宣言しているのである。

また、「期間制限の在り方について」においては、不十分な報告書の雇用安定措置さえも、「その内容によっては、受入期間の上限に至る前に雇止めが増加するなどの懸念がある」として、「派遣労働者の契約期間への影響等を注視しながら、実効性のあるものとすべきである」と切り捨てている。

さらに、2012年改正法によって導入された諸施策についても、「契約締結・職業選択・採用の自由といった根本原則や、他の労働規制とのバラ

ンスがとれたものになるように見直しを行うべき」と攻撃する。例えば、「日雇派遣（契約期間30日以内）の原則禁止は、その濫用が不安定雇用とワーキングプアの増加を招くのではないかとの問題意識から設けられたものである」が、「限られた期間・時間だけ働きたいと考える労働者がおり、短期間に労働者への需要が集中する業務もある……下で、日雇派遣を規制することは、むしろ就労マッチングや派遣元による雇用管理の有効性を損ない、他の形態（直接雇用等）の日雇を増加させているにすぎない」として、「例外規定も含めた抜本的な見直し」を要求する。また、労働契約の申込みみなし制度についても、「いわゆる請負と派遣の区分があまりに厳格なため、意図せずして違法に陥りやすいという問題がある中で施行された場合、過剰な『みなし』が行われるのではないかといった不安が指摘されて」おり、「他の制度、例えば、有期労働契約の無期契約への転換制度（労働契約法18条）との整合性、報告書に記載された雇用安定措置との関係、契約締結の自由との関係も考慮すべきであり、廃止を含めた見直しが必要である」とまで主張する。このほか、専ら派遣（グループ企業派遣の8割規制）の抜本的見直し、マージン率等の情報提供の廃止、1年以内に離職した労働者への規制についても例外容認など、徹底して規制緩和を要求し、労政審での派遣見直し議論への牽制、介入を繰り返した。

V 労政審建議に基づく 立法化阻止に向けて

需給制度部会は、労働者側の強い反発を受けて、年内のとりまとめはできなかったものの、2014年1月29日、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の報告書を踏襲した内容の報告書を取りまとめて、労働政策審議会に提出した。労働政策審議会は、同日、同報告書を受けて、業務単位での期間規制を労働者単位に改変し、労働者を入れ替えることで派遣を恒常的に利

用できるようにするなどの労働者派遣制度の改正についての建議を厚生労働大臣に行い、通常国会にも労働者派遣法の改正法案を提出するとしている。

しかし、「ワーキング・プア」を解消し、働きながらまともな生活を送ることができるようにするためには、労働者派遣を臨時的・一時的なものに限るという原則論を徹底することにより、派遣労働者を「雇用の調整弁」として使い捨てることを可能にするような制度改変は、「改正」の名に値しない。得手勝手に派遣労働を使い続ける財界側の要求に屈した労政審建議は、労働者保護という労働法の原理原則を蹂躪するものというべきである。このような不当な労政審建議に基づく立法は、阻止されなければならない。

雇用規制の緩和をめぐっては、このほかにも、「限定正社員」、解雇の金銭解決制度、労働時間規制の適用除外・裁量労働制の緩和、有期契約労働者の無期転換権の剥奪など、労働者の権利と生活を破壊する提案が目白押しである。

これらの雇用規制の緩和は、すべての労働者に向けられた攻撃である。労働組合・労働者は団結・連帯して、雇用規制破壊の攻撃に立ち向かい、それを阻止しなければならない。

追記

脱稿後の2月28日、労働政策審議会は、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律要綱案について、概ね妥当とする答申を行った。本稿の指摘は、法案要綱にもそのまま当てはまる。それどころか、要綱には、建議が示した「派遣労働の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則とする」ことが脱落させられ、よりいっそう「臨時的・一時的」との労働者派遣法の根本原則を放棄するねらいを露わにしたとさえいえる。労働運動にとって正念場ともいえる悪法反対のたたかいが求められる。

（ますだ たかし 弁護士）

マルチジョブホルダーの 労働政策と就業実態

複数の就業機会から収入を得ているマルチジョブホルダーは、近年では女性パートタイム労働者を中心とした低所得層に多くみられる。しかし、これらの人々を保護するセーフティネットは存在しないことから、非正社員全体の待遇改善に加えて複数就業による長時間労働の防止や失業時の所得保障が急務の課題となっている。

NAKANO Hiroshi
中野 裕史

I はじめに

1990年代以降における新自由主義的な規制緩和政策の進行は、日本の労働市場の基盤を根底から破壊し、長時間労働の正社員と低賃金の非正社員を大量に生み出した。今や日本の労使慣行を支えてきた終身雇用や年功賃金は、雇用・所得保障としての社会的規制力を失いつつある。2013年3月15日に内閣府・産業競争力会議が公表した「成長のための労働政策」は、若者の雇用安定と女性の就労基盤強化を謳う中で、構造変化への柔軟な対応として雇用維持型から労働移動支援型への政策のシフトを挙げている。しかし、その内実は従来の正社員に適用されてきた雇用・所得保障の徹底的な解体に加え、民間人材ビジネス（派遣労働）の全面的解禁、そしてこれまで低賃金労働の大部分を形成してきたパートタイム労働市場のさらなる拡大である。

本稿の目的は、多様な就業形態が混在する中で近年注目されつつあるマルチジョブホルダー（またはマルチプルジョブホルダー）に焦点を当てて、これまでの労働政策の展開と就業の実態から誰を政策的ターゲットとして何を解決すべきかを

省察する。マルチジョブホルダーとは複数の就業機会から収入を得ている労働者をさす。追加的の就業はキャリア形成やスキルアップが目的とされていることも少なくないが、近年では本業の低賃金を背景に収入の増加が就業の理由とされる場合も多く、所得保障を中心とした政策的対応が急務の課題となっている。

II 労働政策の展開

(1) マルチジョブホルダーと労働時間通算制度

冒頭で述べたように、マルチジョブホルダーとは複数の就業機会から収入を得ている労働者を意味する¹⁾。このマルチジョブという言葉には、副業、兼業、二重就労、多重就労、複合就労、複数就業、二重就職、ダブルワークなど様々な名称が当てはまる。近年の政府審議会等における議論では、これらの呼称を包括するものとしてマルチジョブホルダーという用語が使用されるようになってきた。

複数の就業機会ということでは、例えば以前からも農林業従事者の兼業等についての議論はあったが、マルチジョブホルダーという概念の登場は非農林業の雇用労働者にも複数の仕事を掛け持ち

する傾向が広く見られるようになってきたことを物語っている。マルチジョブホルダーという名称は、古くは1980年代前半に労働省労働基準局が労働時間算定の指標として米国のマルチジョブホルダーの把握基準について検討した際にも用いられている²⁾。具体的に労働政策上の検討課題として登場したのは、1993年の労働基準法研究会報告「今後の労働契約等法制のあり方について」である。同報告は「マルチプルジョブホルダーへの対応について」という項目の中で、労働者が複数事業所で就業する場合（使用者が異なる場合も含む）の諸問題について言及している。その趣旨は、マルチジョブホルダーを保護する労働基準法上の仕組みとして、戦前の工場法第3条の規定を引き継いだ第38条第1項の労働時間通算制度しか存在しないこと、それゆえ労働時間管理や労働災害補償等に関する使用者責任の範囲の明確化が急がれるというものであった。

労働時間の通算制度とは、労働者が2つ以上の事業所で就労する際にその労働時間を合算してカウントするという規定である。これによって、例えば事業主は自社で雇用するマルチジョブホルダーの1日の労働時間が通算して8時間（法定上限）を超える場合、割増賃金を支払わなければならないことになる。厚生労働省の説明では、当該労働者と時間的に後で労働契約を締結した事業主が割増賃金を支払うこととされている³⁾。1993年報告は以上の通算制度の確認をするのみで、具体的な政策の方向性については今後の継続課題とするにとどまった。そして、政府内におけるマルチジョブホルダーに関する議論の再開は、2003年の雇用保険基本問題研究会（厚生労働省内）の設置を待たなければならなかった。

(2) 副業規制と副業容認論

1993年報告の後、日本労働研究機構（当時）が1995年と1996年にマルチジョブホルダーの就業実態と労働法制のあり方に関する研究会報告を公表している。同報告書は正社員のマルチジョブホルダーを対象としており、労働者の独立開業や

転職、職業キャリア形成といった積極的な副業志向とその現状を重点的に取り上げている。これに対し、企業は従来から副業を制限・禁止もしくは許可制とする規定を就業規則等に記載することで、従業員の労働時間外の就労を規制してきたという実態がある⁴⁾。それゆえ、報告では労働者の副業志向と企業の強力な副業規制の関係をどのように捉えるべきかが重要な検討事項とされた⁵⁾。

一方、バブル崩壊以後の長期的な経済の不安定化は、財界内部において副業禁止の解禁を進めるきっかけとなり、これに呼応するように政府審議会等でも副業を推進する論調が支配的となった。マルチジョブホルダーという用語は使用されていないものの、2003年の日本経団連『活力と魅力溢れる日本をめざして』では、画一的な雇用システムからの脱却という文脈のなかで、有期雇用や業務委託とともに兼業禁止の解禁が示され、多様な雇用契約をさらに拡大させると明言されている⁶⁾。また、2004年に厚生労働省が取りまとめた「仕事と生活の調和に関する検討会議報告書」は、多様な働き方の選択肢を整備するとの観点から複数就業を取り上げ、企業側による雇用管理の在り方の根本的見直しとともに雇用保障の柔軟化が不可避である点に触れつつ、複数就業が広く認知されるべきであると述べている⁷⁾。

同時期に企業の副業規制についてやや踏み込んだ検討を行ったのは、2005年「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告書」である。本報告書は労働者の付随的義務として競業避止義務や秘密保持義務とともに兼業禁止義務を上げ、企業における強力な兼業規制と二重就職者の増大傾向を併記しながら、兼業規制に関する同研究会のスタンスを提示している。その方向性は、本業の業務時間以外は労働者の自由な時間であって、兼業を禁止ないし許可制とする就業規則の規定や個別の合意はやむを得ない場合を除いて無効とすべきというものである⁸⁾。

画一的な雇用システムからの脱却や多様な働き方の選択肢の拡大という財界・政府の意図は、雇用・所得保障を構築してきた従来の雇用システム

の解体を意味し、賃金が低く社会保障費の負担も少ない非正社員を積極的に活用するという意味での働かせ方の多様化である。副業はあくまでもその多様化の一環とみるべきである。なお、日本経団連が2009年に発表した「日本版ニューディールの推進を求める－雇用の安定・創出と成長力強化につながる国家的プロジェクトの実施」によれば、副業は休業や時間外労働短縮による賃金カットのいわば補填として位置づけられている。事実、2008年の世界同時不況（リーマンショック）の際に、一部の企業は減産によって残業時間を大幅に削減する代わりに、社員に対して副業を積極的に奨励したとの報告もある⁹⁾。そのため、財界・政府の副業容認論には二重三重の留保がかかせない。

(3) 厚労委および労政審における雇用保険論議

以上のような副業容認の呼び声が高まる中、マルチジョブホルダーを保護する法的整備は著しく遅れていた。見るべき進展としては、2006年の労災保険法改正で労働者が2つの事業所間を移動する際の通勤災害に労災保険が適用されるようになったことのみである。他方で、労災補償とは異なって法改正というレベルではないものの、厚生労働委員会や労働政策審議会ではマルチジョブホルダーが持つ不安定雇用としての性格が重要視され、これらの人々をどのように雇用保険制度でカバーするかが議論されている。政府はマルチジョブホルダーの増大という事態に対して何らかの政策的対応を迫られることとなったと言えよう。

マルチジョブホルダーの雇用保険加入については、2003年に厚生労働省内に雇用保険基本問題研究会が立ち上げられてからの懸案事項とされてきた。この研究会では、これまでの雇用保険制度の在り方についての議論を整理する中で、雇用保険の適用外とされる可能性のある非正規労働者や非雇用（テレワーク、在宅就業、請負契約など）の労働者とともにマルチジョブホルダーが取り上げられている¹⁰⁾。その後、本格的な議論が開始されたのは、2007年の第166回通常国会における厚生労働委員会および労働政策審議会職業安定

分科会雇用保険部会からである。

最も重要なことは、審議の過程において一部の国会議員や審議会委員から、マルチジョブホルダーの問題が非正社員やシングルマザーといった低賃金かつ貧困世帯の生活に関わる課題であると提起されていたということである。また、マルチジョブホルダーは低い時間給でありながら十分な所得を確保する必要があるために、複数の仕事を掛け持ちした結果として長時間労働に陥りやすいとの問題点も指摘された¹¹⁾。この点で、先に述べた労働基準法第38条第1項の労働時間通算制度の実効性をどのように担保するかという課題も浮上することとなる。

さらに、審議ではマルチジョブホルダーの対策として雇用保険法にセーフティネットとしての役割が期待されていたことも重要である。現行の雇用保険法では、2つ以上の事業所で雇用関係を持つマルチジョブホルダーは一方の雇用関係でのみ被保険者となることができるが、1週当たりの労働時間が20時間を下回ると被保険者の要件から外れることになる。審議会の委員からは、労働時間を通算することで週20時間を上回れば雇用保険加入を認めるべきではないかとの意見も出された。また、審議では部分失業を認めるべきかにしても議論され、マルチジョブホルダーへの十分な所得保障が必要とされているとの見解も示された¹²⁾。

このような注目すべき論点が挙げられつつも、厚労委の意向を引き継いだ労政審の結論は、マルチジョブホルダーに不明な点が多いことから実態把握を継続して行っていくというものであった。これは、多様な労働者から構成されるマルチジョブホルダーのうち誰を政策的なターゲットし、何を解決すべき問題とするかという課題を提起しているとも言えるだろう。

Ⅲ マルチジョブホルダーの実態と性別格差

(1) 時系列でみた推移

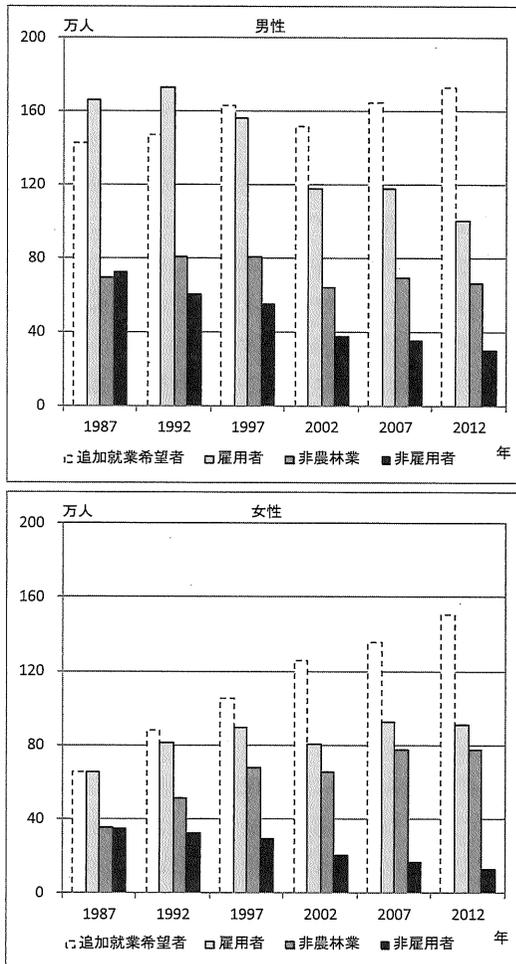
先に取り上げた労政審における審議のうち、第

90 回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会では「マルチジョブホルダーについて」と題した資料が配布されている。この資料は総務省「就業構造基本調査」の副業に関する集計結果を掲載したものであり、マルチジョブホルダーのおおよその概要をつかむことができる。しかし、一方で性別の違いを無視しているために、マルチジョブホルダーの本質を正確に捉えることができない。本稿では、性別の違いに加えて、雇用者と非雇用者（自営業主または家族従業者等）、農林業従事者と非農林業従事者といったいくつかの属性にも留意しつつ実態を分析する。

まず、副業をしている有業者人口は1987年の時点で男女計339万人、有業者総数に占める割合は5.6%であったが、直近の2012年は234.4万人、比率も3.6%まで低下しており、副業人口総体としては減少している。しかし、先に述べたいいくつかの属性ごとに副業の実態を見ると、副業人口総体とは異なった傾向が見出される。図1は、副業をしている労働者数（雇用者と非雇用者）、本業が雇用者で副業が非農林業である労働者数の推移を男女別で示したものである。なお、潜在的な副業人口も考慮に入れるため、図には追加就業希望者の推移（雇用者ベース）も掲載した。

時系列で男性と女性を比較した場合の特徴としては、以下の3点が挙げられる。①副業を持つ男性雇用者は大幅に減少しているが、これは農業人口の減少とともに兼業農家が少なくなっているためである。女性でこの傾向はみられない。②雇用者のうち副業が非農林業である男性は横ばいなし減少傾向であるが、女性では着実に増加している。③総数では男性に及ばないにしても、女性では追加就業希望者数が1987年から急速に伸び2012年までに約2倍強まで膨れ上がるなど、潜在的な副業労働者のプールが顕著に拡大している。

図1.副業をしている労働者および追加就業希望者の推移



出所：総務省「就業構造基本調査」各年版より作成。

(2) 2012年の状況

同じく総務省「就業構造基本調査」によって、本業と副業それぞれの業種の上位3部門を表1に示した。まず、本業の産業について、男性の多くは「サービス業」に多く、副業をしている雇用者総数の15.1%である。後に続く「製造業」と「卸売業、小売業」を合わせると全体の4割強を占めている。一方、女性では「卸売業、小売業」が18.9%、「医療、福祉」も17.8%となっており、両産業を筆頭にさらに「サービス業」を合わせると全体のほぼ半数を超えている。副業の産業については、男性は先に述べた兼業農家の影響もあっ

て「農業、林業」が全体の3割近くを占め、ついで本業の産業でも多い「サービス業」が副業の産業でも重要な位置を占めている。また、女性でも「サービス業」の比率が高く、全体の2割に迫る勢いである。なお、表には示していないが、女性では本業および副業の産業ともに「宿泊業、飲食サービス業」も多く、本業の産業で10.1万人(11.1%)、副業の産業も10.1万人(11.1%)である。

本業の雇用形態(分類は事業所での呼称による)の内訳について、男性で最も多いのは正規の職員・従業員で44.8万人、副業をしている雇用者総数に占める比率は44.5%と群を抜いて高い。ついで、会社などの役員にも副業を持つ者が多い(19.5万人, 19.4%)。これに対し、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等を含めた男性非正社員数は36.4万人で、総数に占める割合は36.2%である。他方で、女性ではパートが40.9万人(45%)と、パート労働者だけで女性の半数近くを占めており、副業をしている女性の非正社員総数は71.2万人(78.2%)にのぼる。そして、男性では多数派であった正規の職員・従業員は14.9万人(16.4%)にとどまっている。

この雇用形態格差を如実に示しているのが図2である。同図は副業をしている雇用者をベースにして本業の所得階層をみたものである。男性の本業の所得階層は200~299万円を頂点としており、300万円未満を合計すると49.7%となる。これに対し、女性の本業の所得階層は100万円未満で44.4%に達している。日本のパート労働者の賃金が低いことは自明の事実であるが、これは本業がパートである女性労働者が多いという先の結果とも符合する。さらに、本業の所得が200万円未満の女性労働者も含めると88.9%、300万円未満では92.7%と、副業をしているほとんどの女性労働者は低所得の階層であることがわかる。

また、非正社員に絞って本業の就業日数をみると、年間で200日未満との回答が男性で17.9万人(副業ありと回答した非正社員総数の49.0%)、女性38.9万人(同54.7%)、そのうち規則的作業を行っている男性は11.6万人、女性では27.5万

人となっている。つまり、本業の就業日数は少ないものの、恒常的な仕事を行いながら副業を持っている労働者が多い。一方で、年間就業日数200日以上のうち1週当たりの労働時間が35時間以上の男性が12.6万人、女性12.8万人、非正社員総数に占める比率は男性34.4%、女性で17.9%にのぼる。副業は必ずしも労働時間や就業日数の少ない労働者のみが行っているのではなく、フルタイム並のパート・アルバイトや派遣労働者等にも多いということである。

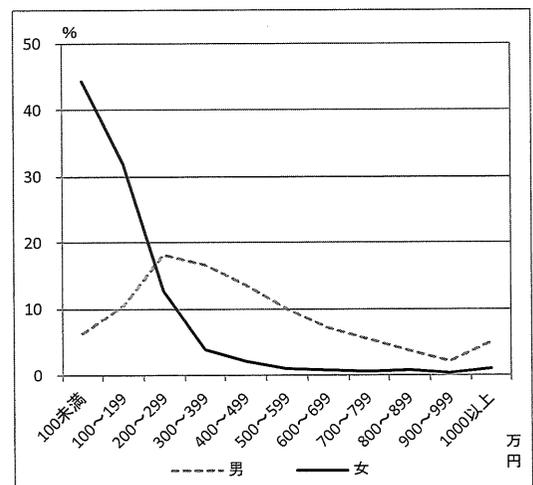
表1. 副業をしている労働者の業種

本業の産業 (雇用者)		労働者数 (万人)	総数に占める 比率(%)
男性	サービス業	15.2	15.1
	製造業	14.3	14.2
	卸売業、小売業	12.2	12.1
女性	卸売業、小売業	17.2	18.9
	医療、福祉	16.2	17.8
	サービス業	13.9	15.3
副業の産業 (本業が雇用者)		労働者数 (万人)	総数に占める 比率(%)
男性	農業、林業	29.3	29.0
	サービス業	15.8	15.7
	卸売業、小売業	9.6	9.6
女性	サービス業	17.4	19.1
	卸売業、小売業	13.0	14.2
	教育、学習支援業	10.2	11.2

出所) 総務省「就業構造基本調査」2012年より作成。

注1) サービス業は産業大分類「サービス業(他に分類されないもの)」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」の合算値。

図2. 副業を持つ雇用者の所得階層



出所) 総務省「就業構造基本調査」2012年より作成。

(3) 就業内容と副業を行う動機

総務省「就業構造基本調査」では副業の産業については分析できるものの、具体的な就業の中身はほとんど明らかにされていない。労働政策研究・研修機構が2007年に行った副業に関する調査によれば、副業で使用する主な機器・設備としてパソコン（インターネット周辺機器等を含む）を使用すると回答した者が男女計で54.3%（男59.6%、女50.2%）おり、そのうちの7割がメールによる受注・発注を含む文書の作成や管理をあげている¹³⁾。この調査はそもそもインターネット調査であるから、インターネットを利用しない人が母集団から排除されているという根本的な欠陥がある。それゆえ、回答の高さが実際の就労の現状を的確に反映しているかは定かではないが、それでも自宅などで情報通信機器を利用したテレワークや電腦内職が副業の形態として重要な位置を占めつつあることは疑いない¹⁴⁾。

上記の調査結果には、いずれの機器・設備も使用していないとの回答も男女計で29.3%（男20%、女36.7%）ある。この回答で想定されるのは、他の就労先での短時間パート・アルバイト、派遣（日雇いを含む）である。閉店した店舗の夜間清掃、同じく夕方以降から夜間に需要のある居酒屋の店員、短時間で高時給と言われている家庭教師、通常営業時間外のテレフォンオペレータ（電話対応）、夕方以降のコンビニエンスストアやチェーンストアの接客、深夜の時間帯を利用した食品加工会社での弁当盛付け、「ド短期」と呼ばれるような休日・休暇を利用したコンサート会場設営など、就業の内容には枚挙にいとまがない¹⁵⁾。

先に見た労働政策研究機構の研究会報告（1995年）は、副業を労働者自身のキャリア形成やスキルアップの手段のひとつとみなしていた。しかし、労働政策研究・研修機構（2009）の調査結果によれば、副業をしている最大の理由は男女とも「収入を増やしたいから」で男性25.2%、女性29.1%である。次いで「1つの仕事だけでは生活自体が営めないから」との回答も男性18.9%、女性17.2%にのぼり、「自分が活躍できる場を広げ

たい」といった回答は男性11.1%、女性では13.7%にとどまっている¹⁶⁾。副業を行う動機は、まずもって本業の所得の少なさという要因によって規定されている点を看過すべきではない。

IV. おわりに

第Ⅲ節でみたように、マルチジョブホルダーは特に女性で増加が著しく、しかも本業が低所得である人々が圧倒的多数を占めている。したがって、マルチジョブホルダーに関する対策は、少なくとも女性の低所得層を包摂するものでなければ政策的な意味をなさないと言えよう。すなわち、マルチジョブの担い手として想定される、家計補助にしても家計維持にしても複数の仕事を掛け持ちする主婦パート、複数の派遣先で就労する派遣労働者（日雇い派遣を含む）などの非正社員をカバーする雇用対策が必要とされている。

当面の課題は、低所得を理由として複数の就業を余儀なくされることのないよう、本業において十分な所得が保障されることが肝要である。マルチジョブホルダーにパートタイム労働者が多いという現状を踏まえれば、最も効果的な対策は法定最低賃金の大幅な引き上げによる時間給水準の押し上げである。また、貧困世帯に多いシングルマザーは、労働時間の長い正社員という雇用を選択できず、子どものケアの時間と抵触しない範囲で複数の就業を選択することも多い。それゆえ、育児・介護等のケア労働による就業継続の困難さをカバーするために、母子家庭への児童扶養手当の増額といった社会保障の面からの下支えも必要となる。このことは、フルタイムではなくても十分な生活を営むことができるような雇用・社会保障システムの構築という課題も提起している。

さらに、マルチジョブホルダーに特有の課題ということでは、まず現在では形骸化している労働時間通算制度を実効性のある法規制として運用し、長時間労働を可能な限り防止することである。また、雇用保険制度は労働時間を通算して被保険者として加入できるように改定されること、

さらに複数の仕事のうちひとつでも欠けた場合はこれを失業と認定し、所得が補填されるようにすることが喫緊の課題である。

注

- 1) 日本労働研究機構 (1995) 『マルチプルジョブホルダーの就業実態と労働法制上の課題 I』日本労働研究機構, 3 頁。
- 2) 労働省労働基準局賃金福祉部企画課 (1984) 「労働時間の国際比較について」『労働基準』36 巻 5 号を参照。
- 3) 厚生労働省労働基準局編 (2010) 『労働基準法 (上巻)』労務行政, 529 ~ 530 頁。
- 4) 日本労働研究機構 (1995) 前掲が取り上げる「就業規則等に関する実態調査」によれば、正社員の副業を禁止している企業は全体の 38.6%, これに許可制とする企業を含めると全体の 75.7% を占める (43 頁)。
- 5) 日本労働研究機構 (1995) 前掲, 5 頁。そのほか、前掲副業・兼業規制の法的課題については、根本到 (2006) 「副業をめぐる法的規制と労働者の私生活の自由」『日本労働研究雑誌』No.552 も参照のこと。
- 6) 日本経団連 (2003) 『活力と魅力溢れる日本をめざして』日本経団連出版, 71 頁。
- 7) 厚生労働省 (2004) 「仕事と生活の調和に関する検討会議報告書」, 17 ~ 18 頁。
- 8) 厚生労働省 (2005) 「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告書」, 48 頁。なお、ここでいうや

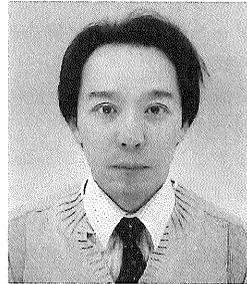
むを得ない場合とは、競業禁止義務や秘密保持義務への抵触、当該労働者の働き過ぎによる他人の生命や健康への危害、本業の使用者の社会的信用への影響等である。

- 9) 『朝日新聞』2009 年 6 月 16 日朝刊。
- 10) 濱口桂一郎 (2010) 『労働市場のセーフティーネット (労働政策レポート No.7)』労働政策研究・研修機構, 27 頁。
- 11) 第 166 回参議院厚生労働委員会第 19 号 (2006 年 5 月 16 日), 第 171 回衆議院厚生労働委員会第 3 号 (2009 年 3 月 13 日) を参照。
- 12) 第 174 回参議院厚生労働委員会議事録 10 号 (2010 年 3 月 30 日), 第 90 回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会議事録 (2013 年 7 月 30 日) を参照。
- 13) 労働政策研究・研修機構 (2009) 『副業の就労に関する実態調査』労働政策研究・研修機構, 209 頁。
- 14) テレワークや電腦内職の実態については、佐藤彰男 (2008) 『テレワーク』岩波書店を参照。
- 15) 『朝日新聞』1995 年 8 月 23 日朝刊, 『毎日新聞』2008 年 8 月 21 日朝刊, 『朝日新聞』2009 年 6 月 16 日朝刊, 『TOWNWORK』2014 年 3 月 3 日号 (大阪市内版)。
- 16) 労働政策研究・研修機構 (2009) 前掲, 202 頁。

(なかの ひろし 所員 立命館大学 [非])

内職・家内労働と 在宅ワークの現状

近年、「偽装雇用」という言葉の流行とともに、委託・請負契約で働く人が増えている。なかでも自宅で働く家内労働と在宅ワークについては、対照的である。家内労働は家内労働法が適用され減少の一途を辿っているが、在宅ワークは労働法が適用されず増加の傾向にある。在宅ワークの法的保護が必要となっている。



TAKANO Tsuyoshi
高野 剛

I 家内労働者の現状

(1) 家内労働概況調査

家内労働と在宅ワークの動向は、2005年まで『女性白書』（ほるぷ出版）で毎年掲載されてきたが、家内労働研究会の神尾京子氏が2006年に逝去されたため、2006年以降は『女性白書』で家内労働と在宅ワークの動向は取り上げられなくなった。そこで本稿では、2006年以降の『女性白書』で取り上げられなくなった家内労働と在宅ワークの動向について明らかにしたい。

1970年に家内労働法が制定されてから、毎年、家内労働概況調査は発表されている。家内労働従事者数は、1970年に201万人いたが、1973年の204万人をピークに年々減少している。図表1は、家内労働従事者数の推移を表している。図表1によると、家内労働従事者数は2006年に20万人であったが、2012年には12万人へと減少している。家内労働者の内訳を見ても、男女別では、女性が9割以上を占めていることが分かる。類型別では、家庭の主婦が従事する「内職型」が9割、世帯主が本業として従事する「専業型」と農業や漁業の副業として従事する「副業型」が少ないこ

とが分かる。

図表2は、業種別の家内労働者数の推移を表している。業種別では、2007年まで「衣服・その他の繊維製品製造業」が最も多かったが、「日本標準産業分類」の改定により2008年以降は「繊維工業」に含まれるようになったため、2008年以降は「繊維工業」が最も家内労働者数が多い。「繊維工業」と「その他（雑貨等）」と「電気機械器具製造業」の3業種で全体の6割を占めている。

図表3は都道府県別の家内労働従事者数の推移を表している。東京都、大阪府、愛知県、静岡県に多い。2008年までは静岡県が最も家内労働従事者数が多かったが、2009年以降は愛知県が最も多くなっている。家内労働者に仕事を発注している委託者についても、1970年に11万3千人いたが、2008年には1万5千人、2012年には9千人へと減少している。委託者では、製造販売業者が全体の9割を占めており、請負業者は少ない。委託者も業種別では、「繊維工業」と「その他（雑貨等）」と「電気機械器具製造業」の3業種で全体の6割を占めている。委託者1人あたりの平均家内労働者数は13人である。

このように、家内労働従事者数が減少している背景には、経済のグローバル化により安価な労働

図表1 家内労働従事者数の推移 (人)

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
家内労働従事者数		216,625	200,711	189,338	179,496	151,950	141,131	133,264	128,701	
家内労働者数		207,142	191,995	181,196	171,705	145,151	136,289	128,709	124,433	
内職	性別	男性	18,758	17,872	17,146	16,383	14,274	13,191	12,688	12,202
		女性	188,384	174,123	164,050	155,322	130,877	123,098	116,021	12,231
	類型別	専業	10,813	9,107	8,893	8,335	7,348	5,900	5,692	5,601
		内職	193,778	180,371	170,402	161,644	136,541	129,577	122,110	118,033
副業		2,551	2,517	1,901	1,726	1,262	812	907	799	
補助者数		9,483	8,716	8,142	7,791	6,799	4,842	4,555	4,268	
委託者数		15,010	13,999	12,968	12,153	10,982	10,447	9,862	9,499	

出所：厚生労働省「家内労働概況調査」各年度版より作成。

図表2 業種別家内労働者数 (人)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
合計	207,142	192,138	181,196	171,705	145,151	136,289	128,709	124,433
食料品	4,341	3,888	3,728	3,880	3,625	3,521	3,323	3,237
繊維工業	12,710	12,152	11,072	57,504	49,327	43,321	38,860	38,265
衣服・その他の繊維製品	61,430	55,721	51,458	-	-	-	-	-
木材・木製品家具装飾品	1,717	1,546	1,538	1,812	1,516	1,414	1,328	1,233
紙・紙加工業	8,355	7,990	7,706	7,638	7,608	7,575	7,625	7,451
印刷・同関連及び出版業	5,479	5,055	5,288	5,013	4,709	4,071	3,924	3,673
(うちワープロ作業)	2,005	1,740	1,456	1,325	1,072	1,471	1,079	1,118
ゴム製品	9,985	9,776	9,573	9,398	8,263	7,219	7,624	7,280
皮革製品	4,004	3,526	3,114	3,065	2,836	2,396	2,279	2,382
窯業・土石製品	1,966	1,804	1,651	1,842	1,493	1,542	1,421	1,377
金属製品	5,350	4,942	4,615	4,791	4,697	4,177	4,161	3,852
電気機械器具	32,407	29,564	27,322	12,098	7,658	7,663	6,844	6,695
情報通信機械	2,902	2,187	2,289	21,370	15,910	16,681	15,924	14,706
電子部品・デバイス	12,863	12,153	11,501	2,534	1,300	1,409	1,320	1,181
機械器具等	12,495	11,737	11,601	11,471	8,830	8,071	7,425	7,034
その他(雑貨等)	31,138	30,097	28,740	29,289	27,379	27,229	26,651	26,067

注1：「日本標準産業分類」の改定により、2008年以降の「衣服・その他の繊維製品」は、「繊維工業」に含まれている。

出所：厚生労働省「家内労働概況調査」各年度版より作成。

図表3 都道府県別家内労働従事者数 (人)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
埼玉県	6,518	6,459	5,844	5,726	4,913	4,619	4,223	4,695
東京都	15,060	13,730	12,616	11,986	9,113	7,907	7,326	6,604
神奈川県	4,820	4,518	4,398	3,750	3,209	3,070	2,831	3,080
静岡県	14,666	13,631	13,674	12,293	10,311	9,829	9,673	9,380
愛知県	14,412	12,709	12,229	11,768	11,063	11,249	11,363	10,389
京都府	8,059	7,555	6,950	5,947	5,157	2,415	2,447	2,321
大阪府	12,203	12,019	11,472	10,872	9,506	5,264	4,467	4,086
兵庫県	9,965	7,787	6,997	6,652	5,027	5,223	4,916	4,629
岡山県	6,720	6,726	7,059	6,662	5,891	5,325	5,147	4,734
福岡県	5,744	5,054	4,788	4,373	3,620	3,848	3,698	3,263

出所：厚生労働省「家内労働概況調査」各年度版より作成。

力を求めて家内労働の仕事が東南アジア諸国へ移行しているということがある。また、情報サービス化により情報サービス関連の家内労働が増えているのではないかと推測されるが、家内労働法で定義されている家内労働は製造加工作業に限定

されているため、家内労働概況調査では情報サービス業関連の家内労働について把握することができないようになっている。あくまで家内労働概況調査は業務統計であり、委託者から提出された委託状況届に基づいて家内労働者数が把握されてい

図表4 家内労働者の労働条件

		2006年10月	2011年10月
平均年齢	合計	55.9	56.8
	男子	63.9	64.0
	女子	55.2	56.0
平均経験年数	合計	12.1	12.1
	男子	18.8	15.4
	女子	11.5	11.8
1時間あたり 平均工賃額	合計	477	500
	男子	688	714
	女子	458	478
1ヵ月あたり 平均工賃額	合計	45,162	42,726
	男子	104,503	84,030
	女子	39,834	38,369
1日あたり 平均就業時間	合計	5.6	5.4
	男子	7.9	6.3
	女子	5.3	5.3
1ヵ月あたり 平均就業日数	合計	18.4	18.5
	男子	19.6	18.6
	女子	18.3	18.5

注：平均工賃額は必要経費を除外している。

出所：厚生労働省「家内労働等実態調査」より作成。

るのである。しかしながら、家内労働法では、委託者は家内労働者数や業務内容などについて記入した委託状況届を労働基準監督署へ提出しなければいけないことになっているが、2000年に家内労働旬間を廃止したことで家内労働法を知らない委託者がいたり、違反した場合の罰金が少額であることから委託状況届を提出していない委託者がいる問題点がある。労働基準監督署は、委託者や家内労働者の団体を通じて委託状況届を提出するように呼びかけているが、家内労働の種類によっては委託者や家内労働者の団体が無い場合もあり、家内労働者数が正確に把握できていない問題点がある¹⁾。

(2) 家内労働等実態調査

次に、家内労働者の労働条件について見てみたい。図表4は、2006年調査と2011年調査の家内労働者の労働条件を表している。図表4によると、2006年調査の家内労働者の平均年齢は、55.9歳で、男性が63.9歳、女性が55.2歳である。平均経験年数は12.1年で、男性が18.8年、女性が11.5年である。2011年調査の家内労働者の平均年齢は56.8歳で、男性が64.0歳、女性が56.0歳

である。平均経験年数は12.1年で、男性が15.4年、女性が11.8年である。平均経験年数は2006年調査と2011年調査であり変化はないが、平均年齢では家内労働者の高齢化が進んでいる。

2006年調査での家内労働者の1日あたりの平均就業時間は5.6時間で、男性で7.9時間、女性で5.3時間である。1ヵ月の平均就業日数は18.4日で、男性で19.6日、女性で18.3日となっている。1時間あたりの平均工賃額は477円で、男性で688円、女性で458円となっている。1ヵ月あたりの平均工賃額は4万5,162円であり、男性で10万4,503円、女性で3万9,834円である。一方、2011年調査での家内労働者の1日あたりの平均就業時間は5.4時間であり、男性で6.3時間、女性で5.3時間である。1ヵ月の平均就業日数は18.5日であり、男性で18.6日、女性で18.5日となっている。1時間あたりの平均工賃額は500円で、男性で714円、女性で478円となっている。1ヵ月あたりの平均工賃額は4万2,726円であり、男性で8万4,030円、女性で3万8,369円である。2006年調査と2011年調査では大きな変化はないが、1時間あたりの平均工賃額が最低賃金額に満たないため、雇用労働者並みの就業時間や就業日数であっても、1ヵ月あたりの平均工賃額は生活保護基準以下のワーキングプアである。

家内労働実態調査は1971年から毎年実施されてきたが、1995年からは「委託者調査」と「家内労働者調査」を交互に実施するようになり、家内労働者の実態は隔年でしか分からないようになった。2001年からは、「在宅ワーク調査」と「委託者調査」と「家内労働者調査」を3年ごとに交互に実施することになり、家内労働等実態調査に名称変更された。さらに、2006年度以降は予算削減のため、家内労働者等実態調査は毎年実施しないようになった。このため、在宅ワークの実態が把握できないばかりか、家内労働の実態すら把握できない問題が生じている。

Ⅱ 在宅ワークの現状

(1) 在宅ワーク実態調査

2001年から家内労働等実態調査は、「在宅ワーク調査」と「委託者調査」と「家内労働者調査」を3年ごとに交互に実施することになったため、「在宅ワーク調査」は、「2001年度家内労働等実態調査」²⁾と「2004年度家内労働等実態調査」³⁾で実施された。2006年度以降は家内労働等実態調査を毎年実施しなくなったため、厚生労働省は2008年度に社会経済生産性本部に「在宅ワーク調査」を委託することになった。

2008年度に社会経済生産性本部が実施した「在宅ワーク調査」⁴⁾によると、2008年時点の在宅ワーカーは123.5万人と推計されており、そのうち副業として在宅ワークをしている者が36.3万人と推計している。また、「データ入力」や「文書入力」などの業務では、報酬が低く、約7割が女性である。一方、「ホームページ作成」や「設計・製図」などの業務では、高報酬で約7割が男性となっている。在宅ワーカーの平均就業年数は5年であり、「データ入力」や「文書入力」などの業務では6割強が3年未満であり、5年以上は約2割に過ぎない。特に、「データ入力」や「文書入力」などの業務では仲介機関に登録している在宅ワーカーが約5割となっている。仲介機関からの受注についても、継続的に受注があるのは約4割に過ぎない。さらに、「データ入力」や「文書入力」などの業務では、発注者側の権限が強いいため、仕事の出来具合や契約内容の一方的な変更でトラブルが多いのが現状である。

在宅ワークのトラブルに対して、2000年に労働省が策定した「ガイドライン」では、契約条件の明確化のために、契約に際して、①仕事の内容、②報酬額、③支払期日、④支払方法、⑤諸経費の取扱い、⑥納期、⑦納品先、⑧納品方法、⑨成果が不完全であったり納品が遅れたりした場合の取扱いについて明らかにした文書を交付しなければならないとしている。文書の交付の代わりに

電子メールでも良いことになっており、発注側の企業は、3年間文書を保存しておかなければならないことになっている。また、「ガイドライン」では、契約条件の適正化のために、報酬の支払期日は納品した日から30日以内（長くとも60日以内）とすることや、納期は1日の作業時間が8時間を超えない程度に設定することなどが決められている。さらに、発注側の企業は、業務上知ることができた在宅ワーカーの個人情報について、無断で他人に漏洩してはいけないことや、VDT作業対策や腰痛防止対策のための情報を在宅ワーカーに提供するよう努めなければならないということなどが決められている。

2010年には、在宅ワークの実態の変化を考慮して、「ガイドライン」が改正されている。改正の要点は、第一に、適用の対象となる在宅ワークについて、「情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なもの」と定義していたが、「主として他の者が代わって行うことが容易なもの」という点が削除されることになった。第二に、文書明示すべき契約条件として、①在宅ワーカーが業務上知り得た個人情報の取扱い、②成果物に係る知的財産権の取扱い、③契約条件を変更する場合の取扱いの3点が追加されることになった。第三に、在宅ワークが適正に実施されるためには注文者の協力が必要であることと、トラブルなど苦情の自主的解決についての留意事項が追加されることになった。しかしながら、「ガイドライン」は法的な拘束力がないため、目立った効果はなく、トラブルが後をたたない。家内労働法を在宅ワークに適用拡大するなど在宅ワークの法的保護が必要である。

(2) 就職困難者の在宅就業支援

近年、在宅ワークによる就職困難者の就労支援が実施されるようになってきている。

母子家庭の母親については、2002年に母子及び寡婦福祉法が改正され、母子家庭の母親に対し

て就労自立支援を中心とした福祉施策の改革が行われることになった。特に、2008年度には母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業が加えられるようになった。2009年度補正予算で安心こども基金から250億円を使い、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業が実施されることになった。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、2013年1月までに約6,500人の在宅ワーカーを養成している⁵⁾。

また、障害者の就労支援については、2005年に障害者雇用促進法が改正されており、2006年4月より在宅就業障害者支援制度が実施されることになった。在宅就業障害者支援制度とは、障害者に在宅ワークの仕事を発注した企業に対して、障害者雇用納付金制度から特例調整金や特例報奨金が支給されるというものである。

さらに、東日本大震災の被災者に在宅ワークで就労支援を実施するようにもなっている。例えば、2011年7月には宮城県石巻市を中心に「テレワーク1000プロジェクト」が発足し、国・自治体と支援団体と民間企業が協力しあって被災地での就業支援に取り組むことになった⁶⁾。2012年4月には復興庁が「被災地域における在宅就業等支援対策に関する連絡協議会」を開催し、同年8月に「被災地域における在宅就業等支援対策に関する提言」を発表している。母子家庭の母親や東日本大震災の被災者が在宅ワークのような低収入の仕事をするようになった場合、自立するどころか逆に生活できるだけの十分な収入を稼ぐことができずワーキングプアを増大させる可能性がある。

Ⅲ 個人請負の増加

近年、委託・請負契約で働く人が増えている。

どれくらいいるのかについては、公式な統計が未整備であるため明らかでないが、山田久 [2007] は、国勢調査をもとに2000年に約63万人いたが、2005年に約110万人へ急増したとしている⁷⁾。

2006年に採択されたILO第198号勧告では、実質的に雇用関係があるにも関わらず形式上は委託・請負契約の「偽装雇用」だけでなく、雇用労働者と自営業者の区別が不明確で経済的依存関係にある「曖昧な雇用」も労働保護法が必要であるとしている。勧告は条約のように批准する必要もなく拘束力もないが、ディーセントワークの観点から日本も労働保護法の適用を検討する必要があるだろう⁸⁾。

注

- 1) 家内労働法の安全面の問題点については、2013年3月14日付け通達により「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策」が定められた。
- 2) 厚生労働省『情報通信機器の活用による在宅就業実態調査結果報告』2002年。
- 3) 厚生労働省『平成16年度家内労働等実態調査結果報告』2005年。
- 4) (財)社会経済生産性本部『在宅就業調査報告書』2009年3月。
- 5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局の委託事業として、「ひとり親家庭等の在宅就業支援サイト」が開設されている。<http://www.hitorioya-zaitaku.jp/index.htm>
- 6) 詳しくは、被災地テレワーク就業支援協議会テレワーク1000プロジェクトのホームページを参照。<http://www.telework-1000.jp/>
- 7) 山田久「個人請負の実態と将来的可能性」『日本労働研究雑誌』No.566, 2007年を参照。
- 8) 高野剛「労働者保護と個人請負型就業者」『経済科学通信』No.124, 2010年12月を参照。

(たかの つよし 所員 立命館大学)

貧困化する貯金大国と幸福の条件

貯蓄率が非常に高く豊かな社会である筈の日本で、今、「貧困」が深刻な問題となっている。この社会がますます不安定さを増す中で、この先どこまで続くか分からない不確かな生活に備えるために、大方の日本人は、子の教育のため、家族を病気から護るため、なお、身を削りながらもお金を貯め続けなければならないと考えるのである。「豊かな社会」の虚実について考えるために、社会福祉の行き届いている国の例としてデンマークを覗いてみたい。

デンマークは北海とバルト海に挟まれたユトランド半島とその周辺の島々からなり、国土面積は約43万km²、人口約560万人（九州の面積と兵庫県の人口とほぼ同じ）の立憲君主制の国である。小国ながらもこの国は、社会福祉や原発依存を脱し再生可能エネルギーの利用度を高めるなど、世界的な注目を集めている国である。

まず、デンマークでは教育費、医療費は無料であり、そのために将来の不安に怯える必要はない。出産費、入院費、治療費の無料に加えて、付き添い者の無料の宿泊施設が完備され、食事も無料である。付き添いで仕事を休めばその日の給与も国庫から補填される事になっている。

この国の教育制度に関しては憲法で以下のように定められている。「学齢期のすべての子どもは公立学校で無料の教育を受ける権利を有する」。すなわち、家庭やその他で教育を受けられれば公立学校に行かなくても良いのである。そして生徒に一斉の同一テストを課すこともなく、通知表もないのである。デンマークは学歴よりは実力社会であり、高校への進学率は45%程度であるが、将来つきたい専門学校への進学率は高い。大学生には無償の奨学金として月々2728DKK（約¥51832 自宅生）、5486DKK（約¥104234）支給される。（DKK1= ¥19として換算）こうして親の教育費の悩みは解消されている。

高齢者については60歳以上の市民による選挙で選ばれた「高齢者委員会」が自治体の諮問機関として設置されており、その政策決定に際してはこの委員会の意見を聞く義務がある。したがって高齢者といえども、できるだけ住み慣れた住宅で暮らせるように介護体制を備える事に重点が置かれている。決して「老人ホーム」に追いやって、社会から放逐するのではなく、最期まで人としての尊厳を守り自立を支援する事を重視するのである（老人ホームの建設は禁止）。デンマークにもアルコール中毒患者や麻薬常習者、ホームレスなどもいるが、彼らに対しても、障害者年金や生活保護年金などが支給され、医療費は無料、望むなら宿泊施設も提供される。筆者の知人は企業の定年退職後こうした人々のケアをするボランティア活動を行っている。

「福祉国家」とは、一時的に社会的な弱者の立場にある者でも、あくまでも人間としての尊厳を認められて処遇されなければならない。それを保障する体制は、国民がそうした国家の役わりを認識し税を納めることによって支えられる。国家もまた国民に信頼されるものでなければ成り立たないものといえるだろう。

（和田幸子 所員 元・名古屋学院大学）

雇用の流動化ではなく雇用の定着化を

従業員 76 人中 57 人が知的障がい者で、その半分以上が IQ50 以下の重度障がい者という会社が川崎市にある日本理化学工業だ。国内シェア 32% のチョークのトップメーカーだ。

障がい者雇用をスタートしたのは 1960 年。この子たちは、就職できないと働くということを知らないで一生を施設で過ごすことになる、という障がい者学校の先生の言葉に、施設に入るまでの 2 週間、2 名の障がい者の就業体験に受け入れたのがはじまりだ。体験期間が終わるとき、従業員の間から 2 名くらいなら私たちが面倒を見る、採用してやってほしいと社長（現、大山泰弘会長）に直訴があって正規従業員として受け入れたという。日本理化学工業は 2009 年に渋沢栄一賞を受賞している。受賞理由は、50 年の重度障がい者雇用の中で 60 歳以上まで勤めた人を 5 人も卒業させている。福祉施設でケアすると 40 年間で一人 2 億円以上かかるので、この 5 人の雇用だけでも国の財政支出を 10 億円減らしたことになる、というものだったそうだ。

大山会長はいう。すべての人は人の役に立つ幸せを求めている。憲法 13 条、幸福追求の最大限の尊重、憲法 27 条、すべての国民は勤労の権利を有し義務を負う、とある。当社は、みんなが役に立って幸せになる皆働社会の実現を使命として頑張る、という。

雇用の流動化は、正規労働者から非正規労働者への置き換えによる人件費の削減だけでなく、財務面からは固定費である人件費を変動費に変えるマジックとして使われ、リストラと企業再生の即効薬として処方されている。果たして、この処方は本当に正解か、疑問だ。その一つは、このような雇用流動化策は、失業率を高め社会的損失を招くだけでなく、社外に放出された人材を通じて、千金に値する技術や技能が流出、結果として外部企業の競争力を高めその逆襲に遭うからである。

雇用の定着化をはかれば、そのようなリスクを避けられる。技術や技能等も社内に蓄積され流失しにくい。働く意欲も増そう。300 年の歴史を刻む福田金属箔紛工業（京都市）は、4 代続いて働いている社員がいるという。熟練職人の手作業で 1 万分の 1 ミリの精度の超精密研削盤を製造している長島精工（宇治市）、100 年企業ホブ盤製造のカシフジ（京都市）などは、長期雇用、正規労働者中心である。このなかには、あえて特許を取らない戦略も採用している企業もある。

2007 年に内閣府が策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」は、就労による経済的自立、健康で豊かな生活のための時間確保、多様な働き方、生き方ができる社会実現が目的だ。特殊文字の学術印刷で有名な老舗、中西印刷（京都市）は、女性が働きやすい仕組みを整備、積極的に正規女性社員を採用し事業成果もあげて、2007 年に男女共同参画推進宣言事業者として京都府から表彰を受けた企業だ。

人にやさしく、人を大切にする企業は、国民皆働社会の実現に貢献し、長寿企業でもある。

（山西 万三 所員 龍谷大学）

解題

この小特集は、2013年12月に東京で行われた研究集会での講演と討論の記録である。

基礎研が「労働運動強化の課題」を重視し、系統的に研究会を設けるようになったのは、2010年12月の本誌の小特集「労働組合運動の新たな発展のために」をふまえて開催された2012年3月の春季研究集会（東京・専修大学）からである。

この集会では、浅見和彦氏（専修大）から「日本の労働組合運動の新しい構図」と題して、労働者の階層に注目する視点から、ポスト工業社会における大企業労働組合の変化、公務公共分野の位置、中小企業の運動諸形態、伸張する技能職・専門職の労働組合、非正規労働者の組織化の前進などの特徴が析出された。また、氏の年来の主張である「労働組合と企業内労働者組織の二重性」をふまえた組織化についての問題提起がおこなわれた。同時に兵頭淳史氏（専修大）から「労働市場規制と労働組合」と題して、「使用者の組織化」をめざした戦略目標を明確にして、職場・企業レベルの組織と行動をすすめるという斬新な問題提起がされた。また大西広氏と寺間誠治氏とのあいだで、組合幹部が本気で組織強化を追求しているのかの方針と実践をめぐるはげしい議論が行われてきた。

こうした経過と討論をふまえ、東京基礎研でも、あらためて、「今日の労働運動をめぐる情勢と戦略、運動論と組織論」の各領域を研究・交流していくことにした（今後、毎年12月に定例的に開催予定）。その際、研究会の運営趣旨として、「現在、日本の労働組合運動、特に階級的な運動が組織の減少による危機的な状況にあり、その打開が緊急の課題となっている。（中略）この研究会は、労働組合運動の新たな発展をめざして、学問的な立場と方法で研究する者と、実際の労働運動に取り組んでいるものが一堂に会して議論する場である。労働運動の担い手にとっては、所属するナショナルセンター・産別・単組などの違いを尊重しつつも、真摯で建設的な討論と相互批判を行うことに特に留意し、労働運動の前進をはかるために協力していく」とした。2012年12月には、東京・足立区労連事務所にて、藤田実氏（桜美林大）から「労働組合運動強化の課題は何か」と題して、社会運動との結合の重要性、企業別組合においても産業別の連帯を高める方向を意識的に追求すること、そのための多様な組織形態・運動形態の追求の重要性が問題提起された。また、兵頭淳史氏からは前年の全国集会のテーマについて再論と補強をいただいた。

今回の東京研究集会では、五十嵐仁氏（法政大学大原社会問題研究所）から、労働組合運動の戦略的な課題をもう一度今日的に整理すること、最新の国際的労働運動の動向をふくむ労働組合をめぐる情勢の変化を経括的にとらえること、この二つの目的で報告をいただいた。また労働組合組織化の実践の現場と研究者の交流と論争を建設的に前進させるために、実際の運動実践報告の第一弾として今回は、全労連組織局長の斉藤寛生氏に全労連の先進的教訓と組織拡大の問題点を整理していただいた。氏からは、理論と運動とを架橋する研究としては、組織化を妨げるイデオロギー攻撃としての「自己責任論」をテーマにした研究報告を用意してはどうかとアドバイスがあったが、今回は果たせなかった。今後の課題としたい。

（宮下武美 所員 東京支部）

今日の政治社会情勢の激変と 労働組合運動の課題

現代資本主義のグローバル化のもとで、世界的に「貧困」と「格差」が広がっている一方、労働者のたたかひの高揚もはじまっている。日本の労働運動は何をなすべきか。その戦略と発展方向は？ 国内外情勢の最新の変化をふまえ、労働組合の「機能論」と「組織論」をむすんで総括的に問題提起する。

IGARASHI Jin
五十嵐 仁

はじめに

本稿の目的は、労働組合運動の現状と課題について大まかなデッサンを描き、その発展に向けて一定の課題提示を行うことである。

まず、国内外の労働戦線をめぐる状況の変化を明らかにし、そのような変化に対応して労働組合運動が取り組むべき課題を示し、労働運動の発展に向けて必要と思われる改革課題についての提言を行う。これは報告者の私論（試論）にすぎないものだが、今後の労働組合運動を展望するうえで何らかの参考にしていただければ幸いである。

I 労働戦線をめぐる状況の変化

(1) 国際労働組合運動をめぐる変化

この間の国際労働組合運動における大きな変化は、第1に国際労働組合総連合の結成である。2006年11月に国際自由労連(ICFTU)が消滅し、国際労働組合総連合(ITUC: The International Trade Union Confederation)が発足した。

ITUCは国際自由労連(ICFTU)と国際労連(WCL)、そのいずれにも未加盟の8組織で結成

され、世界156の国・地域の315組織が加盟している(2012年11月現在)。「ITUCの諸規則は、組織内部の民主主義と加盟組織による全面的な参加を保証しており、また執行諸機関の構成と代表制はそれ自体のもつ多元的性格を尊重することを保証」(規約)している。このような形で「国際的な行動を必然化しているのはグローバル化した経済であり、資本の利益より優先されるべき労働者の利益のための民主的統治の必要性」(「原則の宣言」)であった。

このような新組織の結成は労働組合の影響力を強め、ガイ・ライダー(英TUC出身)初代書記長は労組出身としては初めて、12年総会でILO事務局長に選出された。また、国内への影響もあり、全労連は「新たな国際組織への加盟問題について検討を開始」(第22回定期大会運動方針)するとし、「ITUC(国際労働組合総連合)が呼びかける国際連帯の行動にも留意した国内運動を組織する」(第26回定期大会運動方針)ことを明らかにしている。

第2に、国際的な産業別労働組合組織においても重要な変化があった。国際産業別書記局(ITS)はグローバル労働組合連合(GUF)となり、2012年6月にはIMF(国際金属労連)、

ICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）、ITGLWF（国際繊維被服皮革労働組合同盟）のGUFが統合してインダストリアルが発足した。これは大産別化の一環であり、グローバル化の負の側面に対して製造業系の労働組合がより強力な国際産業別労働組合組織（GFA）を構築して対応することを目的としていた。

このような再編の結果、国内でも全日本金属産業労働組合協議会（IMF-JC）はJCM = JCメタル（自動車総連、電機連合、JAM、基幹労連、全電線）となり、UAゼンセン、電力総連、JEC連合、化学総連、ゴム連合、紙パ連合、全国ガス、化労研の8産別組織が加盟しているICEM-JAF（日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会）と共にインダストリアル国内加盟組織連絡会議を設置した。将来的には協議体になるとみられている。また、2012年の全教第29回大会では教育インターナショナル（EI）への加盟申請が採択され、現在、加盟に向けて折衝中だという。

第3に労働組合運動のグローバル化である。国際組織の再編だけでなく、活動のグローバル化も著しい。たとえば、12年にはG20雇用労働大臣会合・G20首脳会合に伴う労働組合サミット、アジア欧州会合（ASEM）労働雇用大臣会合・首脳会合に向けての労働組合準備会合などが開催された。

また、1月にはパシフィック・ビーチ・ホテルにおける労働争議の和解解決、5月にはフィリピントヨタ労組（TMPCWA）の勝利などがあったが、いずれも日本の労働組合が連帯して取り組んだ争議である。さらに、近年にはアメリカ、韓国などと、最近ではミャンマーとの労働組合運動間の国際交流も活発化している。

(2) 国内情勢における変化

この間の国内情勢における大きな変化は、第1に民主党政権の樹立と崩壊であった。民主党政権の樹立に当たって、連合は支持組織として全面的にバック・アップした。与党的立場に転換した連合は、「政労会見」を「政府・連合トップ会談」

に変更し、実務レベルでは官房長官と連合事務局長による定期協議や政策ごとの協議を各省ごとに随時実施した。

また、政府機関に丸田満参事官補佐、山下晃参事官補佐、林俊孝行政政策調査員、角本健吾政策調査員、多田健太郎参事官補佐、山根正幸政策調査員などのスタッフを送り、政策形成にも直接関与した。

しかし、このような与党化がどれほど連合の政策や要求の実現に役だったかといえば、高い評価は与えられない。それだけでなく、税と社会保障の一体改革による消費税増税やTPP参加方針を基本的に支持し、民主党のマニフェストからの後退を批判しなかった。その結果、特定政党支持義務づけの誤りが実証され、説得力を失うことになった。

民主党政権崩壊後においても、憲法改正について「時期尚早」とした部分を削除し、民主党との連携を維持しつつも「自民、公明両党などと政策協議を通じ政策実現に向けた取り組みを強化する必要がある」（政治方針）など、その方針には多くの問題が存在している。

第2に東日本大震災と原発事故の発生である。東日本大震災と原発事故に際して、労働組合とナショナルセンターは大きな役割を果たした。連合は災害対策救援本部、全労連は東北関東大震災労働者対策本部、全労協も震災対策本部を立ち上げて救援活動を展開したことは高く評価される。

ただし、原発についての対応は割れた。連合は「中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的には依存しない社会を目指していく必要がある」（第12回定期大会での古賀会長の挨拶）としつつも「脱原発」は主張しなかった。これに対して、全労連は「原子力発電所への対応についての全労連の政策提言」（案）を発表（11年5月）して「原発をなくす全国連絡会」を結成し（12月）、全労協も「全労協脱原発プロジェクト」を新設して（11年6月）、「原発ゼロ」や「脱原発」を目指している。

第3に安倍首相の復活と労働の規制緩和に向け

ての新たな攻勢である。復活した安倍晋三首相は、アベノミクスの3本の矢の一つである「成長戦略」の一環として労働の再規制緩和を打ち出した。経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、雇用ワーキング・グループなどアド・ホックな戦略的政策形成機関によって具体的な施策が検討されていること、規制緩和が派遣事業の拡大、職業紹介事業の民間開放、労働時間の弾力化という3つの流れを引き継いでいることは、小泉構造改革と共通している。

しかし、それは規制緩和後の再緩和であり、すでに結果としての諸問題を数多く発生させてきた。このような事実を背景に、労働組合や世論、厚労省などの抵抗もある。今回の規制緩和の再版には攻勢とためらいという両面があり、直線的に規制緩和が進むという状況にはなっていない。

II 労働組合運動が取り組むべき 5つの課題

労働組合が取り組むべき第1の課題は雇用の安定である。安倍政権は労働政策の主眼を雇用の維持ではなく流動化に置き、そのために「常用代替防止」原則を撤廃して派遣を常用化し、限定正社員などの期間不明の事実上の有期雇用を拡大することが目指されている。

産業構造の転換や雇用のミスマッチ解消のための転職は当然だが、あくまでも無期・直接雇用が原則でなければならない。雇用形態の多様化が雇用の切断を生み出してはならず、雇用が切断されても生活を維持し再就職できるような失業補償と職業訓練が不可欠である。

すでに、これまでの規制緩和の結果、雇用の劣化、非正規の増大と貧困化の拡大、消費不況の深刻化がもたらされ、技能継承の困難と技術力の低下によって労働力の質が劣化し、国際競争力の弱まりという問題を生んでいる。家庭の形成・維持の困難と少子化によって労働力再生産の阻害と社会の縮小が生じ、このままでは日本社会の維持自体が困難になろう。

第2の課題は賃金の引き上げである。これは「成長戦略」のカギとされ、「政労使会議」で政府側が使用者側に賃上げを要請した。連合は5年ぶりに1%以上のベースアップ（ベア）を要求し、全労連は月額1万6000円以上、時給額で120円以上の賃上げという春闘要求を掲げている。

しかし、定期昇給・一時金・ベアは非正規労働者には無関係で、低い給与（日給制や時給制もある）、雇用保険・労災保険・厚生年金・健康保険に未加入で昇給・ボーナス・退職金制度のない名ばかり正社員（周辺的正社員）も同様である。中核的正社員以外の労働者にとっては時間給の引き上げや世間相場の上昇が重要であり、その基準となる公務員賃金の引き上げ、生活賃金と公契約運動、企業内最賃などが取り組まれなければならない。中小企業への特別の支援を行いつつ最低賃金を引き上げ、賃上げ→可処分所得増→消費拡大→景気回復という好循環を実現する必要がある。

第3の課題は労働時間の短縮である。規制緩和による裁量労働制の拡大、ホワイトカラーエグゼンプション（WE）の導入や「ブラック企業」の横行、長時間・過重労働による若年労働者の使い捨てを阻止しなければならない。

過労死・過労自殺が問題になってから約30年にもなる。長時間・過重労働の是正こそが必要なのであり、働く人の健康を破壊せず、家庭生活を阻害しない適正な労働時間に短縮すべきである。長時間労働に対する法的規制の強化、不払い（サービス）残業の一掃、残業時間の上限（月80時間）を定め11時間のインターバル休息を新設するための労働基準法の改正などに取り組み、月80時間以上の残業についての労使協定を全て無効とし、労働基準監督官の増員と権限の強化を図らなければならない。

「限定正社員」でなくてもワーク・ライフ・バランスは必要であり、職場の荒廃とメンタルヘルス不全の拡大は企業の存立に関わるようになってきている。過労死防止基本法の制定によって基本的な制度・政策・対策などについての理念・原則を定めることが緊急の課題であろう。

第4の課題は社会保障の充実である。住居・出産・育児・教育・医療・介護・年金などの必要経費を誰がどう保障するのか。これまでは年功序列型賃金が福祉政策を代替し、ライフサイクルに対応した生活賃金の上昇があった。

しかし、業績・成果主義では賃金が上下し、職能給ではフラットになる。セーフティーネットの担い手が企業から行政へと変化すれば公的福祉政策は不可欠となり、年齢に対応しない賃金と社会保障の貧困はワーキング・プアと未婚者の増大を生み出す。結婚できない、家庭を持ってない、子どもを育てられない、2人目は無理というような過酷な現状が少子化をもたらした。消費不況の背景には、将来への不安、支出の抑制、貯金への依存という実態がある。このような状況を改善するためには、新たな福祉国家を展望する社会保障基本法・社会保障憲章の制定が不可欠である。

第5の課題は労働組合の組織化である。組織化を促進するためには、労働組合の存在意義、必要性、役割を社会的にアピールすること、ナショナルセンターや産別組合が組織化に責任を負い、特別の資金や体制を取り、周辺組織の協力を得ることが必要である。

Ⅲ 労働組合運動発展のための提言

労働組合運動の発展に必要なことは、第1に、異なった潮流間の共同の推進である。2013年10月に、「雇用共同アクション」が結成され、全労連、全労協、MICが事務局団体となった。このような経験を発展させなければならない。非正規労働問題への取り組みにおいて全労連や全労協が共同歩調を取る条件は十分に存在している。

また、2012年7月には郵政産業労働者ユニオン(2600人)が結成された。これは全労連傘下の郵政産業労働組合と全労協傘下の郵政労働者ユニオンとが組織統一したもので、全労連と全労協の両方に加盟している。安倍首相の進めようとしている教育改革への対応では、日教組と全教、公

務員制度改革への対応でも、自治労と自治労連が共同を進める条件があるように思われる。

第2に労使癒着と企業主義からの脱却が必要である。企業別組合のあり方としては労使の癒着、労使の協調、労使の対立という形があり得るが、職制と労組役員の重なり、企業内でのキャリアパスへの組み込み、労働組合に相談すると不利益を被る(第2労務部としての実態)ような労使の癒着は、労働組合としての自己否定につながる。このような問題を避けるためには、組織のあり方を改め、単組に対する産別とNCの指導性の強化や個人加盟ユニオンの並立などについて工夫する必要がある。また、ユニオン・リーダーのあり方も、ラインと共にスタッフを登用し、企業内での昇進階梯の一部としないことや企業からの便益供与などについても再検討する必要がある。

第3に社会的なアピール方法の改善である。労働組合は組織された社会運動団体としては最大で、ストライキという強力な武器を持っている。しかし、この武器がほとんど使用されず、錆び付いているのが現状であろう。このような「ストレス社会」(ストのない社会)から脱却し、必要な場合はストライキに訴えること、紙と室内ではなく音と街頭でのアピール(デモの復権)など、集団的な実力行動の復権が必要である。同時に、反原発官邸前行動、秘密保護法案反対運動の教訓に学び、インターネットなどのIT(情報・通信)手段を活用すること、NPOとの連携や組合員のNPOへの参画、反貧困運動・貧困者ネットワーク・年越し派遣村の教訓などにも学び、ステレオタイプ化された古くさいイメージを払拭することに努めなければならない。

第4に、地域での組織化と運動の重視である。この点では、地域を基盤にした個人加盟組合の運動など社会運動ユニオンズムが目される。

全労連の組織方針はローカルセンターを重視し、産別と同等の代表権を与えていたが、連合の組織方針は当初、地域独自加盟組合の産別への整理を打ち出していた。しかし、その後、ローカルユニオンの存続を許容するようになり、96年10

月以降、地連が主体となって「地域ユニオン」を発足させ、地協展開を提起している。今後、地域で活動する労福協や労金・全労済、生協、NPOなどとの連携強化などが課題となる。

第5に、クラフトユニオン（職種別・職能別労働組合）の可能性を追求することである。この点では、全建総連、MICや介護産業での唯一の横断的労働組合である介護クラフトユニオンなどの活動が参考になろう。今後、単産の傘下組合、単産内の部会、単産内クラフト部門などの自立やコミュニティ・ユニオンからの分化などという形でのクラフトユニオンの設立が考えられる。その場合、職種や職能に基づいた階層的な要求を重視した組織化という視点が重要である。

第6に、青年労働者の組織化と労働者教育、後継者の育成という課題がある。これも、基本的には、それぞれの労働組合内での青年労働者の組織化と教育という課題である。

また、学校教育での職業的基礎教育と労働法教育の重視という課題もある。青年労働者における「働く能力」と「抵抗できる能力」の育成、ユニオン・サマーや組合オルグなどの企業の外での活動家の育成と供給、全員加盟組合における「組合員の組合離れ」を防ぐための方策としての組合員への教育、ユニオン・リーダーの育成のための幹部教育なども重視されなければならない。

第7に、女性の組織化と比率の向上を図るべきである。これも、女性ユニオン東京、女性ユニオン名古屋、女のユニオン・かながわ、など個人加盟組織が存在するが、基本的には各労働組合内での女性組合員の増加や活動への参加比率の向上という課題である。そのためには、女性の働き方や処遇の改善、女性が組合活動に参加しやすいようなスタイルの刷新、役員比率増大のための特別措置の採用などが必要であろう。

第8に、高齢者の組織化と戦力化に取り組み、高齢者独自の組合の組織化やOBの組織化・戦力化を図ることがある。今後、組合活動を中心的に担ってきた団塊の世代の大量退職が続く。組合OBの戦力化を図ることは緊急の課題である。退

職者の組織化を進め、各組合におけるOB組織（退職者会）の結成と充実とともに、退職後一定期間、組合員としての資格を維持できる退職者組合員制度や組合役員の顧問制度、現役組織に対する退職者からの各種サポートの提供なども検討される必要がある。

IV むすび

労働組合は働く人々の経済的利益の実現と擁護をめざす大衆団体であって革命組織ではない。したがって、資本主義に敵対するものではなく、その正常な機能を維持するために必要なものである。しかし、日本の労働組合の多くは、会社に癒着したり、過度に協調しすぎるため、このような機能を果たせなくなっている。その結果、日本の資本主義は機能不全に陥ってしまった。ワーキング・プアが増大し、結婚して子どもを生み家庭を維持するに十分な賃金を得られず、子育てが不可能になるような働き方を強いられ、労働力の再生産が阻害されて人口は減り続け、消費不況が深刻化して社会と経済は壊れつつある。

このような現状を打開するためには、労働組合が会社との癒着や過度の労使協調を改め、自立することが必要である。そうすることで資本の過度な支配力を牽制する力を持ち、労使双方の立場と利害の違いを認めつつ主張をぶつけ合って均衡点を見出す能力を身につけなければならない。

そのためには、労働戦線をめぐる国内外の新たな変化を活用しつつ、労働組合運動が取り組むべき5つの課題を掲げ、異なった潮流間の共同の推進、労使癒着と企業主義からの脱却、社会的なアピール方法の改善、地域での組織化と運動の重視、クラフトユニオン（職種別・職能別労働組合）の可能性の追求、青年労働者の組織化と労働者教育の充実、後継者の育成、女性の組織化と組合員や役員内での女性比率の向上、高齢者の組織化と戦力化などをめざすことが必要である。

（いがらし じん 所員

法政大学大原社会問題研究所）

労働組合の組織強化に向けた課題



SAITO Hiroo
齋藤 寛生

労働組合の組織拡大活動の現状をはじめて全体的に分析・整理する試み。「組織拡大」は、なぜ思うように前進しないのか。労働運動の最前線の現場から、弱点と教訓にメスをいれる。最新の「組織拡大」の実践論。

I 深刻化する労働者の実態

高校生活3年間で日本国憲法について学習する時間は2時間程度といわれる。青年たちは、労働権や労働三権を知らずに社会に放り出される。職場に労働組合がない場合、労働者の権利や労働法に無知でいて、「階級的な学習を受けていない労働者」という前提で考える必要がある。

全労連の地方組織には、年間約20,000件の労働相談が寄せられる。その中から組織化に結びつく事例は、約7%（1,500人弱）程度。相談者のうち、家族や交際相手からの相談が増加（30%～35%）している。大学などの卒業式での門前宣伝で、「権利手帳」を配布すると、受け取るのは親だけである。異常な働き方に、周囲は心配するが、本人はあきらめ、我慢している。

東京労働局は、平成25年5月10日に「平成24年の定期監督等の実施結果」で、「実施した事業場の約7割で法違反」があったと発表した。実施件数8,964件、違反事業場件数6,474件、違反率72.2%だった。同労働局の平成23年の定期監督結果でも、違反率71.0%と、極めて高い数字になっている。全国各地で同程度の違反率であるこ

とは想像に難くない。

「ブラック企業」という言葉が、2013年の流行語大賞にノミネートされた。その「ブラック企業」が広がっているのは、監督行政の衰退と労働者が自らの権利を知らない実態、さらに蔓延する「自己責任」論などが、その暴走を許してしまっている一因ではないかとも思う。

II 守られない労働法と「敷居」の高い労働組合

2012年の労働局・監督署への総合労働相談件数は、106万7210件（前年比3.8%減）、うち民事上の個別労働紛争相談件数25万4719件（同0.6%減）だった。そのうち、助言・指導申出件数1万363件（同8.1%増）、あっせん申請件数6,047件（同7.1%減）となっている。

総合労働相談件数は、5年連続で100万件を超えており、民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、高止まりである。相談内容では、『いじめ・嫌がらせ』がトップで、引き続き増加傾向にあり、5万1670件。民事上の個別労働紛争相談の中で最も多かった。助言・指導申出件数が、制度

施行以来増加傾向にあり、初めて1万件を超えた。あっせん申請件数はやや減少した。

2012年1月～12月に、連合へ寄せられた労働相談は、16,492件（2011年：16,436件）。同期間に全労連へ寄せられた労働相談は20,127件（2011年：19,010件）だった。

行政機関と比較して、労働組合への相談件数は連合・全労連・全労協を合わせても労働局の4%程度だ。仕事などで苦しんでいる労働者が身を寄せる場所としての労働組合の位置はまだまだ低い。

その原因として、労働組合の「敷居が高い」という声もある。それは労働組合の側の問題としてとらえる必要がある。

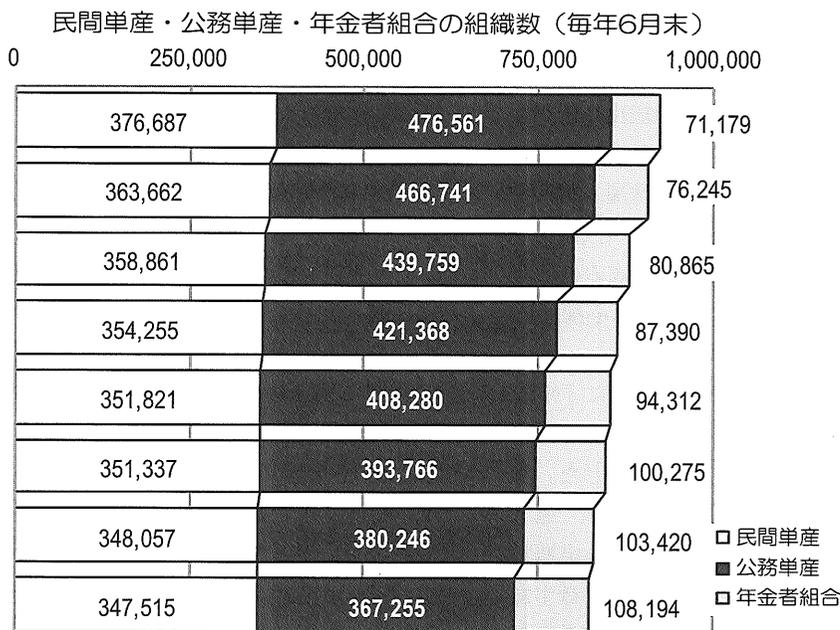
な追い打ちをかけたのは、「人件費削減」による公務員削減攻撃と「公務員バッシング」である。全労連でいうと、05年～12年で、民間労組が約29,000人減だったのに対し、公務単産は約11万人減となっている。

組織拡大では、04年は44,000人、05年70,000人の到達だった。脱退者の予測はある程度できたはずである。全労連全体で年間12万人を超える勢いで組合員が引退・脱退する中で、その減少数を補いきれていない拡大行動だったのではないかという反省がある。それが組織減少に歯止めがかけられなかった要因の一つだと考える。

社会的には、新自由主義の蔓延、成果主義の拡大、労働法制の規制緩和などによる労働環境の悪化も原因の一つだろう。組織が減少したことで、多忙化する職場と8時間労働の問題、自己責任論の刷り込みなどによる企業奉仕と過重ノルマの強要による人格破壊、ハラスメントの横行、残業代がないと生活できない低賃金構造など、日常の労働組合活動で改善すべき身近な課題への取り組みもできず、組合員の悲鳴にも十分に伝えられなくなっている。

Ⅲ 脱退者数を超える 組織拡大が不可欠

「団塊の世代の大量退職」は、「2007年問題」として注目はされてきた。しかし、その規模に見合う組織拡大が行われてこなかった。それに深刻



IV 組織の減少は 要求実現の力を削減させる

「組織拡大は要求運動の結果」「組織拡大は、政策・路線、運動、組織の総合的把握の結果」と位置づける思考があり、組織拡大がすまない最大の理由を、要求運動の停滞・後退、労働組合に対する資本や政府、マスコミの攻撃などを上げる。

では、春闘や争議など様々なたたかいで要求が勝利・前進したが、組織人数は減少した、単組が消滅したというとき、要求闘争が成功したと評価できるのだろうか。そう考えると、「正しいことを言っていれば組織は増える」という「呪縛」から解放される必要があるのではないか。「量の増大」は、「質の向上」だけでは到達できない状況になっているのだ。

「組織拡大」を「根性論」「理想論」にせず、実態を科学的にとらえ、必要な独自対策を確実に打っていく必要がある。ともすると日常に流されてしまう忙しさである。日常の要求運動だけでは、組織はほぼ間違いなく減少していく。だからこそ独自の追及が欠かせない。

構造的に拡散し続ける「自己責任論」。その根深さと労働組合の関連を考えたとき、団結と自己責任は対極にあることが見えてくる。「春闘がうまくいかなければ、組織拡大などは無理」「力がないから拡大できない」などの声が聞こえる。「営業成績が伸びなければ意見は言えない」「こうなったのは自分の不甲斐なさのせい」などの消極的思想が広がっている。それらの根底には深刻な自己責任論が淀んでいて、労働組合の組織内にも拡散しているのではないか。

運動の本質は、「要求を実現するために組織を拡大する」「数は力」なのだ。うまくいかないからこそ、組織の結集を高める必要がある。仲間の結集を高めるためには、その組織の組合員が「この組織にしよう」「この人たちと一緒にやっぺこう」という帰属意識を持てる組織・運営になっているかどうかの検証が必要だ。しかし、その日

常活動の検証・確立でさえ困難になっているという深刻な状況がある。

組織拡大運動は、組織を鍛え、活動家を大量に育成する絶好の活動である。しかし、多くの組織では、組織拡大運動が一部の「役員請負型」になっていて、その長所を活かし切れていない。

組合員が減少すると、組合費収入にも直接影響が出る。非正規を組織化しても組合費収入は増えないという厳しい現実もある。新たな課題として、組織人数の拡大と財政が一致しないところに、今日の労働運動の難しさがある。専従者が減り、日常闘争・活動へのオルグが弱くなると、職域の情勢が見えにくくなり、職場などで起きている諸問題に対する対応が遅れ、労働条件のさらなる悪化を招く結果となる。さらに多忙化がすすむと、活動できる組合員が減り、一部の活動家の消耗が激しくなり、組織そのものの運営にも支障をきたすようになる。組織減少の悪循環を断ち切り、増勢に転じるための努力を、本気で始めなければならない。

V 未組織労働者は どこで労働組合と出会うか

労働者が労働組合と出会うのは、圧倒的多数が職場である。しかし最近では、SNSなどで労働相談を知り、個人加盟のローカルユニオンに加入してくる人もいる。しかし、職場に労働組合がない場合、労働組合への宣伝も勧誘も未組織労働者にはなかなか届かない。未加入者が加入しない理由のほとんどが「職場に組合がない」である。身近な存在として労働組合があるかどうか、そこに最初のハードルがある。

ユニオンショップや多数を組織している組合の場合、企業の入社式のあとに「組合説明」の時間が保障されている。労働組合についての情報も持たない新入社員にとって、労働組合に加入することは、「未知の世界」に飛び込むことであり、そのハードルを越えるための決意を促す作業が必要

になる。「労働組合に入るな」と事前に押し付ける企業もある。それら乗り越えて組合員になるには、きっかけと動機づけが必要になる。

組織拡大の最大の教訓は、未加入者に「声をかける」ことだ。「労働組合はこんなところ」を知らせ、「組合に入ろう」「待っているよ」という呼びかけが未加入者に確実に届けられることがスタートとなる。

果物やお菓子、カレーやケーキを用意して組合説明会を開き、楽しい雰囲気加入を進めている組合が増えている。医労連は、組織拡大を競い合って、組合員みんなの参加で取り組んでいる。

自治労連は、背中を押す担当者について、「3つの近い」として、i) 席が近い、ii) 年齢が近い、iii) 趣味が近い、そういう「近い」同僚からの声掛けを意識的に取り組んでいる。

組織に加入する仲間は、労働組合の役員や組合員が、生き生きと活動している姿を見たとき、組織の力強さに触れたとき、直接的なメリットがあると感じたとき、自分が成長できると確信したとき、とにかく楽しそうな集団に見えたときに、未加入者が労働組合に接近してくる。そして、明るく、力のある、元気で、仲間がいる組合に惹かれて、誘われて加入してくる。

ローカルユニオンの場合、加入者のほとんどが労働相談からである。耐えられない限界まで耐えて、どうしようもなくなって相談に訪れる。そこで労働組合と出会い、基本的な権利を知り、職場の悲惨な現状を改善する、または不法行為に対する抗議と謝罪を求めて決意し、相談員などの支援で立ち上がる。しかし、解決すると脱退していく。一緒に運動することにはつながらない。

労働相談で最も気を付けなければならないことは、争議を請け負わないことだ。相談者（組合員）がたたかいの中心に座って、胸を張って要求し続けることを忘れてはならない。その中で、労働者階級としての自覚を持ち、組織者として仲間が増やせる組合員になれるように、側面から援助を続けるのだ。

VI 組織の実態をつかみ、組合員の成長を保障できる労働組合へ

全労連傘下の組織では、過半数の単産・地方で、毎月の組織の推移を把握する体制ができていて、幹事会などの機関会議で、毎月の組織拡大について議論・総括・実践している。

その集約体制の確立をめざして、産別・地方に「組織拡大担当者」を配置し、月ごとの単組の組合員数の把握に取り組み、加入理由・脱退理由の把握、利用業務の状況、職場と仲間の実態・声の把握など、組織・組合員の動態をリアルにつかむことへの挑戦がはじまった。そのデータを積み上げて、年間を通じた組織の動静を分析し、組織拡大計画の立案や行動の具体化に取り組みるようにしていく。

悪政が横行する下では、社会的課題が目白押しで、日常活動に忙殺される。「それはそれ、これはこれ」とメリハリをつけることは重要だが、すべての取り組みを組織拡大・強化に結び付ける工夫が必要だ。

組織拡大の成功例には、ほぼ同じパターンが見受けられる。しかし、「うまくいった」「頑張った」という話だけだと、度を過ぎると「自慢話」になり、鼻についてくる。また、成果があがらない組織には重荷に感じることになる。成功の経験を共有することは重要だが、それだけでは不十分である。

一方で、拡大が成功しなかった理由には、実は組織の持っている「構造的弱点」が原因である可能性もある。それは、外から見た組織を客観的に知る絶好の機会でもある。だから失敗を隠さず、組織の在り方や活動の改善に活かすように、経験を蓄積していくことが必要だ。失敗した事例が堂々と出し合えるような組織運営をめざす。失敗を恐れて動かないより、「ダメ元」でも動いた方が成果につながるのだ。

VII 労働者福祉を基礎的な労働者要求に位置づける

大企業労働者と中小零細企業労働者は、賃金だけでなく、労働者福祉で著しい格差がある。健康保険付加給付や休業補償上乘せ、企業年金、退職金も中小企業とは段違いである。慶弔共済制度も中小企業はほとんどない。健康診断の実施状況にも大きな違いがある。それらが競争社会の過熱化を助長している。

しかし、日本経済の屋台骨を支えているのは中小企業である。職住接近で、企業規模による格差が小さくなり、安心して働き続けられる地域ができれば、地元での雇用機会が拡大し、地域循環型経済の再生を促し、元気な地域づくりにつながる。

しかし、「労働組合は保険屋ではない」「銭儲けに走るな」などと言われ、その処遇は低く置かれてきた。

労働組合活動における労働者福祉の位置づけを抜本的に改め、しっかりと確立させることが緊急課題だ。

VIII まとめとして

いま「過労死するほど仕事はあるが、自殺するほど仕事がない」と言われる。

新自由主義に基づく「規制緩和」「構造改革路線」で、労働者の実態はますます悪化し、改善の方向が見えない。労働組合の活力を落とすには、多忙化による長時間労働が効果的と言われる。自治体職員や教員の多忙化、民間企業でも長時間過密労働が闊歩し、過労死は後を絶たない。

全労連は、その組織構成で、「産業別全国組合および都道府県別組合で構成する」（全労連規約第3条1項）、「私たちの全労連は、産業別の全国的労働組合（産業別全国組合）と地域的に労働組合を結集した都道府県単位の地方組織（都道府県別組合）で構成され、産業別のたたかいと地域のたたかいを結合して全国的な運動を展開します」（行動綱領より）……産業別組織（縦）と地方組織（横）を組み合わせた組織運営で運動をすすめていくことを特徴としている。

全労連が対象とする労働組合運動にとっての「地域」とは、i) 全住民にとっての地域（全住民的地域共闘）、ii) 地域で働く労働者一般にとっての地域（地方労連・地域労連）、iii) 同一産業・業種の労働者における地域（産業別・職種別の地域組織）と、大きく見ると以上の3つに分類される。

地方労連（都道府県組織）は、産業別組織と地域労連等で構成されている。地域労連は、単組・分会など、職場単位の組合が主な結集体になって、地域運動に対応している。

運動していくうえで必要なものとして「ヒト・モノ・カネ」と言われる。地域組織段階では、そのいずれもが厳しい状況下で運営している。さまざまな要因で、オルグ力や職場活動が低下すると、連動して地域労連の活動も低下していく。そのため「役員だけの運動」に委縮しがちである。

最低賃金闘争や公契約適正化運動などを含む地域的労働市場の改善、地域経済の再建という視野を持って、産業別・業種別の地域組織の強化・確立を、産別と地域が一体となって取り組むことが必要だ。「横」の連携で、地域の労働者・労働組合が元気になる仕掛けが求められている。

（さいとう ひろお 全労連組織局長）

【報告に対するコメント・討論】

<五十嵐報告に対する浅見和彦氏（専修大）のコメント>

「五つの課題」（雇用・賃金・労働時間・社会保障＋組合組織化）を実現するための「労働組合の方法」は何なのか。法的規制か、団体交渉・労働協約か、その他の方法なのか。労働組合の組織論と機能論との関係が見えてこない。現代日本では、協約論（現代労使関係における共通ルール＝“産業立法”による規制）が欠如していると考える。民間大企業の企業別組合の「企業主義からの脱却」に関連して、連合評価委員会報告は評価できるが、「労使癒着と企業主義からの脱却」の「説得」はどのように可能なのか。国内の動向ではポスト工業社会への変化を背景にしたUAゼンセン同盟や、個人加盟ユニオンとして全建総連の拡大を見る必要がある。国際労働運動の動向は、左派諸潮流の従来の国際運動組織への評価の見直しを迫っている。興味深い論点として「労働組合は資本主義に敵対するものではなく、その正常な機能を維持するために必要なもの」という五十嵐氏の理論的立場とその含意について聞きたい。私は紛争理論的な機能主義の労働組合論となっていると感じる。

<五十嵐報告に対する藤田実氏（桜美林大）のコメント>

国際労働運動のグローバルな変化は興味深い。雇用問題にしても一国レベルでは安定はない。クラフトユニオンの可能性にもっと注目すべきだ。これまで企業成長主義に労働組合も依存してきた、これをどう克服するか。

<会場からの主な発言>

異なる潮流間の共同の重要性は同感だ、政府のライフバランス論は、女性労働を低賃金・不安定雇用で活用する政策だという点で、この批判が重要だ。労働組合活動家は青年育成の「能力」を高める必要がある（大西広氏）。労働組合の社会的性格については異論がある。「社会的富の生産」について、労働者が搾取されているという側面と同時に、労働組合がどう考えていこうかが重要だと思う（吉田満氏）。

<五十嵐氏のリプライ>

「労働組合の方法」は各課題に応じて適切に選択されるべきで、どれか一つに限られるわけではない。労働組合にとっては組織論だけでなく機能論も重要だ。機能は組織の制約を部分的に突破し、労使癒着を防ぐ。「説得」というより、組織のあり方や運用の仕方が重要。青年の働く意欲を高める教育、労働者としての権利の教育が必要だ。問題は労働法がないことではなく、守られていないこと。資本の敵対的關係、資本＝賃労働関係を重視することは必要だが、労働組合は賃金・労働条件改善のための大衆的組織だ。資本主義の廃止をめざす革命組織ではない。

<斎藤報告に対する浅見和彦氏のコメント>

「階級的な学習を受けていない労働者」というのは、今頃言うことでもない、「権利」を知らないと立ち上がらないのか。イギリスにはストライキ権はないが、ストライキは日本以上に頻発している。「労働組合」の社会的認知度についてだが、「企業内正規従業員組織」は未組織労働者にとって労働組合なのか。斎藤報告は、事業所内で既存の組織化を進める「声かけ」に終始しすぎている、と感じる。組織拡大の今日的重点は、「新規組織化」にこそあるはず。組織拡大が「独自課題」として意識的に取り組まれるべきとの指摘はそのとおりだが、同時に、労働組合の機能とその刷新とは、どのように結びつのが語られていない。これまでの左派組合のなかでの、長年にわたる共済事業の「軽視・蔑視」への反省も必要。

五十嵐・斎藤両報告はいずれも、「日本の労働組合」をどう捉えるか、そのための諸方法としての歴史・理論・比較、いずれも弱い。運動史的・組織史的な整理＝総括が運動内部に欠如していることの反映ではないか。ウェブ『産業民主主義論』の現代的意義を強調したい。そこでは、「規制の方法」、労働組合の「構造」と「機能」、[標準賃金率]、「ナショナルミニマム」、[リビングウェイジ（生活賃金）]、「産業民主主義」などのコンセプトの提示がある。労働者「階級の不統一」がある以上、運動諸潮流の分析と同時に、労働者諸階層の分析が必要。諸潮流と諸階層との＜有機的連帯＞をはかる必要がある。

<斎藤報告に対する藤田実氏のコメント>

さまざまな組織拡大の教訓と苦労はよく理解できた。今後組織化を強めていく上で、労働相談から組合化に結びつけていくにはどういう方針が必要か検討を深める必要がある。マクロ的な産業経済論の分析、例えばサービス産業化における労働者の存在状態の分析、大きな変化に対して、どういう戦略で臨むか、「職場が主軸」であることを前提に、「地域」でどうたたかうか、重要と考える。

<討 論>

グローバル化のもとで新興国の労働者は深刻な状況におかれている、こことどう連帯していくか（米田貢氏）、トヨタの愛知で活動しているが、そこでは労働組合も使いながら労働者を支配している、資本にたてつく労働組合は認めない、ここでどうたたかうかが課題となっている（櫻井善行氏）。労働者が生産過程に包摂されている（『資本論』）が、内包されたままでなく、どう支配から脱却するかが組織化の本質だと考える（子島喜久氏）。斎藤氏の報告は「根性論」だけではだめだというのが、私は「根性論」もまさに重要だとあえて言いたい（大西氏）。足立区で公契約条例が制定された。賃金やパワハラ問題で労働相談が急増しているが、解決すれば大半がやめていく、労働組合づくりに結びついていかない（宮下）。消防士には労働3権が保障されていない。法的権利を保障されないまま、立ち上がるのが先だというのは、わからなくはないが、現実にはむずかしい（子島氏）。

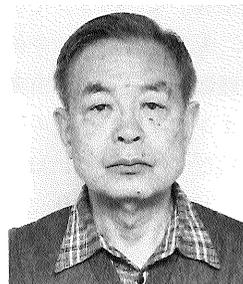
討論の最後に総括的に、五十嵐氏は、ILOの条約を批准し、勧告を守らせる運動はもっと重視すべきだ。労働組合を革命組織と混同すると、かつての誤りである「赤色労働組合主義」におちいる。「法学的教育」の重要性というよりも、労働者の権利にかかわる「法」そのものの教育を重視すべきだ。日本の労働組合は多様であり、その機能も単純ではない。要求に応じた組織化、運動の課題や労働者の気持ちにあった理論の必要性を強調しておきたい。

斎藤氏からは、連合の中に根強い「反全労連」意識が残っている。労線統一後、国や行政機関でも「ナショナルセンターと言えは連合だけ」とする「全労連シフト」が解消されていない。国際組織への加盟問題でもその影響がみられる。複数のナショナルセンターを定着させることは、重要な課題だろう。

最後に、司会の宮下は、「まとめ」として、①この研究集会は継続していきたい。斎藤さんには、現場でどう組織拡大を強めるかを話していただくようお願いした。浅見さんのいう、運動史的・組織史的な整理＝総括、歴史・理論・比較の諸方法について、今後の継続テーマとしたい。今日は有意義な討論ができた。労働組合の社会的性格、革命組織との区別と関係の問題も、私の関心のあるアントニオ・グラムシの、労働者組織の二重性、「労働組合と工場評議会運動」との関係など興味深い。今後の継続課題としたい。

（文責：宮下武美）

人間的労働論の地平



SANAKA Tadashi
佐中 忠司

これまであまり注目されることのなかった経済学的方法論の示唆、人間的労働の諸相、使用価値視点をも盛り込んだ新しいパラダイムについて検討する。

はじめに

人間的労働は、あらゆるものの生産に必須の本源的生産資源であり、社会的な協働と分業体制のもとで機能し、さらに生産物や諸資源の社会的配分においても規定的な役割をもつ。経済的価値の実体を労働とみる立場からは、労働と労働力を峻別し、両者の関連性を見極めることが大切である。後者は労働するための能力のことであり、前者はその能力の発揮である。労働は「労働力の消費＝実現」であり、労働の成果は対象化された労働すなわち労働生産物である。直接的な生産者は、生産手段を生産的に消費しつつ、あらたな生産手段と消費手段をもたらす。生活者としては各種の消費手段を消費し、同時に労働力を再生産する。これらの諸過程は、相互に弁証法的に関連している。生活過程は、それを通じて人間の生命と労働力（労働過程の主體的契機）を再生産するとともに、さらに新たな能力や欲望を生産する。物質的生活過程の総体や社会的再生産の問題を考察する場合、人びとの生活者としての生き方や自己実現の問題を含む生活（消費）過程の重要性が忘れられてはならない。

生産過程をめぐる労働の諸問題は、古典派経済学以降、文字通り無数の優れた先行的研究の蓄積がある。生産過程における労働そのものの根拠的研究の重要性はいまさら論をまたないところである。その一方で、社会的生産の過程をその総体においてみようとするれば、生産過程そのものはやはり生活過程の一契機である。ところが、この後者の過程における価値や労働の実現問題の理論的検討は、そのことの重要性にもかかわらずこれまでやや手薄の感がある。本小論は、市場経済を前提としたなかでの人間的労働のとらえかたを、商品の価値のみならずさらに使用価値の実現の問題にまで拡大し、それを手掛かりとして本来的な人間的労働の実現や人間発達の問題に結びつけるべく、若干の考察を試みようとするものである。

I 市場経済と人間的労働

(1) 人間的労働の諸相

商品世界においては、商品の価値（交換価値）と使用価値とは相互前提の関係にあり、いずれを欠いても商品そのものとしての存立はありえない。流通すべき商品（対象化された人間的労働）

が市場で交換（商品の貨幣化）されると同時に、労働（その抽象的側面）は実現されるとみなされる。そこにおける人間的労働の有用性の側面についていえば、その実現はもっぱら市場の外で、それが購入された先での人びとの社会的生活の過程における生活物資（消費財）としての消費、つまり人間的な生命活動の繰り返しのなかでのことになる。人間的労働の本来の姿態（たとえば自然と人間の社会経済的いとなみとしての歴史）の理解のためには、こうした社会的な総過程の全スパンを視野においた理論的枠組みが必要となる。

人間的労働の本来の意義とそこに潜む諸問題の全体的な地平を展望すべく、まず、労働価値論を前提とした商品の価値（交換価値と使用価値）の形成・認知・実現の諸相を一瞥し、それらと人間的労働のもつ諸側面との相関関係を簡潔に図式化したものを例示（下表参照）してみる。

商品のそなえる有用性（使用価値）は、それが実現（機能）される前に、まず生産され、社会的に認知されなければならない。その認知は、まず市場への登場、流通可能な形態として浮上する。しかし、それは商品の販売（交換価値の実現＝貨幣への転化）の時点までは、単なる可能性としての認知にすぎない。つまり、労働の有用性の具体的な対象物として感覚的には明白であったとしても、それが商品としての販売という社会的洗礼をへるまでは、単なる交換価値の担い手（入れ物）としてのそれである。使用価値としての客観的認知は、その途上では、いわば待機の状態におかれたままである。市場での過度の競争、過剰生産にともなう売れ残りの傾向など、その存在そのもの

が社会的に抹消されることもまれではない。人間的労働の具体的・有用的機能は、かくして交換価値の実現をみるまでは、まったくの無駄骨に帰するという商品市場の危険性につねにさらされている。

つぎに、消費過程における使用価値の実現のあり方が問題となる。消費の過程における使用価値は、消費者の生活物資（消費財）としては即時的ないし一定期間のあいだに徐々に実現（＝消費）される。生活物資は、その使用価値としての実現のためにはさらに別の条件（消費能力）との出会いが控えている。つまり、その財固有の有用性に適宜対応すべき消費者側の「享受能力」いかなの問題がある。消費者の側の享受能力（あるいは受容能力、後述）は、生活物資の対極に位置する主体的条件である。それは、使用価値の実現の態様にとっては決定的な意味合いをもつ。これらの諸条件がそれぞれの段階をへながらしかるべきかたちでクリアーされたあかつきに、その財の有用性の客観的・社会的実証を通して本来の人間の労働の最終的実現が確認されるということになる。

これらの過程をへて、「私的労働」に対する「直接に社会的な形態にある労働」としての認知も事後的になされる。しかしながら、どのような生活物資をどれくらい生産すべきか、どれだけの労働が必要とされるかということは、もっぱら市場の成り行きしだい、あらかじめ知ることは不可能である。生産条件や雇用主との出会いを待つまでの労働者（労働力商品の所有者＝凍結状態の労働力）、就労中の労働者（生きた労働＝流動状態の労働力）の運命は、商品（新たに対象化された

商品と人間的労働の諸相（価値実現のイメージ）

商品の二側面	A 生産過程（労働）		B 交換過程（商品＝貨幣）		C 消費過程（消費物資）		備 考
	a 具労	b 抽労	a 具労	b 抽労	a 具労	a 抽労	
使用価値の側面	使用価値形成（労働の対象化）	—	使用価値（欲望対象）の社会的認知	—	使用価値実現（消費期間中*）	—	労働力の消費と再生産
交換価値の側面	—	価値形成（増殖）	—	価値実現（＝貨幣化）	—	—	商品販売（命懸けの飛躍）

（注）商品世界ではA－B－Cの循環過程の継続。 a 具労：具体的・有用労働の側面 b 抽労：抽象的・一般的労働の側面、* 消費者側の受容能力との出会い。

労働)のもっぱら市場においける動向, しかもその偶然的な結果いかにによって大きく左右され, その全体的態様は事後的にのみしか感知されない。この間, 労働の直接的当事者としての意向が参酌されることはない。

人間的労働の諸相の相関的把握のためには, 生産過程(抽象的労働・具体的労働), 交換過程(価値・使用価値), 消費過程(使用価値・受容能力), 社会的総過程(生産・消費)と, それぞれの過程に関連した諸要因の存在形態の内的関連性(対立物の統一)が看過されてはならない。これらの対立物は, 相互に抽象的であったり具体的であったりしながら, 労働力の消費とその再生産が日々繰り返されるなかで, それぞれに他者を前提として重層的にかかわりあっている。自然対人間のなかに期待されるべき本来の人間の労働の姿は, 商品経済全体のなかでは, 上述のような様々なレベルにおける擬制的・物的形態のもとで, 生産者を巻き込んだ人びとの労働過程や日常生活のなかで貫徹される。生産的労働の実現や生産者の自己実現¹⁾の問題もこうした枠組みの中で, とらえる必要がある。

(2) 人間的労働の疎外と実現

生産現場における直接的生産者は, 細分化された部分作業, あてがわれた時間, 機械や情報に追いついて就労, 疎外された非人間的な環境に自らをさらす。とくに, 近代産業社会を特徴づける大量生産体制が一般化するにつれ, その効率性の追求は企業の浮沈をかけた死活の問題にまで押し進められ, 人間的労働の単なるコスト化とその削減, 労働そのものの単調化・機械化が広範にみられるようになる。労働条件からの疎外, 人間的労働の主體的・客体的な実感や意識と実態との隔たりはさらに拡大する。生産過程の諸局面における労働の疎外感の問題は, 近年きわめて重大な問題となっている²⁾。

労働生産物が市場に漂う商品の姿態を取る限りは, さまざまな矛盾や隠蔽と逢着する事態は避けがたい。流通市場では, 商品(価値)の命がけの

飛躍(貨幣化), 資本の立場からのあくなき利潤(価値増殖)の追求。現実的に費やされた労働実体そのものまでが, 商品市場での実現状況いかなるでは, 大きくゆがめられ結果的に全否定されることもままあり, それらの総体的把握はけっして容易なことではなくなる。

これらの貨幣や利潤という擬制的形態に覆われて, 人びとの生産部面や生活部面にわたる人間的労働の諸相にみるべき本質(実現)は, 幾重にも隠蔽化されてしまう。市場や消費者の日常生活部面における機械化, 情報化があらゆる分野に行きわたり細分化される傾向の強い今日, 本来の人間の労働の実質やその実現云々の問題は, 多くの人びとの実感や意識からはますます縁遠いものとなる。

II 人間的労働論の展開

(1) 自己実現と有効価値

自己実現は, 人間の生活全般にかかわるきわめて重要な概念である³⁾。人間の潜在的な素質・能力の不断の開花・発展, それは個々人の人格の形成, 日常生活や生き甲斐の問題に直結する。人びとは, その主体的存在として日々の活動をつうじて能力を逐次発揮し, 同時にこのことを意識して, 自分らしさやアイデンティティー, 自己実現を再確認する。社会的総体としてみれば消費や生産の意欲は, 単なる所与の客観的要因というよりも, 社会的・歴史的・文化的な諸要因や一定の生活条件のもとで形成されるそれぞれの能力に応じてそれらを満たそうとする。そのことと関連して, 人びとの生命活動の在り方にもかかわる「受容能力」, 「本来のかたちで」用いられたものを役立てる生活者(=消費者)の能力⁴⁾をふまえたJ・ラスキンの「有効価値」論は示唆的である。そこには, 固有価値(生活物資の使用価値に匹敵)の実現可能性にかかわる重要な指摘がみえるからである。

同一の固有価値であってもそれに対応する受容

能力のあり方によって、それにみあう有効価値は大きく左右される（有効価値＝固有価値×受容能力）。これをさらに敷衍すれば、人びとやコミュニティの受容能力の高さと広がりとは適正にともなわない場合、有効価値はかぎりなくゼロに近いものとなりうる。人類生存の最も基本的な過程は、上述の如く、物質的生活過程の持続的再生産である。そのためには生産過程における労働力とそれを稼働させるための諸条件、生産能力とそれを支える消費能力の双方が均衡を保って発展することが肝要となる。そうした諸能力の主体的部分が受容能力ということであろう。人びとの受容能力の再生産や発達には、生産能力と消費能力を日々育成するための生活条件が必須である。受容能力の発展は、広い意味での教育、芸術や社会の改善・向上を含む人間生活の態様にかかわってくる。人間は、本来きわめて多様な諸能力（潜在能力を含む）を備えている。人間的労働の諸相には、各過程それぞれに対応した人間的能力の形態が反映されてくる。これらの人間的能力は、狭義の労働能力にかぎらず、人間的生活全般にかかわる広範な分野で多岐にわたるものが考えられる。具体的には、物理的能力（技・匠など）、生理的、精神的、知的・学術的、文化・芸術的能力など。これらは、ラスキンの「受容能力」ともかなり重なっていると思われる⁵⁾。

自己実現（人間的労働の実現を含む）は、上述のように社会的な生活（生産・消費）の総過程を通して期待されるべきものである。そのためには、休息・教育そのものの生活時間・自由時間が欠かさない。市場経済のもとでの日常生活実践のなかでは、資本の利潤追求のあり方、報酬や賃金などの収入の大小が大きく影響する。労働力の価値⁶⁾は、一般的に賃金の形態が自然的なものを受けとめられている。賃金動向のみに目を奪われてしまえば、そうした物象面（金銭至上主義）からも、人間的労働の全体像は見えにくいものとなる。

(2) 人間的労働の本質

ラスキンらは、労働力、専門的技量、審美的感

性などにたぐいまれな関心を寄せ、ゴシック芸術を至高のものと評価する一方で、英国産業資本主義における自由放任経済、大量生産方式による物質主義、機械による工場生産を排撃した。そこでは、未熟練労働の強制動員、人びとの労働は意気阻喪、劣化されてしまったと批判する。こうした利潤動機の主導は、労働が「美しいものを生み出す知的な活動に参画することを阻む」ゆえに、むしろ「楽しい労働」ではなく無益な苦役の強制につながった⁷⁾。それに対して、ゴシック様式などに象徴される中世的職人芸の事例には、その資質と心意気が反映された建築物や書物などの芸術的偉業の極致をみることができるといえる。伝統的な技と技法に依拠する中世ギルドを基本にすえた職人気質の原則、工芸とデザイン芸術によせたかれらの称揚は、こうした当時の歴史的状況を強く反映、批判的性格を前面に掲げたものであった。かれらによれば、中世の時代は、美術家や工芸職人たちが、人びとの日常生活で用いられる美しいものを創造することによって自らを素直に表現してきた最後の時期であった⁸⁾。こうした思想を受け継ぐアーツ・アンド・クラフツ運動に情熱が注がれ、生活のための芸術、労働そのものの積極的意義が追究された。

さらに、労働そのものが楽しく、やり甲斐が保持されるような諸条件とは何か。かれらによれば、そのためには、社会のすぐれた整序、すべての人びとが喜んで働くことが約束されること、第1にきちんとしたふさわしい仕事、第2に健康的できれいな住宅、第3に心身の休息のための十分なレジャー、が必要である。それらは、人間的な生命活動の根幹をなす日常的労働にかかわるのみならず、ひろく道徳的、知的、芸術的生活を含む社会的文化的な生活領域に及ぶ。労働には、その遂行にあたいするほどの価値があり、楽しいものでなければならない。その目的のためには、労働者が無益な労働に駆り立てられたり、楽しみのもとならない労働が強いられたりすることのないよう、その人の地位保全の必要性があるということがはっきりしてくる⁹⁾。このような人間的労働の

豊かな実現のありように、ラスキンの唱える「富」の問題も重なっている。

富の意味するところは人間の幸せであり、それが物質的なかたちで表現されたものが「われわれの所有する利用可能な有用物である。」¹⁰⁾「人間の生活の質」が云々されると、「真の生の喜び」、「人類の幸せの本質的構成要素」が問われてくる。それが「芸術を愛好すること」につながる。「生命において他にいかなる富があろうか」。愛、喜び、賞賛というあらゆる力がそこには含まれている。品格にすぐれ友好的な人間の養成が最大限に達成されている国、それが最も豊かな国である。自分自身の生の諸機能を最大限にまっとうすると同時に、また、他人の生に資するべく、人格的にもまた私財を介しても、最も信望の厚いもの、こうした人が最も富裕な人物である¹¹⁾。ラスキン・モリス等のこれらの職人芸や文化・芸術論は、いくつかの具体的な事例や社会的実践を通じて、人間的労働の諸相、その実現のあり方、さらに生活の豊かさや自己実現等によせて、きわめて示唆的な問題提起となっていると考えられる。

(3) 人間的諸能力の発達

自己実現や「生命」の問題は、人間的生活のそれぞれの段階で、どの程度の潜在的能力の開花、成熟の度合いがみられ、それが生活の内実にもどのように反映されるかに大きく依存する。自己実現は、こうした意欲と諸能力の相互的作用のもとで達せられる生活の質的拡充、人間発達の度合いなどと、裏腹の関係で展開されていく。自己実現や自己確立は、さまざまな社会的生活過程の諸分野において、人とひととの豊かな関係、人間的自由の問題などと強く結びついており、また人間の全面的発達とはこうした潜在的能力を含む諸能力の発達と不可分である。生産過程他に充当されるいわば直接的な労働をこえた、自由時間におけるより高次の「自由な活動」の拡充がこの視点からも重視される。本来の人間的労働が云々されるためには、労働が自律的で自由な活動となり、個性の発展を可能とするものでなくてはならない。人間

の社会的全存在を通して、人間的労働のあり方は、人びとの物象的な生活諸過程に具体的に表現されるのみならず、また文化的、意識的・精神的な生活諸過程のなかにもさまざまにかかわってくる。社会において、「豊かな性質と豊かな関連」¹²⁾をもつ人間の形成というとき、自己形成や人格の確立、自己認識や全面的発達の問題を抜きには考えられない。

人間的労働の問題視角は、二部門（生産部門・消費部門）を包括する経済の再生産過程の内実にかかわる本質的な問題にもつながってくる。人類の歴史的営為としての社会的生産過程の総体、本来の人間にふさわしい生活様式の総体、これらを客観的にとらえようとすれば、人間自身の本質や人間的労働それ自体、それらの対象化された物的な諸条件、地域社会や広範な生活諸相との関連性が問われてくる。そうした社会の物質的基盤としての経済構造とその上に立つ文化的な諸制度とのつながりの問題にも、人間的労働論の地平を展望した構造的把握が期待される。

III おわりに

人間的労働や消費生活の問題を、人間発達、人間的価値の豊かな実現という視点でとらえ、それを正面にすえてみると、「生命」そのもの＝富（ラスキン）と見る考え方や文化経済論的視点には、なお多くの学ぶべきものがある。高度な科学技術の発展や情報化の時代といわれる今日においても、いなそうであるからこそ、人間的労働そのものの基本的本性、その社会的なあり方や時代的変容の諸相に関する科学的な取り組みの強化がもとめられている。あらゆる分野に浸透する労働における協同性、熟練の問題をはじめ、さらに協業・分業・機械制大工業などの労働組織や生産編成の展開とのつながりなど、人間的労働の今日的な問題解明が必要となってくる。

近代化の進行とともに、大局的には、精神的富としての科学・芸術・諸思想・各種の知識と情

報、娯楽等を生産・伝達・享受する精神的な生活過程の各分野がしだいに分化し、多様化の傾向はいなめず、現実世界にはきわめて複雑で一挙には解決困難な諸問題が山積している。そうしたなかでも、真の人間的な豊かさ、最高の富と呼ばれるにふさわしいものは、人間的労働の多様な実現や全面的発達において他にいかなるものが考えられるであろうか。

社会における生産力を含む人間的諸能力のさらなる発展¹³⁾のためには、なによりも人びとのさまざまな能力の全面的発達が欠かせない。労働が人びとの社会的義務であるとすれば、その創造的資質、潜在能力を可能な限り発展させるということは本来、私事ではなく公共的な義務である。人びとの諸能力がいかに豊かに発達しているか、このことに一国の文化や豊かさのレベルが反映される。また、そこには社会の道徳性が示されている。こうした方向性を志向した人間的な生活のあり方を追究すること、ここにこそ人間発達論の主要な課題が横たわっているといつてよいであろう。

※ 本研究は、JSPS日本学術振興会「アジア・コア事業」の一部である。

注

- 1) 人間の合目的な生産活動の過程で、ある対象に働きかけ、それを獲得しながら、人間としての豊かな自己の能力や個性を実現させていくことは、経済学上の自己実現 Selbstbetätigung として重要な概念 (K. マルクス) である (自己実現, ブリタニカ国際大百科事典電子辞書)。たとえば, ein Produkt der praktischen Selbstbetätigung des Menschen (『経哲手稿』), die Verwandlung der Arbeit in Selbstbetätigung (『ドイツ・イデオロギー』) など, 参照。
- 2) 現代の労働の疎外状況に対して、より人間的なものを求めるべくすすめようとする方策や運動の思想が、「労働の人間化 humanization of work」として提起されている。1970年代ごろからヨーロッパ (ILO) を中心に、仕事のやりがいや働きやすい作業組織のあり方などをめぐり、労働者の職場生活の質的側面にかかわって、物理的作業条件の改善、賃金水準および制度の改善、労働保護、苦情処理制度、経営参加制度などが、取り上げられている。こうした流れにそってみられる、国際連合経済社会理事会 (2006年) の、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (第7条) の『公正で好ましい条件での仕事』, いわゆる

ディーセント・ワーク decent work に関する動きなども注目される。

- 3) 「自己の能力および潜在的な可能性、とくにだれにでもあって人のやる気や欲求〔の原因〕と考えられているもの、を実現させたりやり遂げたりすること」 (self - actualization Oxford Dictionary of English), また、「人間の欲求のうち最も高度であり、同時に最も人間的な欲求として、自己の内的欲求を社会生活において実現すること」 (同上, ブリタニカ国際大百科事典)。
- 4) J・ラスキンの価値論: 「価値がある valuable」ということは、「生命のために資する to avail towards life」ということであるとして、固有価値と有効価値とを峻別する。「固有価値 intrinsic value」はもの自体に備った本性, 「有効価値 effectual value」は消費過程における受容能力 acceptant capacity との相関で規定される。http://www.ourcivilisation.com/smartboard/shop/ruskinj/economy/wealth.htm (Wealth : From The Maintenance Of Life by John Ruskin) つまり、この論定は、固有価値 (= 使用価値) の生活過程における実現のあり方の問題に、強くかかわってくるといってよいであろう。
- 5) 生産と消費の過程においては、資材などの対象的条件のみでなく各種の人間の諸能力、学問・芸術等の文化的・精神的な客体 (富) とともに、食品の咀嚼、消化し摂取する能力なども必要である。主体面からいえば、生産するための能力と消費するための受容能力 (享受能力) は相即不離の関係にあり、情報を受け止め理解する力、書物を読むための識字力、理解力や判断力も欠かすことはできない。
- 6) 商品市場にあっては、労働力の価値という「本質的關係 wesentliches Verhältniß」は、労賃という「現象形態 Erscheinungsform」 (『マルクス・エンゲルス全集』23b, 702頁) へと擬制され、あたかも労働の対価として現象する。
- 7) William Morris (1834-96) Donald Rutherford ed., *The Biographical Dictionary of British Economists*, Thoemmes Continuum, 2004.
- 8) Arts and Crafts Movement (EVOLUTION OF STYLE), Britannica 2004.
- 9) Art and Socialism - Introduction By William Morris (Works | Biography | Chronology | Photos | Marxists Internet Archive) .
- 10) 'the possession of useful articles which we can use' Ruskin, John (1819-1900), http://www.bookrags.com/research/ruskin-john-18191900-eoph/ Encyclopedia of Philosophy Summary.
- 11) 'the quality of life', 'the true pleasure of life', 'an essential part of human well-being', 'love of Art', 'There is no wealth but life' John Ruskin, "UNTO

投稿論文

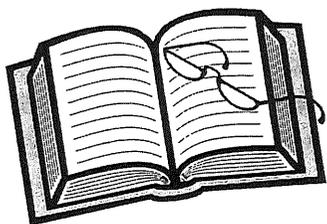
THIS LAST” (Written and First Published, 1860) ,
in The Complete Works of John Ruskin Vols. 17-19,
Tokyo, Japan, 1990, p.105.

- 12) 「自己目的」としての「人間の力の発展」は、「芸術、科学など」の「文化活動」(K・マルクス「経済学批判要綱」『資本論草稿集』第2分冊, 380頁, 490頁) を含む, 真に自由な活動によって可能となる。

「豊かな性質と豊かな関連をもつ人間」の形成 (同上, 第2分冊, 16頁)。

- 13) 「人間のすべての力そのものの発展の全体」であるのみならず, 「人間の本性という富の発展」(同上, 『資本論草稿集』第2分冊, 387頁, 同『剰余価値学説史』26-II, 143頁) につながる。

(さなか ただし 所員 広島大学名誉教授)



山田盛太郎『日本資本主義分析』 の誕生過程と全体構成

NAKANE Yasuhiro
中根 康裕

I 課題と限定

本稿の課題は、山田盛太郎『日本資本主義分析』（1934年初版、1977年岩波文庫版、1984年著作集版－引用は岩波文庫版により、以下『分析』と略す）の筆者なりの読み解き方を示すことにある。紙幅の制約上、ここでは（1）『分析』が山田の研究生涯におけるいかなる境遇の下で誕生したか【歴史的側面からの接近】、（2）『分析』はいかなる目的と方法を有し、各編の課題と相互関連はいかに構成されているか【理論的側面からの接近】、以上の二点に絞り略要を示す。

II 山田の『日本資本主義発達史講座』への参加と『分析』の誕生

山田盛太郎は往時、若い門下生を前に「学問は職業ではありません、使命です」¹⁾と言いつたが、この一言に山田の学問的生涯の真骨頂が示されている。その研究航路の一つの頂点に『日本資本主義分析』が位置していると言えよう。

山田は1897年に愛知県に生まれ、第一次世界大戦後の打ち続く恐慌期に東大経済学部を卒業、労働争議や小作争議が日本全国を覆う中で学究生活に入った。当時の日本は諸々の社会矛盾が一気

に噴出していた。山田は、“なぜ日本はこれほどに貧困が蔓延し好戦的なのか”と自問し、恐慌と争議が頻発し、ロシア革命への干渉戦争であるシベリヤ出兵が続く社会情勢の下、マルクス主義社会科学を自らの学問的立脚点として選び取り、『資本論』はもとより、ローザ・ルクセンブルク『資本蓄積論』²⁾やゲオルグ・ルカーチ『歴史と階級意識』³⁾など当時の国際的なマルクス主義理論戦線の成果を旺盛に吸収し、労働者・農民運動に積極的に関わる気鋭の若手研究者に成長する。しかし戦争に反対し民主主義を求める運動への弾圧は急激に強まり、山田は治安当局から合法紙『無産者新聞』への募金を当時非合法だった日本共産党への資金援助と強引に認定され、1930年、依願退職の形で勤務先の東大を追われた。『資本論』のかの章句に倣うなら“ここがロードス島だ、ここで跳べ”－山田は後退か飛躍かの選択を迫られたのである。ここで山田は退却せず、在野研究者として生きる決意を固め、大きな飛躍を遂げた。

時に山田は弱冠34歳、価値論や再生産表式論などそれまで蓄積して来た理論研究から180度旋回し、研き上げた理論のメスをもって汗と泥と硝煙の渦巻く現実分析に切り込んだ。そして治安維持法による“昭和の大獄”（小説『蟹工船』著者で共産党員作家の小林多喜二虐殺などに象徴）が

荒れ狂う中、野呂栄太郎らと共に自らの生存の「証し」⁴⁾とする決意で『日本資本主義発達史講座』(1932-33年初版、1982年岩波書店復刻版—以下『講座』と略す)に編集者兼執筆者として参加して行く。

後に山田はこの間の事情を顧みて、大学の中に在った時には「統計数字」や「現状分析に取り組むことは実におっくうであった」が、在野の身になってから「心のおき所がかわって」行き、とくに『再生産過程表式分析序論』(1931年10月刊行)の執筆後は『講座』論文に「何のわだかまりもなく力を注ぐことができた」⁵⁾と述懐している。まさに在野に身を置いた山田ならではの執筆し得た『講座』諸論文=『分析』原初稿であり、この意味で、山田の代表的著作である『分析』は、同時に山田の在野時代の代表作品でもある。

ここで『講座』編集首座にあった野呂は言う—日本資本主義の「危機からの活路」を「身をもって切り開かん」とする「多数読者」に「問題解決」の「鍵」⁶⁾を提供すべく『講座』を刊行すると。この目的を達成するため、「幕末・明治維新史」,「資本主義発達史」,「帝国主義日本の現状」の三部から成り、経済・政治・軍事・法律・思想・教育・文化・社会運動の全領域を網羅した文字通り一個の社会科学書として『講座』が編まれた。

野呂の問題意識と重なりながら当時の日本を「構造的な崩壊期」⁷⁾とつかみ、「構造揚棄の『必然性』と『条件』」⁸⁾の解明こそが中心課題であると見定めた山田は、日本が「満州事変」(1931年)で中国侵略の本格的な火ぶたを切り、「五・一五事件」(1932年)から「国際連盟脱退」(1933年)へ向かう中、1931年12月から1933年7月までのわずか1年半という驚異的な短期間で、『講座』の「内容見本」に要綱を寄せ、『講座』配本時の「月報」第四号に小論を載せ、そして『講座』の第1巻・第5巻・第7巻に計3本の論文を次々に発表し、その全てが『分析』の各部分を構成する原初稿となった【山田の『講座』発表諸論文と『分析』各編の照応関係の詳細は『分析』

「凡例1」を参照】。それは『講座』執筆者たちとの「共同研究会」を経て生み出された⁹⁾ 集団的討究の成果【補論参照】でもあり、時代の「限界状況」と「若さ」¹⁰⁾が生み出した一途な作品群であった。そして1934年早春、山田はこれら原初稿を統一した単著として、「序言」「凡例」「年表」「事項索引」「統計索引」を付加した上で『分析』を刊行し、その結びで、日本資本主義は「生産力の発達に対して桎梏化した。それは生産力の内規定的な要素によって照明せられる。それがプロレタリアートである」¹¹⁾と言い切った。そこには侵略戦争の深まりという厚い暗雲を貫いて未来を見透そうとする変革の確信がある。まさしく『分析』は変革の経済学として誕生した。

【補論】

『講座』共同研究会の共有的到達点と『分析』

『講座』の刊行に当たっては、1931年「8月末～9月初旬」から「約半年間」かつ「毎週1回以上」という濃密な頻度で『講座』執筆者たちによる共同研究会が続けられた(『講座』月報1号、初出1932年、復刻版『講座』「別冊2」4頁)が、山田もまた同年「10月」以降「研究会に参加」(『著作集』2巻、215頁)合流している。初めての「新しい研究分野」(大石嘉一郎「『日本資本主義発達史講座』刊行事情」,復刻版『講座』「別冊1」,28頁)に挑む山田が、わずか半年から1年半ほどの期間で『分析』原初稿となる『講座』各論文を執筆するに際して、この共同研究会は大きな意義を持ったと思われるが、『分析』と『講座』同僚論文との間で日本資本主義の特質理解に関する主要論点の対照を行うと、『講座』共同研究会の共有的到達点が浮かび上がる。

例えば、日本資本主義の発達に占める国家主導型の軍事工業の地位について、『分析』では陸海「軍事工廠における技術的世界水準準駕=自足完了」への「迫進」=追進こそが、日本での資本主義的生産への「旋回」運動の「推進的起動力」であると捉えられ、「軍事機構=キイ産業」(山田、122-123頁)とされている。この点を対照すると、

風早八十二「財政史」(『講座』第1回配本)においても、日本では「軽工業そのものが未だ地に足をつけるに至らない前」から欧米列強との対抗上、重工業が「軍事工業としてのみはじめて成立」し、「新生産力の発展の契機」としての「キイ産業」(風早, 12頁)になったと把握されており、『分析』と極めて近い理解がなされている。

また、日本資本主義の発達における労働者の低賃金と農民の高率小作料の相互関連について。『分析』では「半隷農的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃銀との合計」で「ミゼラブルな一家を支える」極めて低い生活水準での労働力の再生産「関係」の成立こそが、日本資本主義の「興隆の絶対要件」(山田, 89頁)とされている。この点を対照すると小林良正「交通機関の発達と内外市場の形成(下)」(『講座』第3回配本)においても、日本では「半封建的零細耕作農業」が「マニファクチュア=家内工業」形態を主とする繊維産業での賃労働による収入との「抱合」によって「辛くも、その惨めな生計を立」(小林, 4頁)てると把握されており、『分析』と極めて近い理解がなされている。

さらに、日本資本主義の発達に占める植民地の位置づけについて。『分析』では「軍器素材=労働手段素材」である「鉄の強力的確保」(山田, 144頁)の面と「紡績業興隆の基礎的条件」である「朝鮮市場独占および中国長江開市」(山田, 48頁)の面、つまり生産原料と商品市場の確保という二重の意味において植民地の侵略・確保は不可欠であり、「植民圏確保」(山田, 199頁)をまっぴら日本資本主義は構造的確立をみるとされている。この点を対照すると、大塚金之助・渡邊謙吉「資本蓄積と経済恐慌」(『講座』第2回配本)においても、日本資本主義は「国外市場と国外原料資源」を確保して「産業資本を確立」させるために「帝国主義的な植民地を必要」(大塚・渡邊, 50頁)としたと把握されており、ここでも『分析』と極めて近い理解がなされている。

以上、日本資本主義の特質理解に関して若干の対照を行ったが、そこからは、これらの特質理解

は『講座』共同研究会の共有的到達点であり、山田も共同研究会参加者の一人としてそこから多くを『分析』へと結実させた歴史的起点であることがうかがえる。山田が初めての現状分析に臨むに当たり、共同研究会は極めて大きな意義を持ったと言える。

Ⅲ 『分析』の目的と方法ならびに各編の課題と相互関連

(1) 『分析』の目的と方法

こうして誕生した『分析』の目的は「序言」の冒頭に端的に記されている。すなわち、日本資本主義の「基本構造=対抗・展望」¹²⁾(=軍事的半農奴制的組み立てを持った構造とそこでの階級闘争・変革展望)を「示す」ことである。

そして、当代(=1930年代初頭)の危機分析と変革展望を確定するという目的に適う「再生産論」の「具体化」¹³⁾こそ、日本資本主義確立を意味する、「生産手段生産部門と消費資料生産部門との総括」である「社会的総資本」の「再生産軌道への定置」¹⁴⁾が「終局的に決定」される「産業資本確立」期分析に「力点」¹⁵⁾を置く方法である。

この、当代の根本問題を解明するという『分析』の立脚点への注意は、山田自身が幾度も明示している。すなわち「凡例」で、『分析』を簡「便」に理解するためには、最初に「序言」・「年表」・「索引(事項索引・統計索引)」と「対照」させながら第1編末の「付注」と第2編末の「後輯」に目を通すことが必要であると明記¹⁶⁾されているが、その指示箇所である「付注」(=第1編執筆のための「準備的要綱の一節」¹⁷⁾)では「階級分化」の「急速な進行」に伴う当代の「階級対抗」を「分析」として記されている¹⁸⁾。同じく、もう一つの指示箇所である「後輯」(=第2編執筆「進行中」の「一着想」¹⁹⁾)でも当代の「現実」が山田自身に「押し付け」て来る「構造揚棄の『必然性』と『条件』」の解明を自らの主要課題とする立場が強調されている。そして、構

造揚棄が求められる時期である以上、日本資本主義の特質を最終的に確定する必要があるとする観点から、その「範疇的」特質（＝資本主義確立と半農奴制的零細耕作農業の組み合わせ）と「段階的」特質（＝資本主義確立と帝国主義転化の同時性）という二つの「基本視角」に要約される「全構造的な把握」の視角が提示されている²⁰⁾。

この、当代の危機分析の基準を確定する要として産業資本確立期分析に力点を置くという日本資本主義把握における「とらえ返し」²¹⁾の方法上の独自性をつかむことは、『分析』を読み解く決定的な鍵である。いわば二つの基本視角の凝集点として産業資本確立過程を規定する方法が採用されており、従って『分析』は産業資本確立期の説明それ自体を最終目的としておらず、山田が直面する当代の危機分析の基準を定めるために産業資本確立期を分析しているのである。山田自身が再三、産業資本確立過程を規定することを問題把握の要と強調する理由はここにあり、この山田『分析』における時代認識・問題設定・把握方法の間の関連をつかむことは『分析』を読み解く第一の必須条件となる。

(2) 『分析』各編の課題と相互関連

次に第1・第2・第3編それぞれの課題と相互関連を検討し、『分析』の構成を素描する。

まず、第1編「生産旋回＝編成替え」。ここでは「統計的検討」を通じて日本における資本主義的生産・搾取関係への転回（「生産旋回」）過程を「典型的に示」している「最も顕著」な「産業部門」²²⁾とされた、「衣料生産」部門の生産「諸形態」分析²³⁾を行い、消費資料生産部門の指標である綿・絹二系列の繊維産業部門と、半農奴制的零細耕作農業との関連の析出を通じ、そこでの生産・搾取関係の「諸範疇」²⁴⁾を検出する。その上で、それが全ての産業部門にも共通して現れる日本資本主義に特有の搾取関係（諸々の搾取「型」²⁵⁾）であると総括し、「繊維工場の女工『五十万人』中最低限『九千人』が年々死亡し、その内結核病でのもの『六千三百人』に上る」²⁶⁾（戦前型「過

労死」の典型－筆者）ほどの「労働力」の「濫用」²⁷⁾を基調とする強搾取とその下での労働力再生産の条件、つまりは日本資本主義興隆の「絶対要件」（【補論参照】）を確定することが、第一の課題となる。いわば、『生産・搾取関係の再生産』の説明を第一の課題としている。決して衣料生産部門あるいは消費資料生産部門それ自体の説明を最終課題としているのではないことに注意すべきである。

続けてただちに第一次大戦中の経済的躍進と戦後の打ち続く恐慌がもたらした日本資本主義の「構造的変化」²⁸⁾の検討に移り、先に確定された「興隆の絶対要件」を基準にすえ、この構造的変化を先の興隆条件の「結帯」の「解体」²⁹⁾過程、すなわち日本資本主義を存立させている生産・搾取関係の解体（「型の分解」³⁰⁾）過程として位置づけ、支配階級による搾取も被搾取階級の生活も共にその維持が困難になる、危機の客観的基礎（「一般的危機の前提条件」³¹⁾）として確定することが、第二の課題となる。ここで、「型」の析出に力点が置かれるのは当代の構造的変化を「型の分解」としてとらえ返すためであるという、山田における当代との理論的対決の貫徹に注目すべきである。

次に、第2編「旋回基軸」。ここでは日本における資本主義的生産・搾取関係への転回の「全運動の基軸」³²⁾＝「推進的起動力」の役割を担う、兵器生産部門とそれへの原料供給を中心とする生産手段生産部門（「軍事機構＝キイ産業」）の発達諸形態分析³³⁾を行い、生産手段生産部門の指標である製鉄・工作機械を双極とする金属・機械器具産業部門と、官僚政府直轄の兵器生産部門との関連の析出を通じ、そこに内在する「諸制約」³⁴⁾（「軍事の、生産に対する優位」という「顛倒的矛盾」³⁵⁾に集約的に表現）を検出する。その上で、それが全ての産業部門にも「適応的な矛盾」³⁶⁾の形で貫かれる日本資本主義に特有の基本矛盾（「生産機構の基幹部門の脆弱性」³⁷⁾）であると総括する。すなわち、生産手段生産部門も消費資料生産部門も共に「生産原料と商品市場確保の両

面から『植民圏確保』の衝動を内包³⁸⁾し、その確保実現を不可欠【補論参照】とし、産業資本確立と「帝国主義転化」が「同時的」³⁹⁾であるという早熟性ゆえ、却って「労働手段もまた軍事工廠内で生産」されざるを得ないほどの「一般的な生産低位」⁴⁰⁾がもたらされ、半奴隷的賃金労働者を生命消尽的に搾取する関係上、「技術的進歩は阻止」され、二大花形産業である「紡績業用の労働手段」は「ほとんど国内生産されずに」輸入に依存し、「製糸業用の労働手段」も「手工的」段階に止まり、ついに「一般の金属工業＝機械器具工業の発達は阻害」されるに至るといふ、生産手段生産部門と消費資料生産部門の間の内的連結の薄弱性⁴¹⁾へと総括する。こうして日本資本主義を貫く構造的矛盾を確定することが、第一の課題となる。いわば、第1編で解明された生産・搾取関係を貫く《生産力展開に内包される矛盾の再生産》の解明を第一の課題としている。決して兵器生産部門あるいは生産手段生産部門（兵器生産部門との関連における）それ自体の解明を最終課題としているのではないことに注意すべきである。

続けてただちに、第1編の分析を経て日本資本主義の存立条件の解体過程としてつかみ返された「構造的変化」の中で、訓練・結合・闘争（「陶冶」・「序列」・「集成」⁴²⁾）する労働者の産業別・職種別・地帯別の配置と変革主体としての成長過程の検討⁴³⁾に移り、先に確定された「機構の脆弱性」を基準にすえ、その下での変革主体の不均質な具体的配置と最も戦闘的（「質量的」⁴⁴⁾な部分の集積位置を析出する。すなわち、「旋盤工」を「枢軸」⁴⁵⁾に最も戦闘的な労働者群として軍事機構＝キイ産業そのものによって訓練・結合される「キイ」労働者群⁴⁶⁾と、植民地的な低賃金と生命消尽的労働条件の下に置かれた半奴隷的な女工労働者群⁴⁷⁾と、一層の酷使を受ける「朝鮮人」と「中国の苦力」との植民地労働者群⁴⁸⁾と、そして、先の「型の分解」下に、支配的イデオロギーである忠・孝「二重の基礎原理」⁴⁹⁾の呪縛から解放された半隷農的零細耕作農民との

「統合」⁵⁰⁾＝労農同盟が展望され、さらに“軍服を着た農民”である「兵士」との連帯もが視野（「竹橋騒動（兵士）」⁵¹⁾と敢えて記述）に入れられ、労農（兵）同盟として、絶対主義的天皇制の下で「半隷農制的現物年貢取得者」である寄生地主と抱合する「日本型ブルジョアジー」⁵²⁾の支配を打破する主体的基礎条件（「客観的作用遂展者結集の一般的条件」⁵³⁾）を確定することが、第二の課題となる。ここで、「矛盾」の析出に力点が置かれるのは当代の変革主体の不均質な具体的配置を析出するためであるという、山田における当代との理論的対決の貫徹に注目すべきである。

こうして第1・2両編の全てが「総括」された後、端的に、生産力展開の矛盾深化と搾取関係の至烈化の両面から、当代の日本資本主義に審判を下すことが第2編の第三の課題となる。すなわち危機下に強行される「日本型合理化」の進行は「労働貴族層の地盤壊壤」をもたらし⁵⁴⁾、同時に第一次世界大戦が示した「歴大なる規模での動員と新兵器」＝総力戦の到来に迫られて「一個の至上命令」となる体制的「再編成」も、機構に「内包」された基本矛盾の拡大再生産（「応当的再生産」）過程として確定される⁵⁵⁾。そして、『農奴制度の野蛮的』過酷の上に『過度労働の文明的』過酷を「累加」する典型である軍事的半農奴制的日本資本主義の歴史的限界を正面から衝く「歴史の法則」⁵⁶⁾が『分析』の最後の言葉となる。

まさに山田が再三、第1編と第2編を「合体」⁵⁷⁾させて「相互規定的」⁵⁸⁾に理解する必要性を強調する理由はここにあり、危機の把握を生産力と生産関係の「内的連繫」⁵⁹⁾の下に行うという一貫的視座をつかむことが、『分析』を読み解くための今一つの決定的鍵である。それによって初めて日本資本主義の「軍事的半農奴制的」な「性質」の「秘密」が暴露され得るのであり、第1・2両編は「内容上」両者あいまって「ひとつの論文」⁶⁰⁾になるように構成されているのである。以上、『分析』の中心は第1・2両編であり、「基本構造＝対抗・展望」を示すという『分析』の目

的に照らせば、第2編が主編と位置づけられる⁶¹⁾という第1・2両編間の関連をつかむことは『分析』を読み解く第二の必須条件となる。

この全体関係の下で、第3編「基柢」は明治維新変革における「地租改正」基調の分析に問題を絞り、日本資本主義の生成と「相互規定的」な「創出」をみた「土地所有」関係およびその下での「零細農耕」を分析⁶²⁾し、その「性質」⁶³⁾と「形態」⁶⁴⁾を、明治維新変革の最重要課題である「軍事機構＝キイ産業体制」構築の財政的「基礎」として、また半奴隷的賃金労働者と半隷農的零細耕作農民という労働力「供給源」として、「公力」＝国家強力を中心とする「経済外的強制」により確保された総収穫高の「三四%の地租徴収と六八%の地代徴収」の二層からなる「全剰余労働吸収の地代範疇」に表現される「寄生地主的特質の半封建的土地所有」成立下の「半農奴制的零細耕作」⁶⁵⁾農業として析出することが課題となる。いわば第3編は、第1・2編での日本資本主義の構造分析を土地所有分析によって裏打ちする位置にある。

以上、これら各編が担う課題と、各編相互の関連についての比重正しい把握は『分析』を読み解く際に不可欠となる。

IV 結語

以上、本稿では、(1)山田が在野の身となることを決断することを契機に大きな意識的飛躍を遂げ、(2)その上で『講座』共同研究会の集団的な討究に参加・合流し、そこから多くの成果を撰取したことが、『分析』の誕生に不可欠の条件であることを示した。

同時に、『分析』は山田の独創的方法が結晶した作品であることを、(3)「一般的危機」期の根本的究明という当代の課題のために、それを把握する基準として「産業資本確立」期分析に力点を置く「とらえ返し」の方法、(4)《生産・搾取関係の再生産》分析に力点を置く第1編「生産旋回＝編成替え」とそれを貫く《生産力展開に内包さ

れる矛盾の再生産》および変革主体の所在の分析に力点を置く第2編「旋回基軸」の「合体的」な構成方法、以上の二点に要約して略述した。

より立ち入った展開はこれを他日に期し、経済学に留まらず日本社会科学全体の古典と言ひ得る『分析』を、等身大の一著として読み解こうとする際、上述した四点は常に念頭に置かれるべき道標であることを強調して稿を結びたい。(2013年9月23日脱稿—『分析』刊行80周年を前に—)

注

- 1) 吉原泰助「箴言」(『山田盛太郎著作集』「月報2」, 1984年, 岩波書店), 11頁。
- 2) 山田「再生産演習参考資料I(未定稿)」(『著作集』別巻, 1985年, 初出1929年)参照。
- 3) 山田「唯物弁証法後記」(『著作集』1巻, 1983年, 初出1926年)参照。
- 4) 南克巳「文庫版への解説」(『分析』岩波文庫版, 1977年), 280頁。
- 5) 山田『著作集』2巻, 1984年, 213頁。
- 6) 野呂栄太郎「『日本資本主義発達史講座』趣意書」(復刻版『講座』「別冊1」, 初出1932年)。
- 7) 山田『日本資本主義分析』文庫版26頁, 以下同書からの引用は単に頁数のみ記す。
- 8) 山田, 214頁。
- 9) 中根康裕「山田盛太郎『日本資本主義分析』の起點」(『政経研究』75号, 2000年)129-130頁。
- 10) 南, 同上, 280頁。
- 11) 山田, 214頁。
- 12) 山田, 7頁。
- 13) 山田, 7頁。
- 14) 山田, 31-32頁。
- 15) 山田, 7頁。
- 16) 山田, 12頁。
- 17) 山田, 11頁。
- 18) 山田, 90-91頁。
- 19) 山田, 11頁。
- 20) 山田, 214-221頁。
- 21) 大島雄一「『日本資本主義分析』の軌跡」(『土地制度史学』94号, 1982年), 15頁。

- 22) 山田, 28-29 頁。
- 23) 山田, 34 頁以下。
- 24) 山田, 72-74 頁。
- 25) 山田, 74-77 頁。
- 26) 山田, 47 頁。
- 27) マルクス『資本論』第 1 巻, 新日本出版社新書版, 979-980 頁。
- 28) 山田, 9 頁他。
- 29) 山田, 89 頁。
- 30) 山田, 77-86 頁。
- 31) 山田, 77 頁他。
- 32) 山田, 26 頁。
- 33) 山田, 122-169 頁。
- 34) 山田, 128 頁他。
- 35) 山田, 127 頁他。
- 36) 山田, 170 頁。
- 37) 山田, 168 頁他。
- 38) 中根康裕「山田盛太郎『日本資本主義分析』の「段階的」媒介環」(福島大学『商学論集』71 巻 1 号, 2002 年) 47 頁。
- 39) 山田, 200 頁他。
- 40) 山田, 127 頁。
- 41) 山田, 164-166 頁。
- 42) 山田, 172-175 頁他。
- 43) 山田, 171 頁以下。
- 44) 山田, 171 頁他。
- 45) 山田, 194-196 頁。
- 46) 山田, 171 頁他。
- 47) 山田, 196-197 頁他。
- 48) 山田, 186-187 頁他。
- 49) 山田, 170 頁他。
- 50) 山田, 197 頁他。
- 51) 山田, 269 頁(「年表」内)。
- 52) 山田, 170 頁。
- 53) 山田, 121 頁。
- 54) 山田, 209-213 頁。
- 55) 山田, 206-207 頁。
- 56) 山田, 213-214 頁。
- 57) 山田, 33 頁。
- 58) 山田, 121 頁。
- 59) 山田『再生産過程表式分析序論』(『著作集』1 巻, 1983 年, 初出 1931 年) 80 頁。
- 60) 中根康裕「山田盛太郎『日本資本主義分析』の原像」(『経済科学通信』90 号, 1999 年) 49-51 頁。
- 61) 中根康裕「山田盛太郎『日本資本主義分析』第二編「旋回基軸」の基本性格」(『専修大学社会科学研究所月報』594 号, 2012 年) 37 頁。
- 62) 山田, 225 頁以下。
- 63) 山田, 226-250 頁。
- 64) 山田, 250-260 頁。
- 65) 山田, 236-237 頁。
- (なかね やすひろ 所員
法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員)

小貫雅男・伊藤恵子著

『グローバル市場原理に抗する静かなるレボリューション —自然循環型共生社会への道—』

御茶の水書房 2013年6月 本体価格 3,800円+税



I 魅力的な「菜園家族」構想

「菜園家族」は魅力的な社会構想である。本書の「はしがき-解題にかえて」に著者の思いと問題意識が記されている。「資本主義経済固有の不確実性と投機性、底知れぬ不安定性、とりわけ人間の飽くなき欲望の究極の化身とも言うべき、今日の市場原理至上主義『拡大成長路線』と欺瞞性。そして何よりも目に余る不公正と非人間性、その残虐性は、いずれ克服されなければならない」。そのためには、「18世紀イギリス産業革命以来、二百数十年にわたって拘泥してきたものの見方、考え方を支配する認識の枠組み、つまり近代の既成パラダイムを根底から転換させなければならない」。

パラダイム転換の哲理は、「大地への回帰」である。なぜなら、「大地から引き離され、根なし草同然となった現代賃金労働者は、自然からますます乖離し、自らがつくり出した社会の制御能力を喪失し、絶えず生活の不安に怯えているからだ」。

本書によれば、「菜園家族」とは、人々は週のうち二日間だけ「従来型の仕事」、つまり民間の企業や国または地方の公的機関の職場に勤務する。そして、残りの五日間は、暮らしの基礎である「菜園」での栽培や手づくりの加工の仕事をして生活するか、あるいは商業や手工業、サービス業など非農業生産部門の自営業を営む。週のこの五日間は、三世代の家族構成員が力を合わせ、それぞれの年齢や経験に応じて個性を発揮しつつ、自家の生産活動や家業に勤しむと同時に、ゆとりのある育児、子どもの教育、風土に根ざした文化芸術活動、スポーツ・娯楽など、自由自在に人間らしい豊かな創造活動にも携わる²⁾。

「菜園家族」構想によるこの社会の特徴は、大きく三つのセクターから成り立つ複合社会である。第1は、きわめて厳格に規制され調整された資本主義セクターである。

第2は、週休五日制のワークシェアリングによる三世代「菜園家族」を主体に、その他「匠・商基盤」の自営業を含む家族経営小セクターである。

第3は、国や都道府県・市町村の行政官庁、教育・文化・医療・社会福祉等の国立機関、その他の公共性の高い事業機関やNPOや協同組合などからなる公共セクターである。「菜園家族」構想は、戦後高度経済成長の過程で衰退した家族と、森と海を結ぶ流域地域圏を一体的に蘇らせ、農山漁村の過疎高齢化と都市平野部の過密を同時に解消し、「菜園家族」を基調とする抗市場免疫の自律的世界、すなわち自然循環型共生の地域社会を国土全体にバランスよく構築することをめざしている。

マルクスは、その著「ドイツ・イデオロギー」で、精神的労働と肉体的労働の分割は、都市と農村の分離であり、さらに資本と土地所有との分離にあったことを指摘した。またハワードは、その著「田園都市」において、失業や高家賃、自然が失われ生活環境が悪化する都市問題を解決すべく、都市の経済的メリットと農村の自然環境とを結合した「都市と農村の結婚」による田園都市を創ろうとした。ある意味で「菜園家族」は、マルクスやハワードの問題意識を継承しながら、問題を克服する一つの方向性を提起したといえるであろう。なぜなら「菜園家族」は、資本の本源的蓄積によって暴力的に「大地から切り離され、自立の基盤を失った賃金労働者」が、大地とつながり、家族、コミュニティの再生による「人間復活の高度自然社会」を目指す構想であるからだ。

II 「菜園家族」構想の問題と課題

問題は、「菜園家族」構想を実現する主体がいかにして形成されるのか、という点である。以下では、「菜園家族」構想を発展させるべく、筆者の試論を述べさせていただく。確かに「菜園家族」は、「市場原理に抗する免疫的自律世界」と「大地に根ざした精神性豊かな生活世界を創造」する可能性を秘めている。だが「大地から切り離された賃金労働者」が失ったものとは、大地(自然)だけでなく、何百年、何千年もの間に築かれてきた、人と人、人と大地(自然)との付き合いの作法であり、自然と風土、地域の生活に根ざして培われてきた伝統的英知、すなわち良き文化的伝統と習慣ではなかろうか。

仏教経済学を提唱したE.F. シューマッハによれば、現代の危機は、人間にとっての二人の教師を見捨ててしまっていることにある。一人は生きたままの自然である。都市の文化は自然のシステムと絶縁してしまっている。もう一人の教師は伝統の価値観であり、それは人類にとっての伝統の英知であって、われわれが客観的科学とか称するとてもない代物を採用することによって拒否してしまった価値観なのである¹⁾。私たちの社会や、一人ひとりの可能性と持続性は、良き文化的伝統と習慣の再生によっているのだ。

伝統の英知とは、人類の英知を結集した成果である日本国憲法に見出すことが出来る。なぜなら現憲法は、フランス人権宣言、アメリカ独立宣言、ワイマール憲法など、西欧の「個人の尊重」と人権、民主主義の思想を継承しているからだ。また、多くの犠牲者を出した太平洋戦争の恐怖と欠乏、核兵器によるヒロシマ・ナガサキの悲劇の反省、恐慌から自由になるためのニューディールなどの経験をもとに創られているからだ。だからこそ本書も、日本国憲法の「平和主義」、「基本的人権の尊重」、「主権在民」の三原則の精神に、いのちを吹き込むには、新しい人間の生き方「菜園家族」の道を選び誠実に歩むことであると述べるのである。

特に強調したいのは、「菜園家族」構想を実現するためには、各地域の良き文化的伝統を発掘し、継承し、今に生かし再生させる取り組みが求められているのではないのか、という点である。憲法を人々の暮らしと地域の再生に生かすには、先人のすぐれた思想と実践、すなわち「生活の知恵」から学ぶことが必要である。世界が生んだ偉大な思想家であり実践家でもあった釈尊は、「阿含経典」の「城邑」（まち）のなかで次のように語っている。正覚者への道は、過去の正覚者がたどった古道、古径のなかにあり、この道はもともとあったもので、自分はそれを再発見しただけであるという。それは例えてみれば、道なき道の林をさ迷い歩中、ふと、古人のたどった古道を発見し、その道を進みて古い城邑（まち）を発見したようなものである。釈尊の「古道」とは、その地域における先人の生活の知恵を指す。釈尊の発見した思想は、人類史上稀有なものであるが、彼が暮らした地域の伝統や宗教、文化から大きな影響を受けていることも確かであろう²⁾。

「生活の知恵」とは、人間が生きていくための art ともいべき技法のことで、自然・宇宙と調和し、他者や異文化、動物、草木などと共に生きる知恵である。この知恵は、たとえば天台密教の中で生まれた「天台本覚論」の「山川草木悉皆成仏」に見出せる。それは、人間ばかりかすべての生きとし生けるもの、山や川のような無機物に至るまで仏になることができるという思想であ

る³⁾。

この思想は、日本に仏教が伝来して以来、日本の神と仏教とが交わり、習合して創造されたものである。仏教は、日本の文化や風土に受容され融合されつつ、それぞれの時代に影響されつつ新たな思想を育ててきた。もともと古代の日本人は、山、川、巨石、巨木、動物、植物などといった自然物や、火、雨、風、雷などといった自然現象の中に霊や神を感じ見出していた。伝統的英知は、仏教と触れ合う事で、人間が成仏できるように、人間につながる他の一切のものが成仏できるとする「天台本覚論」が創造された。

このような先人の生活の知恵は、たとえば田中正造（1841年生まれ、1913年死亡）の思想と実践の中にも現れている。田中正造は、日本における公害問題の原点ともいえる足尾鉍毒事件に立ち向かった実践的思想家であった。田中正造の思想の根底には、第1に、「我常に語るに、世界人類はもちろん、鳥獣虫魚山川草樹、およそ天地間の動植物は、何一つとして我に教えざるなければ、これ皆我が良師なり」（1909年8月27日の日記）と記しているように、世界の人びとや鳥、魚、虫、木などから謙虚に学び、共に生きていく「生活の知恵」がある。第2に、「人は天地の間に生まれたので、土地を離れて生活のあろうはずが無い」（『海陸軍全廃』1908年4月5日の演説）と述べ、生命と生活の源が天と地（土地）にあることを深く理解していた。だからこそ、農民の「子々孫々に伝えるために天から土地を一時的に預かっている」という伝統的な感覚も、先祖代々、大地に根ざした生活、伝統から由来するものであった⁴⁾。

田中正造によれば、鉍毒が垂れ流された渡良瀬川は、古来からこの地域で暮らす人々の生命と生活を支え天産をもたらしてきた。渡良瀬川は、①田圃を灌漑し土地を肥やし、②絹綿の洗染に適し機業を発達させ、③水車の動力、飲料、運輸の便となり、④野菜、魚、虫、貝、水鳥の生育の場となった。そして渡良瀬川の中に挿んで発達してきた桐生、足利、太田、館林、佐野、藤岡などの都市も、古来渡良瀬川本支流の水運と近傍村落を以て成立の基礎としていた。これらの都市は、付近村落の農家を顧客とし、農家の為にその需用品を供給し、またその生産品を吸収して、集散に貨殖し、漸次発達進化した。然るに第一の顧客と頼みし付近の村落は、鉍毒の為にその生産力を奪われ、総ての農産、副産、水産等の生業は減少し、遂に村落の疲弊と共に、都市が衰退していく⁵⁾。

つまり古来から、日本人の生命と生活は、農村によって支えられ、その農村を基盤として都市が生まれ発達してきた。それゆえ、農村を破壊することは野蛮国によることである。真の文明国になるには、足尾銅山の事業所

を閉鎖し、農村を再生させることである。このような趣旨のことを、2014年1月18日放映されたNHKテレビ「足尾から来た女」で、百軒の家を首都東京に、一軒の家を渡良瀬川の谷中村に例えて、田中正造に次のように語らせている。「百軒の家のために一軒の家を殺すのは野蛮国だ。まちのために村をつぶすのも野蛮国だ。なぜ野蛮か。都をつくったのは町なんだ。町をつくったのは村なんだ。百軒の家も一軒の家から始まったんだ。その一軒を殺す都は、おのれの首を絞めるようなものだ。そんなことをする野蛮国は必ず滅びる」。

田中は、古河財閥による足尾鉾山の鉾毒によって、農業、漁業などの生業や生存権、財産権、自治権を奪う政治を、「今文明ハ虚偽虚飾なり、私欲なり、露骨の強欲なり」と批判した。「強欲な文明」の登場は、「古来の文明を野蛮ニ回らした結果であった」。

田中によれば、近代文明によって野蛮とされた古来の文明は、人為によらない「天地」や「天然」とともに生きる「公共協力相愛の生活」による村の自治であった。正造のこの自然観は、自然と作為を対立的にみる近代啓蒙主義的な自然観とは根本的に異なるものであった。それは、官主導で上から一方的に自然を搾取して経済開発を進めようとした政府に対抗する「民のエコロジカルな公共哲学」であった。それゆえ田中は、「真の文明ハ山を荒さず、川を荒さず、村を破らず、人を殺さざるべし」と本来の文明のあり方を洞察したのだった⁶⁾。

田中によれば、古来の文明社会においては、「名主は村内百姓の公選に依りて挙げられ、これに村内一切の公務を委ね且非常の権力を授けて、村費臨時費の徴収及び支払等悉くその意に一任し以てこれが決算報告をなさしむるに過ぎず」⁷⁾という「自治的好慣例」が形造られていた。だが「幕末期の領主経済の窮乏化を背景に、領主による領民収奪の強化とそのための百姓分断策として、今まで公選されていた名主をはじめ村役人を領主が上から任命、罷免、休役などに処した」⁸⁾。田中正造は、このような幕末期の領主権力の腐敗と収奪強化、自治的村落秩序の破壊に対し、正直、勤勉、節儉といった民衆道徳を拠り所に抵抗したのであった。

また田中は、「日露開戦への足音の高まる1903年、日本はじめての非戦争論を唱え、世界の軍備廃絶を訴えた。世界史の帝国主義突入段階において、田中は帝国主義列強の領土・経済再分割に呼応する日本の対ロシア・満州侵略政策の推進-満州問題を煽動する大倉・古河・三井・三菱・浅野ら財閥資本の特質を明確に捉えていた。しかも軍備こそは、彼ら資本の帝国主義的化身であった。国家権力によって破壊・亡滅させられようとする谷中村に住みつくことは、相手の国家を否定し返し、国家以前の権利-生存権と自治権を主張して、国家権力

と対峙することであった」⁹⁾。

自然は、人々に恩恵をもたらすとともに、時には人々に危害を及ぼす。また人間が形成する社会も、そのありようによっては人々に災厄をもたらす。そのため人々は、知識結という形でつながり合いながら、生命や生活の危険と向き合いつつ、互いに学びあい育ちあう「人間発達の知識結」という生活の知恵を創り出す。田中正造も「智識あるものは智識を他人に恵めよ。足手あるものは足手を寄付せよ。金銭あるもまた同じ。かく互いに長短補足して一致漸くなる」(1909年11月11日)と述べ、行基の「知識結」と同様の趣旨の主張をしている。いうまでもなく知識結とは、人々が資財、労働力、技能等を提供し、協力して民衆救済事業、福祉、医療、建築、土木などを行う団体を意味していた。田中は、「人間発達の知識結」を「公共協力相愛の生活」という言葉で表現し村の自治やコミュニティの重要性を強調した。それは、ある意味で、歴史の中で権力者や強者、勝者によって無視され葬り去られようとした伝統的英知といえるかもしれない。

Ⅲ 伝統的英知と「菜園家族」の展望

田中正造は、日本人の生命と生活は、農村によってつくられ支えられ、その農村を基盤として都市が生まれ発達してきたことを強調した。それゆえ、農村を破壊することは野蛮国のすることであった。ある意味で「菜園家族」構想は、田中正造の思想や実践など日本の伝統的英知を継承しているのかもしれない。重要なのは、それを現代に生かし再生させる力量を有する人材が求められていることである。それは、お互いが学びあい育ちあう「人間発達の知識結」を再生させる、貧困と格差、長時間過密労働、過労死、過疎と過密など文明の病理を根絶する実践知から創り出されるのであろう。

注

- 1) E.F. シューマッハ『宴のあとの経済学』長須一二監訳、筑摩書房、2011年、184頁。
- 2) 『阿含経典』訳者増谷文雄、筑摩書房、1979年、釈徹宗「仏教入門」週刊朝日百科『仏教を歩く』朝日新聞出版、No.1、2013年。
- 3) 池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店、2003年、15頁。梅原猛『梅原猛の「歎異抄」入門』PHP新書、2004年、32頁。武田鏡村『仏教-〈不安〉の時代の羅針盤』新曜社、1987年、153頁、189頁。
- 4) 小松裕『真の文明は人を殺さず-田中正造の言葉に学ぶ明日の日本』小学館、2011年、124-125頁、142-145頁。
- 5) 田中正造「足尾鉾毒問題」『警世』第22号、1901

- 年9月25日、由井正臣・小松裕編『田中正造文集 (一) 鉍毒と政治』岩波書店、2004年、280-282頁。
- 6) 1912年6月17日の日記『田中正造全集 第13巻』岩波書店、1977年、260頁。山脇直司『公共哲学とは何か』筑摩書房、2004年、98-100頁。
- 7) 田中正造全集編纂会『田中正造全集第1巻』岩波書店、1977年、13頁。

- 8) 由井正臣の解説、由井正臣・小松裕『田中正造文集 (一) 鉍毒と政治』岩波書店、2004年、385頁。
- 9) 東海林吉郎／菅井益郎「足尾銅山鉍毒事件」宇井純編『技術と産業公害』東京大学出版会、1985年、d-arch.ide.go.jp/je_archive/society/book_unu_jpe5_d02.html。

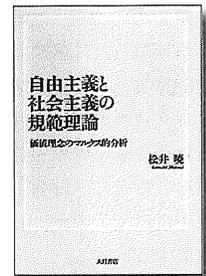
(池田清 所員 神戸松蔭女子学院大学)

書評

松井暁著

『自由主義と社会主義の規範理論 —価値理念のマルクスの分析—』

大月書店 2012年12月 本体価格4,500円＋税



はじめに

今日、資本主義の矛盾が、格差拡大と貧困の増大、環境破壊、金融恐慌などのかたちで激化し、「資本主義の限界」が論じられる。この中で、資本主義のなかでの民主的変革だけでなく、「資本主義の限界」を乗り越える社会主義の理念や制度などについて具体的な研究が求められている。また将来の社会主義が、資本主義のもとで形成された自由主義や民主主義の原理や制度の変革ないし発展として登場する以上、自由主義や民主主義と社会主義との関係が具体的に明らかにされなければならない。

本書は、自由主義と社会主義の価値理念を詳細に検討し、上記のような課題に応える本格的な著作である。本書で「規範理論」と言われるのは、自由・平等・正義・所有・功利などの社会の規範となる価値理念を論じる理論である。本書では、資本主義のもとでの自由主義と、社会主義（共産主義の低い段階）および共産主義における価値理念が分析される。また「マルクスの分析」とは、自由主義の諸理論とマルクスの理論とを比較して、緻密に分析するという意味である。そのさい、ヘーゲルに由来する弁証法的方法よりも、意味分析・比較・分類・段階区分などの分析的方法を貫くことが本書の特徴である。こうして、自由主義の発展としての社会主義という著者の主張が展開される。

I 本書の概要

本書では、まず第1章で、現代の福祉国家の危機と国

家社会主義の崩壊という現実を踏まえて、自由主義の諸理論の展開および「自由主義の社会主義への接近」が論じられる。第2章では、社会主義の規範理論が分析哲学の諸概念を用いて整理される。そして第3章以降が、さまざまな価値理念の分析に当てられる。

第3章では「正義」が論じられる。ここでのテーマは、マルクスは資本主義を正義という規範から批判したのかという論争にかかわる。著者は、N. ジェラスらの所説を丁寧に紹介しながらも、著者の独自の説を提唱する。それは、資本主義的搾取への批判は、「自己労働に基づく所有」という「正義」に立脚してなされ、社会主義ではこの「正義」が実質化されるが、しかし共産主義は権利や正義の次元を乗り越えるということである。

第4章では「所有」が論じられる。G. コーエンは「自己所有原理」（各人は自分の身体と能力の所有者であり、それを自由に行使できるという原理）はリバタリアニズムの原理であり、マルクスがこれを搾取批判や共産主義の原理としたことに反対する。これに対して著者は、マルクスの「領有法則の転換」や「個人的所有の再建」の議論も検討して、「自己所有原理」は搾取批判として使用され、社会主義では弱めて肯定されるが、共産主義の「労働に応じて働き、必要に応じて受け取る」という原理のもとでは否定されると主張する。

第5章「自由」では、著者はマルクスの自由論として、①「統御的自由」と②「人格的自由」を主張する。①の主体は集団であるが、②の主体は個人である。また時間的には①が先行するが、価値的には②が優先する。②はさらに(a)「発展的自由」と(b)「共同的自由」に分

けられる。(a)は資本主義から社会主義でも個人の発展としてある程度可能であるが、(b)が実現される共産主義において十全な人格的自由となると主張される。

第6章では「平等」が論じられる。著者は、マルクスは生産手段(外的資源)の「平等化」ではなく、「社会化」(共同所有)を主張したとする。また個人の能力(内的資産)は、社会主義では私的に所有されるが、共産主義では社会全体で共有されるとする。こうして、マルクスは平等主義よりも共同主義を優先したとされる。

第7章「功利」では、功利主義の内容として、A.センが分類した「帰結主義」(結果重視)、「厚生主義」(主観的幸福)、「総和主義」(全体的評価)という側面からマルクスの議論が検討される。著者によれば、マルクスは功利主義を資本主義段階では、疎外された観念としながらも肯定し、社会主義段階では社会発展への貢献の観点から尊重するが、しかし共産主義段階ではその役割が喪失するとする。

第8章「コミュニティ」では、コミュニティアニズム(共同体主義)とコミュニズム(共産主義)とが比較検討される。著者によれば、両者ともコミュニティを重視し、自由主義を批判する点では共通する。しかしコミュニティアニズムは、人間の共同関係の回復を資本主義のなかで実現しようとする保守主義であるのに対して、コミュニズムは、資本主義の変革によって、諸個人の自由意思によるコミュニティ創出を主張する進歩主義である。この点で両者はまったく異なることとされる。

第9章「疎外」では、正義論と疎外論とがともに規範理論として比較検討される。著者によれば、疎外には二つの次元がある。第一の次元では、資本主義における「疎外」を批判し克服する議論として正義論が重要な役割を果たす。しかし第二の次元では、個人の人権や正義を論じる正義論そのものが疎外されたものであり、共産主義では正義論は克服されるとされる。

第10章は本書の総括である。著者は「自由主義の否定としての社会主義」という側面と「自由主義の拡張としての社会主義」という両側面を論じ、全体として「自由主義の発展としての社会主義」を主張する。

以上のように、本書では、分析的マルクス主義者らによって展開されてきた論点が見事に整理され、その弱点がマルクスの議論との比較によって批判され、著者自身の積極的な主張が展開されている。本書は、今日の自由主義と社会主義をめぐる思想状況を把握するうえで大きな貢献をなすものであり、理論的に大変重要な問題提起になっている。

II 若干の疑問と私見

著者の議論をより発展させるために、若干の疑問と私

見を述べておきたい。

第一は「自己所有原理」についてである。著者の見解は、上記第4章の要約の通りである。しかしマルクスは、「自分の労働に基づく所有権」は「労働と所有との分離」に転換し、生産手段を私的に所有する者が他人の労働を搾取する権利に転換すると言ひ、「個人的私的所有」は「資本主義的私的所有」によって否定されると言ったのではないか。

そして社会主義・共産主義では、資本主義的私所有が否定され、「共同的生産手段で労働し、自分たちの多くの個人的労働力を自覚的に一つの社会的労働力として支出する自由な人々の連合社会(Verein)」(『資本論』I, S.92)が成立する。ここでは、「自己所有権」ではなく、「共同的生産手段」を用いた自覚的な協業と、共同の生産物の共同の分配が原理となっている。つまり生産と分配の原理はあくまでも「共同」ないし「協同(Assoziation)」ではないか。個人の「労働時間」が生産物の分配の規準になるとしても、それは、共同の分配のための規準にすぎないのではないか。この共同労働と共同分配を通して、生活手段の「個人的所有」が再建されるのではないか。

また「個人的所有」の再建は個人の人間的發展を実現するためのものである。そうすると、生産手段(外的資産)は共有されても、個人の人格と能力(内的資産)はあくまでも個人のもの(個人的所有)であって、個人の能力の発揮である労働とその成果が共同のものになるということではないだろうか。

第二に、著者は社会主義と共産主義について、『ゴータ綱領批判』の「能力に応じて働き、労働に応じて受け取る」と「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」とを両社会を段階的に区別する原理としてとらえる。そして社会主義と共産主義とでは、正義、所有、自由、平等などの価値理念が相違するとされる。しかし私見では両社会とも「協同」が基礎になっており、両社会の価値理念がそれほど大きく区別されるものとは思われない。

また今日、資本主義のもとで、マルクスの時代にはなかった社会保障制度が発展し、労働力の再生産費としての賃金だけでなく、社会保障制度による再分配も行われている。ここでは「最低限の必要」であっても「必要」が分配の一原理となっている。資本主義の発展を踏まえたうえで、社会主義・共産主義の生産や分配の原理と制度を探究することが、新しい課題になっているのではないか。これは著者への要望に限らず、今日的な理論的課題の一つであると思う。

第三に、著者は「共同主義」を社会主義段階を超えた共産主義の原理としている。しかし資本主義のもとでも、労働者階級の団結や協同組合やNGO・NPOなどの

発展は、労働者・市民の自覚的な「協同」を進展させていると言える。ここでは「自由」「平等」とならんで「協同」が独自の価値をもち、「自由」（人間の自己実現と社会的自由）も「平等」（格差是正）も、「協同」の進展とともに前進するのではないか。そして自由・平等・協同の発展によって、資本主義のもとでの「疎外」を漸進的に解決し、労働者・市民の人的発達によって、「少数者支配」の手段となっている民主主義を「多数者支配」へと実質化させ、社会主義・共産主義への条件を形成すると考えるべきではないか。

第四に、著者はあくまでも分析的方法に徹しようとする

る。しかし、上記の領有法則の転換は「内在的な弁証法」による「自己所有権」の否定である。そして資本主義的生産力の発展とともに進行する人間破壊・自然破壊は資本主義の根本的矛盾である。この矛盾を克服し、「自由・平等・協同」と「正義」を実現しようとする運動から、資本主義の変革の条件も把握される。その意味では、「現状の肯定的理解」のうちに「否定的理解」を含むものとして、分析的方法を基礎にした弁証法的方法が必要ではないだろうか。

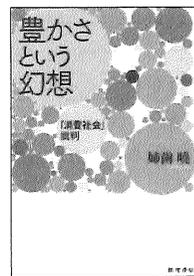
（牧野広義 所員 阪南大学）

書評

姉齒暁著

『豊かさという幻想 — 「消費社会」批判』

桜井書店 2013年6月 本体価格3,200円＋税



私達、基礎経済科学研究所自由大学院大阪第三学科（金融流通協同組合論学科）ゼミでは、本書をテキストに4回の研究会で議論をおこなった。そもそも本書をテキストに取り上げたのは、当ゼミ参加者の一人が2008年10月の経済理論学会（九州大学）での共通論題で本書著者・姉齒暁氏の報告を聴き、その報告の強烈な印象をゼミで語っていたからである。私達はこれまでサブプライム問題を対象にしていくつか金融論・信用論関係の本をテキストに取り上げてきたが、その参加者曰く、これまでとは違う新たな非常に興味ある論点を取り上げている、と興奮気味に語ったのであった。出版社の広告で近々に本書の出版を知り、直ちにゼミのテキストに取り上げることにして、早速皆で読み始めた。

ここでは通常書評という形ではなく、本の紹介は最小限にして（例えば、雑誌『経済』2013年12月号で森岡孝二氏が詳細に紹介されている）、ゼミで行った議論を中心に書くこととした。ゼミの参加者はいずれも専門研究者ではなく、働きつつ学ぶ、あるいは働き終わった後も学ぶ労働者研究者、いわゆる「基礎研型」研究者である。したがって、議論の内容については的外れ、あるいは思い込みがあるかもしれない。それを恐れずにゼミでの討議の成果として本文をまとめる。

本書の第1部「消費社会という幻想」では、サブプライム問題は1929年恐慌と同じ本質をもつ実体経済への信用の収縮であり、論点は最終消費での信用供与に行き

着き、消費者信用は製造業による耐久消費財の大量生産と金融資本の蓄積の成立条件のもと、過剰生産と過剰投資を解決するために生み出され、通貨国特権による過消費のもとで債務が増加し破綻した、と論じる。第2部「『消費社会』の内実」では、理論編として消費者信用の内実を割賦販売に求め、信用供与側での耐久消費財である商品滞貨の防止と金融機関での過剰蓄積の解消、受信側での労働力再生産費を超える耐久消費財の買いがあり、結局有効需要以上に生産が拡大しサブプライム問題を招いたと説く。続いて家計消費に占めるサービス支出増加の分析を行い、最後にR.A.ウォーカーによる「サービス経済論」批判を紹介する。

私達が特に本書で学んだのは、サブプライム問題は最終消費の論点を抜きにしては全体像が見えない、と指摘された点である。浪費的消費と言われるアメリカ社会で、この間大量生産にたいして大量消費の行方に視点が注がれている。これについては、ジュリエット・ショアの一連の著作（『浪費するアメリカ人』等）を合わせ読めば理解しやすく、アメリカ社会の消費生活実態がよくわかる。現代資本主義の大量生産を裏面で応えている過消費を可能にする資本主義的な構造として消費者信用があり、今回の恐慌はこの大量生産を支える消費の矛盾が消費者信用の破たん、さらに世界的な金融恐慌として広がった、という論旨はとても説得力があった。今回の恐慌と29年恐慌の共通性を見ることができると主張

に対して当然異見が出る。前述学会においても、29年恐慌と金・ドル交換停止後の恐慌としては資本主義の性格が大きく異なり、2つの恐慌を同じ過剰生産恐慌としては論じられないという井村喜代子氏の批判が出された(『季刊経済理論』46巻1号参照)。私達が議論した中では、姉齒説と井村説は世界的に広がった08年恐慌論としては両立し、それぞれ主張されている局面が違うのではないかという意見もあった。また、サブプライム層と呼ばれる所得階層が、下層だけでなく中間層・上層をも含まれていることを実証的に証明されたことは、サブプライム問題を考える際の示唆に富んだ論点である。

消費者信用を、耐久消費材の大量生産に対応するものとして、その役割を強調した論旨には納得がいった。ただゼミでは少し違う側面が語られた。ゼミ参加者のうち1950年代から働きだした人達にとって、若いころは「月賦」は恥ずかしいという時代であった。それでも仕事に必要な背広を月賦で買ったし、所帯をもつと月掛積立金により積立の途中でミシンを手に入れることが出来た。20年代アメリカでのフォードと同じように、日本でも60年代には当時の自分たちが必要なものを買うために割賦販売がひろく利用された。こうして、何とか「ローン」という呼び名の借金で買い物への抵抗感を徐々になくしていった。今ではお金が手元になくても自由に商品を買えるようになったのである。

著者は、過剰消費という用語をつかわず、「過消費」という用語を使っておられる。しかしながら過剰消費は現代の資本主義を考える場合に重要な論点であって欠かすことができない。生産的消費の中にも当然過剰消費があつて、大きな部品・半製品在庫が必要であろうし、最終商品の長期在庫、売れなかった廃棄品がある。視点を変えれば、消費者における過剰消費も無視できない。テレビで流されるアメリカの姿は、強いられた消費とも主張される。心理的側面としての消費競争、隣人どうしで消費を競い合う側面があり、住宅購入にも似たような傾向があるのではないか。そんな姿を前述のショアの本が示してくれている。特に、労働力の再生産としての消費、人間発達と関わる消費の問題、何を食べているのか、自ら調理するのか、チンして食べるのかという消費の質の問題があり、消費そのものの概念規定が必要であろう。

ゼミで議論になったことの一つに、クレジットカードやポイントカードの問題がある。本書では販売信用における割賦手形とカードは同じ本質をもつとされるが、カード社会となった現代は消費行動に大きな変化が現れている。スーパーで以前は現金で買うほうが「偉かった」のに、今ではカードを推奨される。そこにポイント機能をつけて、購買商品・購買者名・住所・年齢・性別を含めた情報(ビッグデータ)を資本は得ることができ

る。インターネットをみれば推奨商品が自動的に表示されるように、販売戦略はビッグデータをもとに練られている。コンビニのレジでは品物の値段を打つ前にビッグデータが入力されるというのが、ポイントカードであれば一瞬にして正確な個人情報を得ることができる。この点を深く追求すれば、資本主義の生産での一番難しい飛躍である価値実現としての消費の現局面を知ることができる。資本は最後の飛躍への新たな武器を持ちつつある。

本書の構成について一言。第1部がアメリカの現状分析として書かれて、理論編とされる第2部の5・6章が日本を分析対象にしていることに違和感があるし、第2部が必ずしも理論編としての構成になっていないとの意見も出された。また、6・7章はサービス経済論であるが、それまでの各章では消費と信用を取り扱ってきた論旨との流れがとり辛く、消費信用論としてまとめたほうがよかったという意見もあった。それに対して、やはり消費とサービスの問題は非常に重要であるとの異論もあった。サービス概念についてはマルクス経済学の中で長い間の論争がある。本書では渡辺雅男氏の理論をそのまま採用しているが、金子ハルオ氏・飯盛信男氏らによる長年の生産的労働とサービスをめぐる論争に対して、なぜ渡辺理論を採用したのかを含め、理論的な問題に対する論理展開が必要と思う。一部のサービス、例えば映画館・ホテルを資本のレンタルとすることについては異論が出た。カプセルホテルであれば、またスクリーンを借りて学校で上映するのであれば、資本のレンタルと言えるが、直接消費者・お客様と接する労働があり、不特定多数に商品を供給するにはいろいろな労働が必要であり、それがサービス労働といえるのではない。

本書では消費のサービス化の議論で家事労働の外部化が取り上げられている。基礎研には成瀬龍夫・角田修一諸氏らによる生活様式論に関する成果があり、さらに近著では竹信三恵子『家事労働ハラメント』が上梓された。保育労働・介護労働・家事労働論が消費のサービス化の観点から、さらに論議が深まることを期待したい。

その他議論になったのは、用語が整理されていないところが散見された点である。「資本主義の深化」、「資本の深化」はその一例であるが、私達には意味不明であった。また、著者が「苦界」と表現されている貧困と消費の問題、すなわち富の蓄積が貧困の蓄積を生み出す問題、さらにアメリカの通貨特権と過消費の関係、消費者信用を個別資本段階ではなく総資本としてみた時の問題、等も議論した。

いずれにせよ、サブプライム問題に対する新たな視点と、消費という経済学の新たな分野への開拓という意味では、本書は私達に大いに勉強になった。

(文責：ゼミ事務局 高田好章)

佐中忠司著

『伝統産業 筆づくり』

文理閣 2013年3月 定価 4500円＋税



はじめに

本書はつぎの6章からなる。

- 1 日本における筆づくりの現状
- 2 日本における筆づくりのはじまり
- 3 日本における筆づくりの足跡
- 4 筆づくり 中国の事情
- 5 筆と教育・生活文化
- 6 筆づくりの産業経済論

第1章では日本全体の筆づくりの現在が展望される。最大の産地である広島県熊野を例に、毛筆のつくりかた、その材料などが述べられている。

第2章では、江戸時代末期から現在までの筆づくりの歴史が展開される。

第3章では、主要な産地ごとに歴史と構造が明らかにされる。主として熊野市、奈良市、豊橋市である。この章では、各産地の具体的な統計資料を駆使し、比較したものである。これまでに例のない、今回はじめてのこころみである。

第4章では、中国における筆づくりを、著者の現地での見聞をもとに紹介したものである。材料である毛がほとんど中国からの輸入であること、完成品の筆自体も中国からの輸入品が多いことから避けて通れぬ問題である。

第5章では、以上で述べられた筆の生産面から一転して、その流通面、消費面が述べられる。書道教育、文化芸術としての書道である。

第6章では、筆生産を地場産業として、地域経済活性化策としての可能性をさぐった産業経済論である。

全体として毛筆産業という個別的事例を、歴史的かつ空間的(地域的)に興味ぶかく論じた好書である。毛筆についての百科事典ともいべき大著である(それだけに索引の無いのが唯一惜しまれる)。

「一筆啓上」という50に及ぶコラムは「弘法筆を選ばず、弘法も筆のあやまり」など、筆にまつわる、読んで

楽しいエピソード満載である。

I 筆づくり その材料、つくり方

伝統工芸品とは、伝統的技術・技法によって手作業で生産されたものである。ただし、主として日常生活に使われるという点で、装飾につかわれる美術品とは異なる。

伝統的工芸品としての主要な毛筆は、広島県の熊野筆と川尻筆、奈良県の奈良筆、および愛知県の豊橋筆である。そのなかで、熊野が従業員数75%、生産額63%で他を引き離している(その理由は第3章で考察されている)。それぞれ特色があり、熊野は一般用及び専門家用の特殊筆、川尻は「練り混ぜ」という技法の少量生産、奈良は十数種類の動物の毛を巧みに組合わせた高級品、そして豊橋は一般書道用が中心である。

ここで材料である動物の毛が山羊、馬、ネコ、タヌキ、鹿等であること、製造方法には高級感のある練り混ぜと普及品を相当量つくりだせる盆混ぜがあること、文字用の他に日本画筆、洋画筆、はけ刷毛、化粧筆などがあることが興味深く記述されている。

II 筆づくりの歴史

日本の筆の歴史については多くの著書があるが、それらは主として芸術的な関心からのものであり、マニアによる趣味的なものが多い。当然、使用価値的な消費的側面の記述が多く、生産的側面の歴史的研究は少ない。この空間を埋め、産業経済論的な視点から筆づくりを考察しようというのが本書の特色である。

さてわが国に筆が中国や朝鮮から伝えられたのは西暦200年代、千字文などの文字とともに輸入された。奈良時代になって、仏教の伝来による写経の広まりによって写経筆がつくられた。

平安時代になると写経にかわって詩歌の応酬のための書がさかんになった。空海が唐から帰ると彼のもち帰った技法をもとに生産された筆が京都でも販売されるようになった。空海と狸毛筆との考察が興味深い。江戸時代には寺子屋や手習所の隆盛によって筆と紙の需要は増大

した。江戸にも紙問屋、墨、筆、硯の間屋が登場した。明治になって、習字が教科に加わることになり、筆の量産化が進んだ。それとともに、筆の生産は広島、愛知、奈良に限られていく。それまでは京都、大阪、江戸その他でも生産されていたのであるが。

Ⅲ 奈良、愛知、広島の筆づくりの比較

奈良が筆づくりの3大産地の一つになったのは、いうまでもなく、筆づくりの始まりが奈良だからである。すでに、7世紀、飛鳥時代から天平筆とよばれた穂の短い「短峰」の筆が作られていた。9世紀になって空海が唐から「長峰」の筆の製法をもちかえり、この筆づくりが奈良に定着した。そして奈良の高度な技術が全国に伝播され、各地で筆づくりが行われるようになった。ところが明治以降、学校教育で書道が採用されることで全国的需要が増えたにもかかわらず、奈良筆は浮沈をくりかえした。第1に奈良筆は高級なブランド品であって需要に限られること、第2に業界の規模が三大産地の中で最も小さいことである。生産方法はすべて手仕事で、まったく分業がなく全工程を一人でこなしている。

愛知県の名古屋については、まず名古屋の筆づくりが述べられる。名古屋筆は生産量において一時は豊橋と肩をならべたのに、戦後は激減してしまう。全国一の「書きどころ」といわれ、高級品で知られた名古屋地区にかわって豊橋筆が増産されることになる。

豊橋は東海道五十三次の宿場であったことで、江戸末期から需要も増えた。生産には、窮乏した下級武士がかわり、士族の内職として定着した。

明治30年頃には地の利を生かして東京への販路が拡大し、さらには全国的にも広まり、当地の重要産物の一つとなった。生産体制としては、問屋の下に組み込まれた製造業者が零細な家内労働のみに依拠する手仕事という小規模体制であった。それでも販路が東京中心で全製品の40%を占めており、地の利を生かして三大産地の地位を占めているのであるが、職人の高齢化と後継者難という問題をかかえている。

広島県内の筆づくりはいくつかの地域があったけれども、最後には熊野町と川尻町に限られてくる。広島市は熊野筆のルーツでもあったが、原爆被害の影響もあって戦後は衰退した。かわって広島市の東方15キロメートルにある熊野が全国一の筆産地となった。ところが熊野には筆づくりに有利な条件はまったくなかった。原材料も大消費地もなく、江戸・京都・大坂からも遠く離れた農村である。にもかかわらず、全国第一の生産地になったのはなぜだろう？この謎解きは、広島が著者の居住地・勤務地であったこともあり、その究明には特別に力が入っている。佐中氏が熊野町の筆産地としての地域特

性として注目したのはウーマンパワーである。熊野町の総人口の4割強が筆づくりにかわり、そのうちの6割近くが本業としている。全体として筆づくりの従業者の80パーセントが女性なのである。女性は人数と地位と役割りにおいて男性のそれを凌駕している。そのため筆づくりが農業の副業ないし兼業として、家内工業として一家総出の土着型地域産業となった。

筆者はこれを「マニファクチャー的形態を備えた問屋制的経営」と位置付けている。中心になる筆問屋が自社内での分業とともに地域内分業を一体化させたのである。

この経営構造は、地域的分業がもたらす「地域力」をつくり、従事者が他の地域へ流出しない「つなぎ」の力をつくっている。これを支えているものが、ウーマンパワー、家庭内職として母から娘に受けつがれてきた力である。これが熊野独特の強みになっている。

広島県のもう一つの産地、川尻町は農業には適さぬ土地であったが、内海に面し、交通の要所としての優位性があった。川尻町の経営上の特色は、比較的早い時期から会社方式を導入していたことである。その上で、筆の穂先・軸など部品の分業化がすすみ、地域全体がひとつの工場のような体制になっていた。

以上のように、三大産地の経営上の特徴が地域とのかかりで分析されている。筆者が足をはこんで見聞きしたことと、そこで入手した図表などの資料が取り入れられ、論述を説得力あるものになっている。

三大産地以外の筆も取り上げられている。江戸筆、有馬筆、雲平筆、松江筆、仙台御筆・五色筆、京筆、越後筆である。これらの筆の生産工程や特性が述べられているので、使用者にとっても有益な情報となっている。

Ⅳ 中国の筆づくり

中国の筆づくりの歴史は古く、生産地は広大な地域にまたがる。したがって、これだけで大冊の本ができるほどなので、本書の一章として収めるには、無理があるかもしれない。しかし、日本の筆づくりを論じるためには、どうしても中国の筆づくりにふれなければならない。いうまでもなく、筆の起源が中国だからであり、また現在も日本へは中国筆が大量に輸入され、使用量の8割以上が中国筆だからである。

さて、中国の毛筆様の用具の使用は5,6千年前の原始社会にさかのぼる。毛筆の実物は春秋時代のものが発掘されている。

製筆の師祖としては秦の時代の秦筆がある。唐・宋の時代には宣州・徽州（今の安徽省の宣城、黄山市）が全国の中心地であった。

南宋後、元代にかけて戦乱を避けた筆職人は湖州に逃

れ、その後、明、清代には筆生産の中心地は北京・上海へも広まった。いずれも高級品の少量生産であったが、1980年代の改革開放経済によって日本企業進出もあって大量生産になった。問題はボーダレス化がすすみ、中国筆か日本筆かの区別があいまいになったことである。中国では筆づくりの最初の工程が、原毛を水にぬれた状態での作業であるにたいして、日本では毛を灰にまぶし乾燥した状態での作業である。したがって使用方法、さばきかたも異なる。こうした両国の伝統があいまいになった。

それだけではない。そのうちナイロン製品を素材にした機械づくりの工業製品が主流になるおそれがある。すでに一部では100円ショップでそのような筆が売られ、手作業によるすぐれた筆がおびやかされている。日本のすぐれた筆づくりをどのように護っていくかは緊急の課題である。すでに廃業が続出しているのである。

V 筆と教育・生活文化

これまで毛筆を生産過程において考察してきたが、ここでは消費過程を、その使用面において考察している。

江戸時代に隆盛をきわめた毛筆も、明治時代になって輸入された鉛筆やペンにおびやかされた。毛筆是非論争もおこったが、1919年には文部大臣が毛筆廃止を説き、教育界、書道界、製造業界に衝撃を与えた。ところがこの問題は政争ともなり、1923年の「国民精神作典に関する詔書」などを契機に書道振興運動がおこり、国民精神の涵養・醇化ということで毛筆教育は再興された。その後も、軍国主義と関連づけられた暗い不幸な歴史をたどる。

現在は学校教育において、習字は小中学校の「国語科」、高等学校の「芸術科」となっている。「国語科」における毛筆必要派と不要派の対立はその後もつづいている。他方、芸術としての書道は全国書道展覧会等で多彩に催されている。前衛書や近代書などはアートとしての書を社会に印象づけた。中国では書道セラピーという分野が開拓され、心理学や医学からの研究も紹介されている。ここではまた関連行事、伝統行事や施設の紹介もあり、現地を訪れたい気持ちをかきたてる。

VI 筆づくりの産業経済論

第6章の前半では、「熊野といえば筆」といわれる全

国第1の筆産地熊野筆をとりあげ、同市が取りくみを進めている地域再生・活性化の有様をみている。なによりも熊野ブランドを生かしたまちづくりの推進として「筆文化の交流」を全国へむけて発信していることである。全国からも注目され各地から著名な芸術家・芸能人が来訪している。「筆の世界に遊ぶ文化人」を開催し、文化人たちの書や絵画を展示し、2012年には東日本大震災支援の行事としてこれを行っている。「筆の力で被災地を元気づけたい」という催しである。

地域の発展を巨大デベロッパーにたよるのではなく、住民が主体となってすすめている。「内発的発展と持続可能な社会は、地域住民からみた地域の発展のためにきわめて重要な原則的視点である」という宮本憲一氏の原則が実現されつつあるように思われる。

この章の後半部で伝統産業の視角、つまり手づくり製品の思想が語られる。ジョン・ラスキン、ウィリアム・モリスの理想「生活の芸術化」である。芸術性のたかい製品を「いきがい」や「よろこび」をもってつくりだせるような社会システムの創造である。この思想については、池上惇氏が紹介し、その立場にたった文化経済学を提唱されている。本書の読者ならばよく熟知されているので、これ以上はふれない。

本書の最後で、紹介されている思想家は柳宗悦である。彼はウィリアム・モリスの影響を受け、民衆の日常雑器のなかにこそ美があると主張し、民芸運動を主導した。無名品、実用品、簡素・質実品を高価な芸術品に対置した。毛筆こそ民芸なのである。

柳宗悦に『手仕事の日本』という名著がある。数百に及ぶ日本の伝統産業を1940年頃の時点でまとめたものであり、その中に、わずかに2行の熊野筆の紹介がある(他に東京筆、京都筆の名が出てくる)。

この限られた記述を時間的・空間的に拡大し、掘り下げたものが佐中氏の名著である。柳が取り上げた各地の手仕事のそれぞれが、本書のように論述されれば、日本のすばらしい伝統産業が全貌をあらわすことになるだろう。本書はそのパイオニアとして役割を十分に果たしていることを確信し、広く読まれることを期待する。

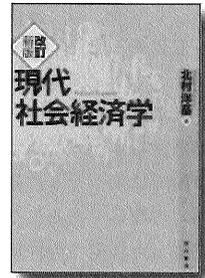
(平野喜一郎 三重大学名誉教授)

書評

北村洋基著

『改訂新版 現代社会経済学』

桜井書店 2013年4月 本体価格2200円+税



I はじめに

本書は2009年に初版が発行され、2013年に改訂新版が登場した。本来は初版登場時に書評されるべきであったかもしれないが、(評者は長らく編集局の一員であったため)編集局内の事情を一応説明しておく、初版登場時は「教科書なので書評は難しいだろう」との判断から、書評が見送られていたものである。

しかしその後、評者は幸いにも経済原論(マルクス経済学)の授業を持つ機会に恵まれ、教科書を選定する必要が出てきた。だがいざ選定作業に取りかかると、当初の予想とは裏腹にその作業は難航した。かつてのように『資本論』体系をコンパクトにわかりやすくまとめたものが意外と少なく、「経済原論」「社会経済学」「マルクス経済学」等と謳っていても、その中身は共通項を取り出すことの方が難しいと思われるほどに多様なことがわかったからである。そのため、このように多様な教科書群の中から、教える側には教科書選定のため、学生や社会人といった学ぶ側には参考書選定のため、書評が書かれることには意味があると思われるようになり、一旦見送られた書評をすることを名乗り出た次第である。

そこで、インターネットで公開されているシラバス等から判明した各大学で使用されている教科書を、独断と偏見でいくつか分類してみると、『資本論』体系をコンパクトにまとめた平井・北川・滝田著『経済原論』(有斐閣Sシリーズ, 1987年)、論争等にまで踏み込んで詳細に『資本論』体系をまとめた富塚良三著『経済原論』(有斐閣, 1976年)、『資本論』を中心に据えながらも経済学方法論やラディカル派の議論も加えた角田修一著『概説社会経済学』(文理閣, 2011年、本誌129号に書評あり)、『資本論』第1巻内容を講義形式で解説した牧野広義著『「資本論」から哲学を学ぶ』(学習の友社, 2007年、本誌123号に書評あり)、『資本論』第1巻内容をほぼ研究者用と言っても良いほど詳細に論じた頭川博著『資本と貧困』(八潮社, 2010年、本誌133号に書評あり)、『資本論』第1巻内容をベースとして制度論から環境問題に至る応用分野まで論じた若森・小池・森岡

著『入門・政治経済学』(ミネルヴァ書房, 2007年)、宇野派の一つの到達点と思われる小幡道昭著『経済原論』(東京大学出版会, 2009年、本誌128号に書評あり)、数学モデルによってマルクス体系の再構築を試みた大西広著『マルクス経済学』(慶應義塾大学出版会, 2012年、本誌130号に書評あり)等がある。

本書はこれらのうち一番初めの、『資本論』体系をコンパクトにまとめた教科書に分類でき、多くの大学で教科書として採用されているものである。評者も、自らの能力上の問題と、経済学を初めて学ぶ1・2回生が対象の授業であることから、この分野の共通項である『資本論』体系を手軽に学べると思われる本書を教科書として選んだ。

II 本書の内容

本書の章立ては以下のようにになっている。

- 第1章 社会発展における労働の役割
- 第2章 商品の価値と使用価値
- 第3章 貨幣と商品の価格
- 第4章 剰余価値の生産
- 第5章 資本主義的生産様式の諸段階と現段階
- 第6章 労働力の価値と賃金
- 第7章 資本の蓄積過程と雇用・失業問題
- 第8章 資本の循環と回転
- 第9章 社会的総資本の再生産と流通
- 第10章 利潤と利潤率、競争と利潤率の均等化
- 第11章 商品流通と商業資本
- 第12章 サービス産業とサービス資本
- 第13章 信用制度と金融資本
- 第14章 恐慌と景気循環

見られるように、大体『資本論』に沿ったものとなっており、各章が入門者にも読み易いようにほぼ10~20頁にまとめられている。ただ、『資本論』の現代化の一つの試みとして、所々『資本論』の説明とは異なった部分がある。「あとがき」の説明も参考にしながら評者

なりにその相違の大きな部分をまとめると、(1)『資本論』以後の歴史も踏まえた形で、貨幣論や信用論等が論じられていること、(2)相対的剰余価値の生産に関する「協業」「分業とマニュアル」「機械と大工業」の説明を資本主義的生産様式の発展段階論と捉え、『資本論』以後の重化学工業段階や「オープンネットワーク型」段階についても論じられていること、(3)商業資本・商業労働も価値を付け加えるものとして説明されていること、(4)サービスに関する章も加えられていること、(5)地代論がほぼ消えていること(封建地代の説明や、架空資本の一形態としての地価と地代の説明は存在する)、(6)本源的蓄積の話もほぼ消えていること、(7)「経済学批判」である『資本論』のように三位一体的形式で終わるのではなく、現代日本経済論で終わっていること、の7点にあるように思われる。

『資本論』が当時の豊富な事例とともに書かれていることからすると、現代の教科書も当然『資本論』以後の歴史展開を反映して書かれる必要がある。上述のような現代の教科書の多様性は、この『資本論』以後の歴史展開の反映の仕方の違いとも言えることを考えると、本書のオリジナリティーは、以上の7点にあるとも言えるかもしれない。

Ⅲ いくつかの論点

各章の内容は、上述のような相違以外は大体『資本論』の内容をコンパクトにまとめたものとなっているので、その紹介は割愛し、読んでいてつまった点や著者と評者で見解が異なる点を、参考までに何点か論点として挙げさせていきたい。

一点目、63頁に「労働時間は一定(たとえば8時間)であっても、労働の強度、密度を強化して通常なら10時間かかるところを8時間でやらせることも、絶対的剰余価値の生産になる」とある。このような、労働の強化が絶対的剰余価値の生産にあたるのか相対的剰余価値の生産にあたるのかという問題は、恐らく多くの学生が突き当たる問題であり、評者も学生時代に何度か原論系の授業担当者に質問したことがある。質問に対し、ある先生は「絶対的剰余価値の生産」だと答えられ、また別の先生は「相対的剰余価値の生産」だと答えられ、答えは真二つに分かれたが、一応マルクスは相対的剰余価値の生産として説明している(第13章第3節c)。著者も、質問に対して「絶対的剰余価値の生産」だと答えられた先生も、それなりの理由があって絶対的剰余価値の生産にあたるという考えだと思われるが、63頁の短い説明だけでは、主に機械の導入によって達成される労働の強化によって生産される剰余価値を「絶対的剰余価値」とする理由がわからなかった。紙幅の制約もあろうが、も

う少し説明を期待したいところである。

二点目、上述のように著者自身も『資本論』との相違がある」として指摘する第5章では、「協業」「分業とマニュアル」「機械と大工業」が資本主義的生産様式の発展段階として論じられている。著者の研究を少しでも知る者には、この章こそが本書のクライマックスであることが容易に伺え、また各章が10～15頁ほどでまとめられている本書にあって、この章だけはその倍の26頁と異彩を放っているのであるが、読む学生にとっても授業をする側にとっても、最も難しい章かもしれない。『資本論』で説明される諸概念が、資本主義社会を分析した時に共通に取り出せる抽象的な概念なのか、それとも資本主義の発展とともに姿を変えゆく一時的で具体的な概念なのかという、根本的な経済学方法論とも関わるからである。しかし著者はそのことも全てわかった上で、あえて力を込めてこの章を書いているのであり、そのこだわりを評者は積極的に評価したい。

三点目、本源的蓄積の話がほぼ消えている点についてだが、地代論を取り去ることと同様に、これは宇野派に限らず近年の類書で広く見られる現象である。しかし、農村から都市へ無尽蔵に供給される低賃金労働、何世代も住んでいた土地からの強制的追い出し等は、今でも、多くの資本が注目し世界資本主義において極めて重要な位置を担うに至っている中国やインドの経済の特徴であり、評者には本源的蓄積は資本主義一般に特徴的な現象だと思われる。本源的蓄積の取り去りに関しては、本書だけでなく類書の著者も含めて、再考を願いたい。

四点目、拡大再生産表式の計算の仕方に関して、135～136頁にかけて、第I部門の剰余生産手段 ΔP_m の使い道からII mcを求める方法と、拡大再生産の条件である $I(v+mv+mk) = II(c+mc)$ からII mcを求める方法とが併記されている。しかし、1番目の方法では第3年度の計算で間違ってしまうことになる(第2年度の計算がうまくいっているのは、たまたま第1年度で $I(v+mk) = IIc$ となって $Imv = II mc = 100$ となっているからである。ちなみに第18図の Imv は1000ではなく100)。拡大再生産表式は学生にとって最難関の部分なので、もし第3版が出る場合は、よりクリアな説明を期待したい。

五点目、151～153頁において、利潤率均等化が、利潤率の低い部門から高い部門へ資本が移動することによって生産量に関して数量調整が行われることを通じて達成されるかのような説明がなされている。しかし、「全部門合計では $\frac{393c+107v+100p}{600}$ となる」で終わる説明では、評者にはどういうことなのか理解できなかった。この利潤率均等化がどのようにして行われるかという点に関しては多くの論争があり、評者は数量調整ではなく価格調整によって均等化が行われるのではな

いかという考えを現時点では持っているのだが（もちろん本書の説明のような数量調整説も存在する）、どのような理解であれ、学生が読んでわかる位にクリアな説明が欲しい。四点目と同様に、第3版に期待したい点である。

六点目、155～157頁で、利潤率低下論に対して「③個別資本は利潤率を低下させるような新技術を採用することはないのだから、社会的総資本についても、新技術の採用が利潤率を低下させることはありえない」等の反論があるとし、これに対して利潤率の上限低下論をもって再反論がなされている。しかし研究史的には、富塚良三やR.ロスドルスキーによる利潤率の上限低下論が1950年代に提出され、それに対して60年代に置塩信雄によって「利潤率を低下させるような新技術を資本は採用するか？」という批判がなされたという流れなので（置塩信雄『資本制経済の基礎理論（増訂版）』創文社、1978年、第3章第4節参照）、厳密には議論の順序が逆である。またその後の158頁で、「法人企業統計」の売上高経常利益率をもって、（近似値としての）利潤率は「傾向的に上がっているとも下がっているともいえない」とされているが、分子に財テク等による利益を含まない営業利益を、分母に総資本をとった総資本営業利益率は、驚くほどに奇麗に低下している（分母を固定資本と流動不変資本と人件費の合計に替えても、この傾向は変わらない）。利潤率の指標として、理論的にそれぞれ異なった意味を持つものであるが、一つの参考にされたい。

IV 第3版のために

以上、内容紹介よりも論点提起の方が長くなってし

まったため、一見批判的にも見えるかもしれないが、評者は上述のように、現在の学生が最も手軽に経済原論を学べるのは本書だろうと思ひ、授業の教科書として用いている。経済原論の授業をすることが難しくなってきた昨今の状況にあって、『資本論』体系に忠実な本書のような教科書の存在は非常にありがたく、著者の北村氏と発行所の桜井書店には感謝したい。

また、学部生向けの教科書としては、各章が10～20頁に収まっていること（経験上、20頁が学生が復習に読んでくれる限度である）、日本経済の豊富な事例とともに説明がなされていることの二点が重要と思われ、本書はいずれも満たしていて教科書として使い易い。あと望むならば、学生の興味を引き金となるような、各章に関わるトリビアや経済問題に関するコラムがあればよかった。マイクロ・マクロ経済学分野の定番の教科書として、伊藤元重著『入門経済学（第3版）』（日本評論社、2009年）があるが、こちらには興味をひくようなコラムがちりばめられており、それらをきっかけにマイクロ・マクロ経済学にシンパシーを抱くようになった学生も多いように感じる。評者は、昨今のマルクス経済学不要論を打開するためには、マルクス経済学を学ぶ意義や面白さを多くの学生に知ってもらうことが不可欠だと考えている。『改訂新版 岐路に立つ日本経済』（大月書店、2010年）をはじめとして、日本経済論に関する研究蓄積を多く持つ著者なら、きっとできるはずである。今後、改訂等によって本書がさらに発展させられることを期待したい。

（森本壮亮 所員 桃山学院大学）

グローバルな視点に立ったまちづくり

—まちなか商店街の現状と苦悩—

AOYAMA Fukiyo
青山富真

I はじめに

私は大阪の下町の商店街（全長 660m、店舗数 216 店：2013 年 12 月末現在）で仕事をし、暮らしている。在阪テレビ局の取材班が、おばちゃんにインタビューしている光景をしばしば見掛ける“比較的”元気な商店街であるが、かつてのような賑わいはない。まちなかの商店街は、過去の産物と化し、社会に必要とされなくなっていくのだろうか。地元商店街の現状を踏まえ、地域社会における商店街の役割について考察する。

II まちなか商店街の現状 ——地域のつながりで循環する 経済

まちなか商店街のシャッター街化は、深刻な社会問題になっている。これまで賑わっていたまちなかの商店街が衰退すると、まちの魅力は低下し、治安悪化のリスクにも晒される。住人がまちに誇りを持つことができなくなると、まちの魅力はますます低下し、悪循環に陥っていく。物質的な豊かさだけを追求し、近所づきあいなど、地域における人々の豊かな関わり合いを蔑ろにしてき

た結果であると言わざるを得ない。住みよい地域づくりを取り戻すには、人と人の繋がりを中心に据えた地域コミュニティの再生が不可欠である。

移動手段が徒歩や自転車から自動車に変化するなど、ライフスタイルの変化も一因であると考えられるが、買い物客で賑わっているのは、大手資本による郊外型の大型店（スーパーマーケット、レストラン、娯楽施設、カルチャーセンター、医療機関、金融機関、大型駐車場などが完備されたワンストップ型）である。しかし、そこに人と人の繋がりは存在するだろうか。

市場経済において、重も要視されるのは「価格」であり、低価格化競争を善とする価値観が浸透する社会では、個人商店をはじめとする小規模小売店は、太刀打ちできない。それだけでなく、大手資本が手にした売上は、地域にとどまらないため、地域の経済循環を阻む一因にもなっている。

一方、商店街で販売される商品の価格には、地域コミュニティを維持するための費用の一部が含まれている。お祭り、餅つき大会などのイベントの開催をはじめ、商店が閉まった後も、防犯を目的に、アーケード内の照明（LED 照明）を常夜灯として点灯するなど、商店が手にした売上の一

部は、地域社会に還元される。地域で生まれた所得が、地域に再投資されることで、地域経済の循環という歯車が動き出す。商店街は、買い物をするだけの“場所”ではなく、地域コミュニティの一端を担う場所でもある。そして、地域密着という利点を最大限に活かすためにも、取り扱う商品は、環境にやさしいこと。人にやさしいこと。正直であること。安全で安心できる商品でなければならず、そのような商品を提供することが、小規模小売店の集合体である商店街の社会的意義である。

Ⅲ グローカルな視点

まちづくり・地域づくりをどのように行うか。急速に進展するグローバル化の波は、地域社会にもさまざまな形で影響を与え、正の作用・負の作用の両方をもたらした。モノ、資本、情報の移動のみならず、ヒトの移動も活発になり、観光、留学、就労、国際結婚など、在留外国人は今後も増加すると考えられるため、まちづくり・地域づくりを論ずるうえで、外国人の存在を無視することは、不可能である。

豊かなまちづくり・地域づくりを実現させるには、地域主導の取り組みが重視されるようになり、「グローバル化」という単語が用いられるようになった。グローバル化とは、グローバル化とローカル化を組み合わせた造語で、ローカルな特性を尊重しながら、グローバルな視野で行動するという相互補完的な性格をもつ。

市場主義経済を押し進めるグローバル化は、生活の利便性を向上させたが、大量生産、大量消費、大量廃棄を加速させ、その副作用ともいえる環境破壊や、地域コミュニティの崩壊などを引き起こした。持続可能な地域社会を構築するには、グローバルでローカルな「グローバルな視点」で取り組むことが求められる。

Ⅳ 先進事例から学ぶ

人口9.4万人の岐阜県高山市。伝統的建造物群を重要な観光資源として活用するまちづくりに取り組んできた。ホームページ (<http://www.hida.jp/>) ならびに散策マップは、11言語に対応している。

高山市は、1996年に外国人モニターを募ってツアーを実施した。参加した外国人から意見を聞き、その内容を宿泊施設・飲食店向けの研修で反映させた。その後、世界的に有名なガイドブックを出版する、Lonely Planet社と共同で、富山・高山版のガイド冊子を発行し、無料配布を開始した。

2013年11月に当地を訪れた際、欧米人旅行者が多いことに驚いた。宿泊施設や飲食店の従業員は、外国人の対応に慣れた様子で、片言の英語を交えながら、和やかに接客していた。モニターツアーに参加した外国人の意見を取り入れ、外国の出版社と連携を図り、高山の情報を外に向かって発信する取り組みは、ユニークである。

オーストラリアから大勢のスキー客が押し寄せる北海道のニセコ。「英語村」の別名をもつほどで、現在は、オーストラリア以外の国からも、大勢の観光客が押し寄せるようになった。

高山とニセコの取り組みは、観光要素が大きな比重を占めているが、日本各地で、さまざまな取り組みが行われている。

日本文化に魅了されたフランス人が、地域活性化の火付け役になった例もある。2008年頃からフランスで「bentoブーム」が起こり、モダンな弁当箱だけでなく、伝統的な漆塗りの弁当箱も脚光を浴びるようになった。これまで苦境に立たされていた漆器産業が、日本文化の虜になったフランス人を介して注目されるようになり、漆をあしらった弁当箱を買い求める人が著しく増加した。弁当箱の調達先の7割は、石川県加賀市からであるという。

市町村毎に、人口規模、地理的条件、歴史背景、社会背景などの違いが存在するため、単純比較はできないが、他所の取り組み事例には、多くのヒントが隠されている。

V むすびにかえて

日本は目覚ましい経済的發展を遂げたが、人と人の繋がり希薄になり、地域社会を取り巻く環境は、大きく変質した。週末、大勢の人で賑わっているのは、郊外型の大型ショッピングモールである。インターネットショッピングの利用者も、今後ますます増加するであろう。それは、多様化する消費者ニーズであり、時代の流れでもあるた

め、否定することはできない。なぜなら、大型ショッピングモールには、大型ショッピングモールのよさがあり、オンラインショッピングモールには、オンラインショッピングモールのよさがあるからだ。同様に、まちなか商店街には、まちなか商店街のよさがあるのだから、対抗するのではなく、地域コミュニティの担い手として、まちなか商店街ができることを地道に実践することが重要である。

参考文献

- [1] 瀬沼頼子・齊藤ゆか編著『実践事例にみる ひと・まちづくり：グローバル・コミュニティの時代』ミネルヴァ書房、2013年。
- [2] 西川芳昭・木全洋一郎・辰巳佳寿子編『国境をこえた地域づくり』新評論、2012年。

(あおやま ふきよ 人間発達ゼミ)

誌面批評

特集「ベーシックインカムとマルクス経済学」が検討すべき課題は何であったか
—二重に自由な労働者の視点からのベーシックインカムの検討のために—

青柳和身

『経済科学通信』第133号の特集の趣旨説明によれば、ベーシックインカム（以下BI）のマルクス経済学視点からの検討は遅れており、それを促進する企画として研究大会セッションとその特集が組まれた。これはさきわめて時宜を得た企画であり、以下の三論文が特集論文として収録されている。

収録論文のうち、伊藤誠論文「ベーシックインカムとマルクス経済学」は、生産手段の「公有制」による社会主義論の系譜としてBI論を思想的に検討し、BI論とマルクス経済学との「親和性」という方法論的視点からの考察を行っている。森岡真史論文「ベーシックインカムの機能と規範」は、持論の全般的労働義務制としての「社会主義」論批判と福祉資本主義的未来社会論の立場から、「生存権」としてのBIの規範的考察をしている。松尾匡論文「現代経済学の展開におけるベーシック・インカムの位置づけ」は、コルナイ、ハイエク、フリードマンおよび合理的期待形成学派とゲーム理論の諸理論を考察の前提とし、持論の協同組合的未来社会の可能性の視点からBIを検討している。

三論文とも、BIの意義を検討する場合、それぞれの未来社会論を想定し、それとBIとの関係という視点を中心に検討が行われている。伊藤論文では生産手段の「公有制」による未来社会論の視点から、森岡論文では福祉資本主義的未来社会論の視点から、松尾論文では協同組合的未来社会論の視点からBIの意義が考察されている。しかしBIのマルクス経済学的検討の場合、多様な未来社会の青写真の視点からの考察を先行させるのではなく、その前提として、資本主義的生産様式の内的構造とBIとの関係の検討が共通の検討課題として先行される必要があるが、その場合、労働者の二重の自由とBIとの関係の検討こそが基礎的課題とならなければならない。しかしこの基礎的課題に立入った検討は三論文とも行われていない。この基礎的課題にかかわる具体的検討課題を提起しよう。

ここで二重の自由の内容を確認しておこう。それは、人格的自由を基礎とした労働力の自己所有（個人的所有）と生産手段からの自由（分離）による生産手段と生活手段の非所有という労働者の存在形態のことである。後者について補足すれば、労働者は、小経営者（小農

民）のような生産手段と生活手段との所有状態から分離されているがゆえに、労働力の不断の販売を強制され、資本の専制的指揮の下での労働を強制されると同時に、労働者が失業したり、就業に失敗した場合には、住宅と生活手段の保有条件を喪失する。このような生活手段の非所有状態は現代でも厳然とした事実として貫徹しており、それが資本主義経済を補完する失業保険や生活保護や年金といった福祉制度を不可欠とする理由である。労働者の生活手段の保有は、貨幣資本（G）—生産資本（ $W < P_m/A \cdots P$ ）—商品資本（ W' ）—貨幣資本（ G' ）という資本の循環運動に包摂され、それに内属する経過的保有状態にすぎない。

まず労働者の生産手段・生活手段からの自由=分離にたいするBIのインパクトについての問題提起を行おう。労働者は生産手段所有から分離されているとはいえ、BIはすべての諸個人にたいする無条件的所得保障という性格からして、失業保険や生活保護や年金を不要にし、生活手段の非所有状態を部分的に解消する条件になることは明白である。この面では、生活手段非所有労働者を前提として『資本論』で分析された資本の運動様式すなわち労働にたいする資本の専制的指揮権にもとづく剰余価値生産および相対的過剰人口と資本蓄積の運動にたいするBIの影響を考察することが不可欠となる。森岡論文におけるBIの「生存権」視点からの規範的考察は、『資本論』で分析された資本の運動様式の視点からの考察にもとづいて、生活手段を所有するBI労働者にもとづく資本主義の新たな歴史的発展段階の問題としてマルクス経済学的に検討することが不可欠であり、この歴史的発展段階における剰余労働強制条件の弱体化によるポスト資本主義への移行可能性の検討というマルクス経済学的考察も必要となる。松尾論文におけるBIによる労働組合運動の自由やNPOや生協によるコミュニティ活動の活性化という問題は、生活手段の非所有者から所有者への労働者の歴史的発展にもとづく労働運動や社会運動が切り拓く新しい社会発展の可能性の問題として、資本の運動様式の視点からの同様のマルクス経済学的考察が不可欠となる。また伊藤論文におけるBI論とマルクス経済学との「親和性」という抽象的な考察は、生活手段を所有するBI労働者の歴史的形を基礎として、『資本

論』の論理との比較検討という具体的検討が不可欠となる。

人格的自由による労働力の個人的所有とBIとの関係についての問題提起を行おう。この問題を検討する場合、BIが世帯単位の所得制度ではなく、個人単位の所得保障という、過去の階級社会には存在しないような全く新しい所得制度として提案されていることの歴史的意義の考察が不可欠である。なぜなら、現代フェミニズムが指摘しているように、資本主義的生産様式においては「男性稼ぎ主モデル」にもとづく家族賃金（世帯単位賃金）を基礎とする労働市場が長らく支配しており、ケア労働や家事労働の負担を社会的に強制される女性は自己の労働力の自由な個人的所有者として労働市場に登場することは困難であったからである（『経済科学通信』第133号, 55頁）。この問題を考察するためには、『資本論』において、自由な個人的所有として性別を捨象して規定された抽象的な労働力所有規定の男女別実態を、資本主義におけるケア労働や家事労働を含む総労働のジェンダー分業的視点から再検討することが不可欠である（中川スミ『資本主義と女性労働』桜井書店、2014年3月刊）。BIの個人単位の所得保障は、個人単位の「成人稼ぎ主モデル」への傾向を内在する先進資本主義の労働市場における1980年代以降の発展傾向に沿ったものであり、男女の労働力価値の対等化による女性の人格的自由＝解放の実現へのインパクトとなる可能性がある。この意味で、特集「ベーシックインカムとマルクス経済学」は特集「福祉国家・労働・ジェンダー」と関連する包括的課題として提起される必要があったが、特集の趣旨説明ではこのようなジェンダー的検討課題との関連性は触れられていない。

このようなBIのジェンダー視点からの考察は森岡論文や松尾論文では欠如しており、伊藤論文のみが考察を

行っている。しかし伊藤論文でも女性の人格的自由＝解放の視点からのBIの影響、特に次世代の労働者人口再生産に及ぼすBIの影響という視点からの掘り下げた検討は行われていない。

女性にたいする性差別を通じた結婚、出産およびケア労働と家事労働の負担の社会的強制は、資本主義的人口再生産の重要な条件となってきたことは紛れもない事実である。剰余労働と必要労働との対立関係を内包する資本主義は、このような社会的強制によって、労働者家族にたいして次世代再生産的必要労働と剰余労働との両立的強制を実現し、それを通じて剰余労働の恒常的搾取体制を再生産してきた。個人単位の所得保障制度としてのBIは、このような資本主義的人口再生産を基礎とする剰余労働搾取体制にどのようなインパクトを与えるか。この視点は資本主義の未来の動向にたいするBIの影響を考察するために不可欠な視点であるが、いずれの論文も人口再生産視点からのBIの考察は行われていない。それは二重に自由な労働者人口の存在と再生産こそが資本の存在と再生産の基礎であるというマルクス経済学の根本問題が考察の中軸に据えられなかった結果であると考えられる。

しかし伊藤論文におけるBIと生産手段の「公有制」との関係という視点も、森岡論文におけるBIと「生存権」との関係という視点も、松尾論文におけるBIとコミュニティ活動や協同組合の発展との関係という視点も、BIによる二重に自由な労働者の存在形態の歴史的变化と関連した視点である。今回の特集論文を基礎として、二重に自由な労働者の再生産にたいするBIの影響という視点からの検討を共通の検討課題とする研究が発展することを期待したい。

（青柳和身 所員 岐阜経済大学名誉教授）

編集後記

▼まず、原稿の遅着や編集局の体制変更などにより、今号の発行が予定より約2ヶ月遅れたことを、お詫び申し上げます。また、前号133号の「目次」と113頁で、子島喜久さんの御本のタイトルについて誤記がありました。正しくは『労働過程論の研究—疎外労働からの超克を求めて—』です。大変申し訳ございません。

▼今号は、近年の日本経済の変化の中でも最も大きく身近な「雇用の流動化」について、特集を組みました。「解題」にもあるように、基礎研内でこの問題に取り組んでいらっしゃる伍賀先生、中野事務局長、高野先生のお三方に加えて、昨秋開催された現資研で報告してくださった横山先生と増田弁護士にも、論文原稿をお願いしました。安倍政権はまさに今、過労死防止法を成立させる一方で、労働分野の「岩盤規制」をドリルで打ち破ると高らかに宣言し、まず手始めにホワイトカラー・エグゼンプションを法制化しようとしています。読者の皆様がこのような昨今のニュースを分析する際に、今回の特集が少しでも参考になりましたら幸いです。

▼またこのような労働分野の問題に関連して、東京支部では労働組合運動をいかにして強化していくかという強い問題意識のもと昨年末に研究集会を開催し、これを反映したものを「小特集」としました。こちらは討論記録もついておりますので、当日参加できなかった方も、当日の様子をうかがい知ることが可能かと思えます。

▼「NEWSを読み解く」は、消費税増税と社会保障改革についてです。いずれも日本経済が直面している大問題であり、2本ながら非常に濃い内容になっています。消費増税は社会保障財源確保のためという建前なので、両者はコインの裏表のようなテーマであるだけでなく、前号で扱ったベーシック・インカムとも関わる問題です（詳しくは誌面を御覧ください）。その

意味で、「誌面批評」の青柳先生の御論考とともに、前号からの続きとしてお読みいただけましたらと思います。

▼さて、私事ながら、この4月から専任教員として大学で教えることとなりました。これを機に、114号から約7年やらせていただいた編集局事務を、3月から田添さんにバトンタッチしました。振り返ると、大学院3年目のまだ学界の右も左もわからない時分から、専任教員になるまで、育てていただいたことになりませう。この間常に意識してきたのは、読者の方々との距離感でした。今号から投稿規定の明確化（査読体制の強化）を行うこととなりましたが、これを機に読者の方々との距離が遠くなってしまわないかだけが、若干の気がかりです。

▼またこの間、多くの方々に支えられて、編集作業を進めてくることが出来ました。執筆者の方々はもちろんのこと、編集局が手薄とする法学方面の執筆者を何人も紹介して下さった中村浩爾先生をはじめ、必要な時に編集局と執筆者とを結び付けて下さった方々にも、深くお礼申し上げます。

▼一つ思い残すことがあるとすれば、2000年代以降の日本経済の構造変化を多面的に捉える特集企画を組んでみたかったということです。最後に今号で、雇用・労働面を分析する企画を組むことができましたが、日本経済の問題はそれぞれが独立して進行しているのではなく、政府のビジョンのもとに互いに強く関連し合いながら進行しており、この15年ほどの間特にそのスピードが速まっていると個人的には感じます。この変化を、財政、金融、労働、企業投資、国際経済、農業などの各方面から基礎的に分析できたら…と密かに思っていたのですが、これはまた別の機会にしてみたいと思います。

(森本 壮亮)

『経済科学通信』 投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含まず。
3. 投稿に際して、つぎの提出物をお送りください。
(1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
(2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
(3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
(4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
(5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、かならずご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたくえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの原稿の両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第134号 2014年5月31日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL <http://www.kisoken.org>
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 角田 修一
副編集局長 山西 万三 松本 朗
編集局員 大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史
森本 壮亮 中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子
藤岡 惇 田添 篤史

印刷所 モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円 (郵送料を含む)



カタストロフイーの経済思想

—— 震災・原発・フクシマ 本体2800円＋税

3.11が我々に突きつけた「カタストロフイー」。人間復興のために我々は何を見据え、どう乗り越えるべきか、そのヒントを提示する
後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇著

クレジット・クランチ金融崩壊

—— われわれはどこへ向かっているのか？
グレアム・ターナー著／姉齒暁・渡辺雅男訳 本体2300円＋税

アメリカの労働組合運動

—— 保守化傾向に抗する組合の活性化
チャールズ・ウエザーズ著／前田尚作訳 本体3800円＋税

労働と所有の哲学

—— ジョン・ロックから現代へ
今村健一郎著 本体3500円＋税

現代アジア経済論

—— 「雇用なき成長」を超えて
楊世英著 本体2200円＋税

経済Ⅱ統計学

—— 基礎理論の理解と習得
大西広・藤山英樹著 本体2300円＋税

変貌するアジアと日本の選択

—— グローバル化経済のうねりを越えて
和田幸子編著 本体2600円＋税

時代はまるで資本論

—— 貧困と発達を問う全10講
基礎経済科学研究所編 本体2400円＋税

国際平和と「日本の道」

—— 東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 本体2400円＋税

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

昭和堂 図書出版

郵便振替 01060-5-9347
http://www.showado-kyoto.jp



●経済成長や生産性の新たな測定方法を提示

投下労働量計算と基本経済指標

新しい経済統計学の探究

泉弘志著 マルクスが重視した「投下労働量」の概念を応用して、経済成長率、生産性などの新しい測定方法を提示。剰余価値率、利潤率も計測。
A5判・4800円



●不平等は非効率だ

不平等と再分配の新しい経済学

サミュエル・ボウルズ著 最新のゲーム理論・行動科学とさまざまな実証・実験データに基づいて示す、ラディカルな再分配政策の可能性。
A5判・3000円



●非営利組織の「会計・税金の悩み」解決します

非営利法人・団体と労働組合の会計と税務 Q&A

協働公認会計士共同事務所・税務協働税理士共同事務所編著 非営利組織の会計基準や決算書の基本から、方針を立てづらい会計・税務処理の悩みまで、1冊で解決。
A5判・2200円



●歴史の歪曲に20のQ&Aで正面から答える

すっきり！わかる 歴史認識の争点 Q&A

歴史教育者協議会編 南京虐殺はでっちあげ？「慰安婦」制度はどの国にもあった？ 横行する史実の歪曲に、きっぱり反論できる論拠を1冊に。
A5判・1500円

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651〈代表〉 FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(ご登録はHPから) http://www.otsukishoten.co.jp/ 税別価格

小西一雄著

A5判上製 3700円

資本主義の成熟と転換 現代の信用と恐慌

マネーゲーム化した国際金融、停滞する先進各国の実体経済、それはなにを示しているのか。雇用不安と格差拡大に直面する国民生活、その原因はどこにあるのか。資本主義の今とこれからを深掘りする。

和田豊著

A5判上製 4600円

価値の理論 第二版

労働過程論の視角にもとづく支配労働価値説をさらに展開した増補新版！ 市場外労働（非実現商品の投下労働）家庭内労働・公務労働・ボランティア労働、エコロジーとの関連に分析を拡張。

中川スミ著／青柳和身・森岡孝二編

A5判上製 2500円

資本主義と女性労働

フェミニストによる経済学批判と切り結んで、経済学とジェンダー、女性雇用、家事労働、労働力の再生産、性別賃金格差、「家族賃金」思想など、女性労働問題の核心を追究。66歳で急逝した『資本論』研究者の女性労働論集。

菊本義治・西山博幸・本田豊・山口雅生著

A5判上製 2600円

グローバル化時代の日本経済

グローバル化のもとで変容する日本経済と国民生活、その現状、推移、これからの課題を読み解く。キーワードは「利潤率」

森岡孝二著

四六判上製 1800円

教職みちくさ道中記

長時間労働、過労死・過労自殺など今日の労働と雇用をめぐる問題と企業の社会的責任(CSR)に鋭く切り込み、研究と社会運動を精力的に展開してきた著者の初のエッセー集。

大谷禎之介・平子友長編

A5判上製 4700円

マルクス抜粋ノートからマルクスを読む

MEGA第IV部門の編集と所収ノートの研究

経済理論学会編

B5判並製 2000円

季刊 経済理論 第51巻第2号

(2014年7月)

特集◎MEGA第II部門『資本論』とその準備労作

研究の現在——第II部門完結にあたって

特集にあたって

前畑憲子

「資本の一般的分析」としての『資本論』の成立

大谷禎之介

MEGA第II部門の完結に当たって

大谷禎之介

MEGA所収諸版にもとづく『資本論』第1巻の新テキスト版

大谷禎之介

読みやすく信頼できる版を編纂する

T・クチンスキー／訳 大谷禎之介

『資本論』第2部について

宮川 彰

スミス・ドクマ批判によるマルクス再生産論の形成

宮田 惟史

『資本論』第3部第3篇章稿の課題と意義

小西一雄

「マルクス信用論」における草稿研究の意義